

## 第2 一般会計2月補正予算

## 1 歳入歳出予算

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 20,670	1,831,410	
第 1 項 議会費	△ 20,670	1,831,410	
第 1 目 議会総務費	△ 16,736	1,342,742	
(財源内訳) 一般歳入	△ 16,736		(節内訳)
( 1 ) 議員報酬	△ 10,352	989,168	( 1 ) 報酬 △ 2,805 ( 2 ) 給料 △ 3,392 ( 3 ) 職員手当等 △ 9,523 ( 4 ) 共済費 △ 1,016 県議会議員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 2,805 ・職員手当等 △ 6,126 期末手当 △ 6,126 ・共済費 △ 1,421 地方職員共済組合等負担金△ 1,421
( 2 ) 職員給与費	△ 6,384	353,574	議会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 3,392 一般職給 △ 3,392 ・職員手当等 △ 3,397 扶養手当 △ 360 地域手当 728 住居手当 96 通勤手当 △ 116 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 1 期末手当 △ 2,011 勤勉手当 △ 979 児童手当 △ 755 ・共済費 405 地方職員共済組合等負担金 405
第 2 目 事務局費	△ 3,934	488,668	
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,934		(節内訳)
			( 9 ) 旅費 △ 1,911 (11) 需用費 △ 61 (12) 役務費 △ 82 (14) 使用料及び賃借料 △ 500 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,380

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 議会運営費	△ 3,934	488,668	県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 知事直轄組織費	2,791,225	6,201,527	
第 1 項 知事直轄組織費	2,791,225	6,201,527	
第 1 目 知事直轄組織総務費	△ 27,172	1,437,565	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	1,466		(2) 給料 △ 17,458
一般歳入	△ 28,638		(3) 職員手当等 △ 18,999
(1) 職員給与費	△ 27,172	1,437,565	(4) 共済費 9,285
			特別職及び知事直轄組織職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 17,458
			一般職給 △ 17,458
			・職員手当等 △ 18,999
			扶養手当 △ 1,772
			地域手当 1,124
			住居手当 △ 1,439
			通勤手当 4,454
			管理職手当 △ 1,871
			時間外勤務手当 △ 1,823
			期末手当 △ 9,253
			勤勉手当 △ 5,705
			児童手当 △ 270
			単身赴任手当 △ 2,444
			・共済費 9,285
			地方職員共済組合等負担金 9,285
第 2 目 知事直轄組織管理費	2,052	402,340	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	2,052		(25) 積立金 2,052
(1) 基金積立金	2,052	402,340	
ア 社会環境基盤整備資金積立金	53	63	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ ふじのくにづくり推進基金積立金	1,999	2,277	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 3 目 秘書費	△ 1,210	16,678	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 1,210		(9) 旅費 △ 563
			(11) 需用費 △ 441
			(12) 役務費 △ 121
			(14) 使用料及び賃借料 △ 85

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 秘書事務費	△ 1,210	16,678	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 知事戦略費	△ 2,332	15,016	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,332		( 8 ) 報償費 △ 336 ( 9 ) 旅費 △ 1,558 (11) 需用費 △ 254 (12) 役務費 △ 176 (14) 使用料及び賃借料 △ 8
( 1 ) 知事戦略事務費	△ 2,332	15,016	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 広聴広報費	△ 5,746	315,654	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 476 △ 5,270		( 9 ) 旅費 △ 253 (11) 需用費 △ 771 (12) 役務費 △ 4,459 (14) 使用料及び賃借料 △ 263
( 1 ) 広報事業費	△ 5,463	290,663	
ア 重点広報推進費	△ 978	41,022	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民広報推進事業費	△ 4,339	233,206	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 「県民の日」事業費	△ 4	698	事業費の確定に伴う補正である。
エ 広報・報道推進費	△ 142	15,737	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 広聴事業費	△ 283	24,991	
ア 相談窓口案内事業費	△ 9	6,555	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県政情報提供事業費	△ 38	13,991	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 開かれた県政推進事業費	△ 236	4,445	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 政策推進費	△ 47,170	92,539	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 1,506 △ 45,664		( 9 ) 旅費 △ 1,051 (11) 需用費 △ 565 (12) 役務費 △ 151 (13) 委託料 △ 36,837 (14) 使用料及び賃借料 △ 66 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 8,500

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
( 1 ) 総合政策推進費	△ 47,170	92,539		
ア 県政推進調整費	△ 36,000	26,000	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 企画調査事務費	△ 1,031	17,872	事業費の確定に伴う補正である。	
ウ 土地利用計画事業費	△ 1	1,405	事業費の確定に伴う補正である。	
エ “ふじのくに”のフロンティア推進事業費	△ 8,581	26,819	事業費の確定に伴う補正である。	
オ 関係人口創出・拡大事業費	△ 1,551	13,449	国庫支出金の決定等に伴う補正である。	
カ 多彩なライフスタイル情報発信強化事業費	△ 6	6,994	事業費の確定に伴う補正である。	
第 7 目 財政管理費	2,495,938	2,508,918		
(財源内訳)			(節内訳)	
諸収入	1		( 1 ) 報酬	26
財産収入	8,951		( 4 ) 共済費	33
一般歳入	2,486,986		( 9 ) 旅費	△ 545
			(11) 需用費	△ 1,011
			(12) 役務費	△ 46
			(13) 委託料	△ 3
			(14) 使用料及び賃借料	△ 447
			(19) 負担金、補助及び交付金	△ 20
			(25) 積立金	2,497,951
( 1 ) 財政管理運営費	△ 2,014	8,933	事業費の確定に伴う補正である。	
( 2 ) 宝くじ発売事務費	1	534	事業費の確定に伴う補正である。	
( 3 ) 基金積立金	2,497,951	2,499,451	事業費の確定に伴う補正である。	
第 8 目 地域外交費	△ 45,605	282,178		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	3,000		( 1 ) 報酬	424
諸収入	△ 1,681		( 3 ) 職員手当等	124
一般歳入	△ 46,924		( 4 ) 共済費	39
			( 8 ) 報償費	△ 648
			( 9 ) 旅費	△ 13,037
			(11) 需用費	△ 1,934
			(12) 役務費	△ 1,980
			(13) 委託料	△ 5,382
			(14) 使用料及び賃借料	△ 1,343
			(19) 負担金、補助及び交付金	△ 21,868

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 地域外交推進費	△ 37,710	174,940	
ア 地域外交展開事業費	△ 2,136	30,275	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 国際化総合推進費	△ 118	5,950	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外駐在員事務所運営費	△ 16,977	132,371	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地域外交人材育成・経済交流強化事業費	△ 4,266	5,344	事業費の確定に伴う補正である。
オ 新海外活動拠点展開事業費	△ 14,213	1,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 東京事務所運営費	△ 5,991	91,980	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 大阪事務所運営費	△ 1,904	15,258	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 目 諸費	422,470	1,130,639	
(財源内訳) 一般歳入	422,470		(節内訳) (10) 交際費 △ 3,000 (11) 需用費 861 (23) 償還金、利子及び割引料 424,609
( 1 ) 過年度支出金	424,609	1,112,208	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 各部共通経費	△ 2,139	18,431	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 危機管理費	△ 806,453	10,744,023	
第 1 項 危機管理費	△ 806,453	10,744,023	
第 1 目 危機管理総務費	30,344	875,662	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	201		(2) 給料 11,331
一般歳入	30,143		(3) 職員手当等 6,769
			(4) 共済費 12,244
(1) 危機管理総務費	30,344	875,662	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 11,331
			一般職給 11,331
			・職員手当等 6,769
			扶養手当 △ 775
			地域手当 △ 2,349
			住居手当 159
			通勤手当 7,739
			管理職手当 1,064
			特殊勤務手当 2,435
			宿日直手当 △ 48
			期末手当 △ 2,092
			勤勉手当 521
			児童手当 △ 245
			単身赴任手当 360
			・共済費 12,244
			地方職員共済組合等負担金 12,244
第 2 目 危機管理費	△ 836,797	9,868,361	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 830,465		(1) 報酬 △ 2,261
諸収入	85		(3) 職員手当等 △ 1,455
県債	△ 13,000		(4) 共済費 127
一般歳入	6,583		(8) 報償費 △ 50
			(9) 旅費 △ 6,526
			(11) 需用費 △ 37,816
			(12) 役務費 △ 6,195
			(13) 委託料 3,665
			(14) 使用料及び賃借料 △ 43,868
			(15) 工事請負費 △ 42,620
			(18) 備品購入費 △ 408,606
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 291,192
(1) 危機管理対策費	7,654	1,174,859	
ア 危機管理総合調整費	△ 5,580	735,625	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	イ 防災ヘリコプター活動 事業費	13,234	257,234	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 )	新型コロナウイルス感 染拡大防止協力促進事 業費助成	△ 261,000	3,767,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	地域防災対策活性化事 業費	△ 12,680	156,834	
ア	地震防災センター機能 強化事業費	△ 2,380	30,580	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県民防災啓発強化事業 費	△ 10,000	59,300	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	火山防災対策推進事業 費	△ 300	2,608	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 )	消防体制強化推進費	△ 20,290	195,930	
ア	消防学校施設保全事業 費	△ 1,290	116,130	事業費の確定に伴う補正である。
イ	東京オリンピックパラ リンピック消防・救急 体制整備事業費助成	△ 19,000	41,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 5 )	原子力発電等対策費	△ 550,481	1,554,538	
ア	原発防災対策事業費	△ 433,918	1,289,064	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	原発安全対策推進費	△ 116,563	265,474	
	(ア) 環境放射能対策事業費	△ 104,878	182,852	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 原子力発電広報対策事 業費	△ 11,685	34,763	国庫支出金の決定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 経営管理費	△ 850,348	36,290,607	
第 1 項 経営管理費	33,564	16,141,622	
第 1 目 一般総務費	139,472	13,094,285	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	12,491		(1) 報酬 △ 13,045
諸収入	△ 17,735		(2) 給料 43,845
県債	438,000		(3) 職員手当等 94,381
一般歳入	△ 293,284		(4) 共済費 15,366
			(9) 旅費 △ 1,075
( 1 ) 職員給与費	139,472	13,094,285	経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 △ 13,045
			・給料 43,845
			一般職給 43,845
			・職員手当等 94,381
			扶養手当 △ 7,001
			地域手当 2,017
			住居手当 2,452
			通勤手当 35,100
			管理職手当 △ 1,061
			特殊勤務手当 △ 344
			時間外勤務手当 202,588
			休日勤務手当 6,424
			期末手当 △ 18,920
			勤勉手当 △ 8,160
			退職手当 △ 114,019
			児童手当 △ 1,354
			単身赴任手当 △ 1,478
			管理職員特別勤務手当 △ 1,863
			・共済費 15,366
			地方職員共済組合等負担金 53,524
			社会保険料 △ 38,158
			・旅費 △ 1,075
第 2 目 文書費	△ 17,951	108,890	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 364		(1) 報酬 △ 617
一般歳入	△ 17,587		(3) 職員手当等 52
			(4) 共済費 △ 946
			(8) 報償費 △ 488
			(9) 旅費 △ 1,658
			(11) 需用費 △ 1,519
			(12) 役務費 △ 1,378
			(13) 委託料 △ 11,272
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 125

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 法令審査等事業費	826	29,856	
ア 法令審査等事業費	826	20,773	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 文書事務費	△ 18,348	77,240	
ア 文書収発事業費	△ 1,218	26,297	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 17,130	50,943	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 情報公開推進事業費	△ 429	1,794	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 行政経営費	△ 12,779	219,582	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,002		( 1 ) 報酬 23
諸収入	△ 1,038		( 4 ) 共済費 △ 6
一般歳入	△ 12,743		( 8 ) 報償費 △ 1,140
			( 9 ) 旅費 495
			(11) 需用費 △ 3,601
			(12) 役務費 △ 3,709
			(13) 委託料 △ 3,248
			(14) 使用料及び賃借料 △ 113
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,480
( 1 ) 赴任旅費	2,401	44,528	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
( 2 ) 人事給与管理費	△ 1,694	25,050	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 職員研修事業費	△ 8,306	34,056	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 行政経営事業費	△ 5,180	82,448	
ア 行政経営事業費	△ 180	2,648	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県庁働き方改革推進事業費	△ 5,000	79,800	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 19,144	496,932	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	38		( 1 ) 報酬 △ 1,696
諸収入	△ 72		( 3 ) 職員手当等 △ 184
財産収入	△ 2,741		( 4 ) 共済費 △ 87
県債	△ 13,000		( 5 ) 災害補償費 △ 550
一般歳入	△ 3,369		( 8 ) 報償費 1,775
			( 9 ) 旅費 △ 516
			(11) 需用費 △ 1,109
			(12) 役務費 △ 1,284
			(13) 委託料 △ 2,412

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 93 (15) 工事請負費 △ 11,837 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,151
( 1) 非常勤職員等災害補償費	△ 550	2,450	静岡県議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償等に要する経費の補正である。
( 2) 職員健康指導事業費	△ 2,794	143,741	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 職員被服等貸与費	△ 784	7,048	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 職員厚生事業費	△ 2,752	173,807	
ア 共済組合事務費負担金	3,880	79,085	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	△ 5,598	62,502	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 1,034	32,220	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 職員住宅等維持管理費	△ 267	79,717	事業費の確定に伴う補正である。
( 6) 職員住宅等建設費	△ 11,837	82,857	
ア 職員住宅解体等事業費	△ 11,837	60,329	事業費の確定に伴う補正である。
( 7) 乳幼児一時預かり施設設置運営費	△ 160	7,312	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 資産経営費	△ 56,024	2,220,241	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 963		( 3) 職員手当等 124
諸収入	△ 2,663		( 4) 共済費 18
財産収入	16,024		( 8) 報償費 △ 50
県債	△ 30,000		( 9) 旅費 △ 1,299
一般歳入	△ 38,422		(11) 需用費 △ 30,109
			(12) 役務費 311
			(13) 委託料 △ 16,692
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,244
			(15) 工事請負費 △ 23,768
			(18) 備品購入費 907
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 222
			(25) 積立金 16,000
( 1) 財産管理費	△ 9,523	296,387	
ア 県有財産管理費	△ 9,523	63,046	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 県有財産管理費	△ 118	2,973	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ファシリティマネジメント推進事業費	△ 9,283	35,860	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 劣化診断事業費	△ 122	24,213	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 県庁舎等管理費	△ 31,018	1,038,317	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 県庁舎等施設改修費	△ 31,483	869,537	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 県有建築物長寿命化等推進基金積立金	16,000	16,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 10	1,692	
(財源内訳) 一般歳入	△ 10		(節内訳) ( 6) 恩給及び退職年金 △ 10
( 1) 一般職員恩給費	△ 10	1,692	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 2 項 徴税費	△ 178,448	8,651,951	
第 1 目 賦課徴収費	△ 178,448	8,651,951	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 1,553 △ 176,895		(節内訳) ( 1) 報酬 △ 285 ( 2) 給料 4,076 ( 3) 職員手当等 △ 745 ( 4) 共済費 △ 1,387 ( 8) 報償費 △ 52,992 ( 9) 旅費 △ 3,062 (11) 需用費 △ 2,171 (12) 役務費 △ 16,744 (13) 委託料 △ 21,759 (14) 使用料及び賃借料 △ 3,789 (18) 備品購入費 1,969 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 81,559
( 1) 県税賦課徴収費	△ 36,376	1,017,023	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 13,184	553,967	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 22,903	427,497	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 289	35,559	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 289	2,559	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 県税取扱費	△ 142,072	7,634,928	
ア 特別徴収義務者等報償金	△ 53,000	974,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	△ 7,600	24,200	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	△ 67,472	6,345,528	交付金の確定に伴う補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	△ 14,000	287,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 3 項 地域振興費	△ 154,931	4,699,458	
第 1 目 地域振興費	△ 149,813	4,177,823	
(財源内訳) 一般歳入	△ 149,813		(節内訳) ( 9) 旅費 △ 804 (11) 需用費 △ 513 (12) 役務費 △ 217 (13) 委託料 △ 30,255 (14) 使用料及び賃借料 △ 406 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 117,618
( 1) 地域振興推進費	△ 32,195	179,123	
ア 地域振興事務費	△ 2,055	47,244	事業費の確定に伴う補正である。
イ 賀茂地域局庁舎維持管理費	△ 140	11,879	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 伊豆半島・東部地域政策推進調整費	△ 30,000	70,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 市町村振興宝くじ交付金	△ 117,618	949,700	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 市町行財政費	△ 5,118	521,635	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 202 △ 4,916		(節内訳) ( 9) 旅費 △ 1,602 (11) 需用費 936 (12) 役務費 △ 187 (13) 委託料 △ 1,422 (14) 使用料及び賃借料 △ 10 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,833

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 市町行財政等支援費	△ 3,075	123,979	
ア 市町振興事務費	△ 618	12,581	事業費の確定に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 2,457	102,668	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 権限移譲事務交付金	△ 1,841	355,159	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 自衛官募集事務費	△ 202	336	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 57,668	193,302	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 2,596	25,934	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,596		(節内訳)
			( 1 ) 報酬 △ 2,503
			( 2 ) 給料 △ 15
			( 3 ) 職員手当等 93
			( 4 ) 共済費 △ 97
			( 9 ) 旅費 △ 19
			(11) 需用費 △ 41
			(12) 役務費 △ 8
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6
( 1 ) 職員給与費	△ 2,522	20,869	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。
			・報酬 △ 2,503
			・給料 △ 15
			一般職給 △ 15
			・職員手当等 93
			扶養手当 72
			地域手当 3
			通勤手当 106
			期末手当 △ 39
			勤勉手当 51
			児童手当 △ 100
			・共済費 △ 97
			地方職員共済組合等負担金△ 97
( 2 ) 選挙管理委員会運営費	△ 74	3,736	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 選挙啓発費	△ 73	2,367	
(財源内訳) 一般歳入	△ 73		(節内訳)
			( 9 ) 旅費 △ 19
			(11) 需用費 △ 41
			(12) 役務費 △ 7
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 明るい選挙推進事業費	△ 73	2,367	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 衆議院議員補欠選挙費	△ 54,999	165,001	(節内訳)
(財源内訳)			
国庫支出金	△ 54,999		( 1 ) 報酬 △ 337
			( 9 ) 旅費 △ 301
			(11) 需用費 △ 389
			(12) 役務費 △ 4,517
			(13) 委託料 △ 269
			(14) 使用料及び賃借料 △ 390
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 48,796
( 1 ) 衆議院議員補欠選挙執行経費	△ 54,999	165,001	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 I C T 推進費	△ 437,209	4,118,385	
第 1 目 I C T 政策費	△ 426,955	2,474,815	(節内訳)
(財源内訳)			
国庫支出金	△ 390,699		( 1 ) 報酬 △ 2
諸収入	△ 143		( 4 ) 共済費 11
一般歳入	△ 36,113		( 8 ) 報償費 △ 522
			( 9 ) 旅費 △ 1,536
			(11) 需用費 △ 1,863
			(12) 役務費 2,370
			(13) 委託料 △ 90,329
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,570
			(18) 備品購入費 △ 326,034
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,480
( 1 ) 政策推進事業費	△ 325	3,534	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 高度情報化推進費	△ 7,452	125,362	
ア 高度情報化推進事業費	△ 4,672	111,742	事業費の確定に伴う補正である。
イ I C T 戦略推進事業費	△ 2,780	13,620	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 電子県庁推進費	△ 403,827	1,657,429	
ア しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 13,088	507,368	事業費の確定に伴う補正である。
イ S D O モバイルネットワーク構築事業費	△ 390,739	1,150,061	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 県庁クラウド推進事業費	△ 15,351	584,499	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 統計調査費	△ 10,254	1,643,570	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,555		(1) 報酬 △ 7,037
諸収入	723		(3) 職員手当等 299
一般歳入	△ 422		(4) 共済費 1,410
			(8) 報償費 △ 351
			(9) 旅費 △ 2,285
			(11) 需用費 △ 6,478
			(12) 役務費 △ 323
			(13) 委託料 △ 1,194
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,492
			(19) 負担金、補助及び交付金 9,197
(1) 国の委託統計調査費	△ 9,900	1,635,815	
ア 総務省関係統計調査費	△ 3,092	1,586,967	
(ア) 生活関連統計調査費	89	91,268	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 1,471	18,513	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	495	11,758	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	△ 2,205	1,465,428	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	△ 47	2,065	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	△ 1,729	18,791	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	△ 4,494	22,396	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 農林水産統計調査費	△ 538	5,596	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 354	7,755	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 出納費	△ 35,743	2,011,212	
第 1 目 出納総務費	4,732	981,174	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	1,729		(2) 給料 7,265
一般歳入	3,003		(3) 職員手当等 △ 8,770
			(4) 共済費 6,237
(1) 職員給与費	4,732	981,174	出納局職員の人件費の補正である。
			・給料 7,265
			一般職給 7,265
			・職員手当等 △ 8,770



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			扶養手当 △ 497 地域手当 293 住居手当 934 通勤手当 △ 4,859 管理職手当 1 特殊勤務手当 2 時間外勤務手当 △ 443 期末手当 △ 2,429 勤勉手当 △ 1,122 児童手当 △ 650 ・ 共済費 6,237 地方職員共済組合等負担金 6,237
第 2 目 会計費	△ 30,190	654,617	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 331,520		(1) 報酬 △ 590
諸収入	△ 230		(4) 共済費 △ 220
一般歳入	301,560		(9) 旅費 △ 1,490
			(11) 需用費 △ 200
			(12) 役務費 △ 11,842
			(13) 委託料 △ 14,578
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,270
(1) 会計運営事務費	△ 1,208	10,555	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	△ 9,773	187,504	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	△ 1,767	37,188	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用事業費	△ 13,842	377,258	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。
(5) 地域出納運営事務費	△ 1,600	20,507	出納室の運営に要する経費の補正である。
(6) 出納局企画調整費	△ 2,000	6,000	出納施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 10,285	375,421	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 2,130		(1) 報酬 △ 1,045
財産収入	4,300		(3) 職員手当等 △ 300
一般歳入	△ 12,455		(4) 共済費 △ 545
			(9) 旅費 △ 1,534
			(11) 需用費 △ 909
			(12) 役務費 550
			(13) 委託料 △ 6,360

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 集中事務管理運営費	△ 4,807	234,557	(14) 使用料及び賃借料 △ 94 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 48 総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
( 2 ) 総合庁舎自動車管理費	△ 5,478	73,314	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
第 7 項 人事委員会費	△ 8,013	223,121	
第 1 目 委員会費	△ 460	19,152	(節内訳)
(財源内訳)			( 1 ) 報酬 △ 333
諸収入	△ 19		( 3 ) 職員手当等 △ 79
一般歳入	△ 441		( 4 ) 共済費 △ 29
( 1 ) 委員給与費	△ 441	18,422	( 9 ) 旅費 △ 19 人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 333 ・職員手当等 △ 79 通勤手当 △ 25 期末手当 △ 54 ・共済費 △ 29 地方職員共済組合等負担金△ 29
( 2 ) 委員活動費	△ 19	730	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 7,553	203,969	(節内訳)
(財源内訳)			( 1 ) 報酬 △ 111
諸収入	△ 373		( 2 ) 給料 △ 1,552
一般歳入	△ 7,180		( 3 ) 職員手当等 △ 3,946
( 1 ) 職員給与費	△ 5,624	185,062	( 4 ) 共済費 △ 306
			( 9 ) 旅費 △ 1,854
			(12) 役務費 △ 191
			(13) 委託料 790
			(14) 使用料及び賃借料 △ 383
			人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,552 一般職給 △ 1,552 ・職員手当等 △ 3,769 扶養手当 213 地域手当 △ 52 住居手当 △ 354 通勤手当 △ 1,555 管理職手当 2

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 2 ) 事務局運営活動費	△ 1,929	18,907	時間外勤務手当 △ 91 期末手当 △ 1,099 勤勉手当 △ 683 児童手当 △ 150 ・ 共済費 △ 303 地方職員共済組合等負担金△ 303  事業費の確定に伴う補正である。
第 8 項 監査委員費	△ 11,900	251,556	
第 1 目 委員費	△ 5,517	29,006	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,517		(節内訳) ( 1 ) 報酬 △ 1,455 ( 3 ) 職員手当等 △ 2,590 ( 4 ) 共済費 △ 1,472
( 1 ) 委員給与費	△ 5,517	28,545	監査委員の人件費の補正である。 ・ 報酬 △ 1,455 ・ 職員手当等 △ 2,590 通勤手当 51 期末手当 △ 2,641 ・ 共済費 △ 1,472 地方職員共済組合等負担金△ 1,472
第 2 目 事務局費	△ 6,383	222,550	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 3 △ 6,380		(節内訳) ( 1 ) 報酬 20 ( 2 ) 給料 △ 1,730 ( 3 ) 職員手当等 △ 3,457 ( 4 ) 共済費 △ 438 ( 8 ) 報償費 △ 90 ( 9 ) 旅費 △ 439 (11) 需用費 △ 193 (12) 役務費 △ 56
( 1 ) 職員給与費	△ 5,625	167,201	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 ・ 給料 △ 1,730 一般職給 △ 1,730 ・ 職員手当等 △ 3,457 扶養手当 239 地域手当 △ 60 住居手当 △ 360 通勤手当 △ 1,166 管理職手当 2 時間外勤務手当 △ 121 期末手当 △ 1,225 勤勉手当 △ 796

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 2 ) 事務局運営活動費			児童手当 30
			・ 共済費 △ 438
			地方職員共済組合等負担金△ 438
	△ 758	8,797	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 くらし・環境費	△ 778,048	8,857,043	
第 1 項 くらし・環境費	△ 83,582	2,689,899	
第 1 目 くらし・環境総務費	30,186	2,569,726	
(財源内訳) 一般歳入	30,186		(節内訳)
( 1 ) 職員給与費	30,186	2,569,726	( 2 ) 給料 14,079 ( 3 ) 職員手当等 4,467 ( 4 ) 共済費 11,737 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 97
			くらし・環境部職員の人件費の補正である。 ・給料 14,079 一般職給 14,079 ・職員手当等 4,467 扶養手当 4,500 地域手当 △ 1,394 住居手当 △ 732 通勤手当 6,167 管理職手当 2,421 特殊勤務手当 144 期末手当 △ 5,129 勤勉手当 △ 2,590 児童手当 1,080 ・共済費 11,737 地方職員共済組合等負担金 11,737 ・負担金、補助及び交付金 △ 97
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 113,768	120,173	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 70,500 △ 470 △ 42,798		(節内訳)
( 1 ) くらし・環境企画推進費	△ 31	23,640	( 8 ) 報償費 △ 298 ( 9 ) 旅費 △ 3,853 (11) 需用費 △ 47 (12) 役務費 △ 1,084 (13) 委託料 △ 1,402 (14) 使用料及び賃借料 △ 619 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 106,465
ア くらし・環境企画推進費	△ 31	7,640	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 移住定住関連事業費	△ 110,639	56,131	
ア ふじのくにに住みかえる事業費	△ 4,889	30,411	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ ふじのくに移住・就業 支援事業費	△ 105,750	20,720	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 静岡の海の生物多様性 を育む事業費	△ 3,098	40,402	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 県民生活費	△ 94,061	763,258	
第 1 目 県民生活費	△ 94,061	763,258	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 37,171		( 1 ) 報酬 △ 4,849
分担金及び負担金	△ 2,796		( 3 ) 職員手当等 △ 309
使用料及び手数料	△ 2		( 4 ) 共済費 △ 2,106
諸収入	1,205		( 8 ) 報償費 △ 1,724
繰入金	△ 15,163		( 9 ) 旅費 △ 7,226
県債	△ 7,000		(11) 需用費 △ 2,290
一般歳入	△ 33,134		(12) 役務費 △ 13,663
			(13) 委託料 △ 11,536
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,521
			(15) 工事請負費 △ 6,754
			(18) 備品購入費 △ 556
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 40,527
( 1 ) 県民生活事業費	△ 54,473	326,678	
ア 消費生活事業費	△ 36,768	168,212	
(ア) 消費者行政総合推進事 業費	△ 2,301	73,042	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政強化促進事 業費	△ 32,570	76,530	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 戦略的エンカル消費推 進事業費	△ 1,897	4,103	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民相談事業費	△ 1,229	29,766	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 新型コロナウイルス対 策NPO応援事業費	△ 15,193	16,807	事業費の確定に伴う補正である。
エ 心のUDプラス事業費	△ 1,083	4,217	事業費の確定に伴う補正である。
オ 渉外調整費	△ 200	890	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 防犯・交通安全対策推 進費	△ 4,862	72,317	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 1,973	41,772	
(ア) 防犯まちづくり推進事業費	△ 993	9,132	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 性暴力被害者支援センター運営事業費	△ 980	23,940	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 2,889	30,545	
(ア) 交通安全県民運動事業費	△ 1,770	13,895	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 交通安全対策推進事業費	△ 508	15,920	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 外国人サイクリスト自転車安全利用促進事業費	△ 611	730	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 男女共同参画施策推進費	△ 9,118	198,097	
ア 男女共同参画推進事業費	△ 734	2,772	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ運営・管理費	△ 6,934	179,129	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	△ 200	2,846	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 性の多様性理解等促進事業費	△ 1,250	1,750	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 多文化共生事業費	△ 25,608	166,166	
ア 多文化共生推進事業費	△ 890	9,110	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民国際理解推進費	△ 8,309	64,356	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域日本語教育体制構築事業費	△ 1,500	18,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 旅券発給事務費	△ 14,748	47,061	事業費の確定に伴う補正である。
オ 新型コロナに負けない外国人生徒未来応援事業費	△ 161	3,839	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 建築住宅費	△ 500,567	1,918,766	
第 1 目 住宅対策費	△ 17,670	218,753	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 601		(13) 委託料 △ 3,840
分担金及び負担金	△ 400		(14) 使用料及び賃借料 △ 400
諸収入	△ 825		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 13,430
一般歳入	△ 15,844		
( 1 ) 住宅行政推進費	△ 1,365	8,419	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 400	2,330	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 豊かな暮らし空間創生事業費	△ 13,430	23,770	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 空き家等対策推進事業費	△ 2,475	4,525	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 468,897	617,013	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 177,203		( 9 ) 旅費 △ 1,517
一般歳入	△ 291,694		(13) 委託料 △ 20,703
			(14) 使用料及び賃借料 △ 174
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 446,503
( 1 ) 震災建築物対策事業費	△ 500	2,667	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) プロジェクト「T O U K A I - 0」総合支援事業費	△ 464,026	579,467	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) がけ地近接危険住宅移転事業費助成	△ 2,587	3,296	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 建築指導行政費(確認検査)	△ 1,784	15,114	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 住宅整備費	△ 14,000	1,083,000	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 14,000		(28) 繰出金 △ 14,000
( 1 ) 県営住宅事業特別会計繰出金	△ 14,000	1,076,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 99,838	3,485,120	



科	目	補正額	現計額	説明
第1目	環境政策費	△ 30,062	2,693,682	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 56,086		(1) 報酬 △ 92
	寄附金	6,477		(3) 職員手当等 △ 412
	諸収入	△ 486		(4) 共済費 △ 630
	財産収入	△ 2,800		(8) 報償費 △ 619
	繰入金	△ 2,243		(9) 旅費 △ 2,609
	県債	△ 3,000		(11) 需用費 △ 10,782
	一般歳入	28,076		(12) 役務費 △ 1,784
				(13) 委託料 △ 118,323
				(14) 使用料及び賃借料 △ 589
				(15) 工事請負費 △ 1,600
				(18) 備品購入費 △ 6
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 49,093
				(25) 積立金 156,477
(1)	環境企画推進費	△ 1,405	25,713	
ア	地球に優しい“ふじのくに”推進事業費	△ 868	8,006	事業費の確定に伴う補正である。
イ	環境教育推進事業費	△ 14	4,612	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	環境関係団体事業費助成	△ 1,000	12,618	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ	地球環境保全等に関する基金積立金	477	477	寄付金の確定に伴う補正である。
(2)	地球環境費	△ 847	25,214	
ア	地球温暖化対策推進事業費	△ 648	21,913	事業費の確定に伴う補正である。
イ	気候変動適応推進事業費	△ 199	3,301	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	環境ふれあい費	△ 7,168	260,841	
ア	自然ふれあい施設管理運営費	△ 403	137,846	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県有林管理事業費	△ 5,800	29,200	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	環境緑化推進事業費	△ 965	93,795	
(ア)	県民参加の森づくり・緑化推進事業費	△ 564	3,596	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 芝生文化創造プロジェクト事業費	△ 401	9,199	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 自然保護費	130,454	528,861	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 24,813	364,280	
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	△ 54	7,738	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 532	26,749	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 24,160	325,840	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 生物多様性推進事業費	△ 67	3,953	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 733	8,581	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 561	7,516	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 172	1,065	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 南アルプス保全に関する基金積立金	156,000	156,000	南アルプスの環境保全及び魅力発信に要する経費に充てるため、基金に積み立てる。
( 5) 廃棄物リサイクル費	△ 97,826	314,125	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 953	14,868	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 111	9,510	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 食ロス削減推進事業費	△ 121	879	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 海洋プラスチックごみ防止事業費	△ 721	4,479	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 93,301	246,179	
(ア) 一般廃棄物適正処理推進事業費	△ 62	1,128	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) ごみ処理広域化・集約化計画策定事業費	△ 177	17,593	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 産業廃棄物適正処理推進事業費	△ 1,359	19,335	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) PCB廃棄物処理促進事業費	△ 6,300	13,347	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 県有PCB廃棄物処理管理事業費	△ 84,350	175,650	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 不法投棄対策事業費	△ 1,053	19,126	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸漂着物等対策事業費助成	△ 3,572	53,078	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 6 ) 生活環境費	△ 7,811	144,656	
ア 環境保全推進事業費	△ 3,902	21,214	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 3,844	19,556	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 58	1,658	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業費	△ 2,981	88,592	
(ア) 大気汚染・騒音等防止対策事業費	△ 1,813	47,841	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ダイオキシン類等化学物質対策事業費	△ 74	4,977	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 大気汚染自動測定器整備事業費	△ 567	19,537	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) 常時監視体制整備事業費	△ 527	16,237	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 928	34,850	事業費の確定に伴う補正である。
( 7 ) 水利用費	△ 45,459	1,394,272	
ア 水資源対策事業費	△ 687	25,427	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 185	11,589	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 502	13,838	事業費の確定に伴う補正である。
	イ 長島ダム対策事業費	△ 4,181	635,447	
	(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 4,181	418,645	事業費の確定に伴う補正である。
	ウ 水道指導事業費	△ 40,591	733,398	
	(ア) 水道維持管理指導事業費	△ 416	2,143	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 水道施設耐震化等事業費助成	△ 40,000	710,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(ウ) 水道広域化推進プラン策定事業費	△ 175	21,255	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	環境衛生科学研究所費	△ 69,776	791,438	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 2		(8) 報償費 △ 49
	諸収入	△ 47,428		(9) 旅費 △ 3,422
	財産収入	183		(11) 需用費 △ 2,300
	一般歳入	△ 22,529		(12) 役務費 △ 2,140
				(13) 委託料 △ 40,316
				(14) 使用料及び賃借料 △ 6,995
				(18) 備品購入費 △ 13,952
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 602
( 1 )	環境衛生科学研究所運営費	△ 69,776	791,438	
ア	環境衛生科学研究所運営費	△ 53,429	200,043	事業費の確定に伴う補正である。
イ	環境衛生科学研究所移転整備事業費	△ 16,347	591,395	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第6款	スポーツ・文化観光費	△ 1,204,568	14,662,560	
第1項	スポーツ・文化観光費	△ 32,675	2,818,761	
第1目	スポーツ・文化観光総務費	△ 31,403	2,788,464	(節内訳)
	(財源内訳) 一般歳入	△ 31,403		(2) 給料 5,492 (3) 職員手当等 △ 17,018 (4) 共済費 △ 17,849 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,028
(1)	職員給与費	△ 31,403	2,788,464	スポーツ・文化観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 5,492 一般職給 5,492 ・職員手当等 △ 17,018 扶養手当 △ 2,661 地域手当 2,171 住居手当 1,075 通勤手当 △ 1,358 管理職手当 △ 1,377 特殊勤務手当 5 時間外勤務手当 △ 2,138 休日勤務手当 △ 12 期末手当 △ 6,795 勤勉手当 △ 4,288 児童手当 △ 1,160 単身赴任手当 △ 480 ・共済費 △ 17,849 地方職員共済組合等負担金 △ 17,849 ・負担金、補助及び交付金 △ 2,028
第2目	スポーツ・文化観光企画費	△ 1,272	30,297	(節内訳)
	(財源内訳) 一般歳入	△ 1,272		(9) 旅費 △ 43 (11) 需用費 △ 250 (12) 役務費 △ 962 (14) 使用料及び賃借料 △ 17
(1)	スポーツ・文化観光企画推進費	△ 1,272	30,297	
ア	スポーツ・文化観光企画推進費	△ 1,272	14,297	事業費の確定に伴う補正である。
第2項	スポーツ費	△ 306,624	2,594,030	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	スポーツ費	△ 306,624	2,594,030	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 668		(8) 報償費 △ 3,381
	寄附金	△ 1,000		(9) 旅費 △ 14,470
	諸収入	△ 3,039		(11) 需用費 △ 3,273
	財産収入	124		(12) 役務費 △ 290
	繰入金	△ 81,295		(13) 委託料 △ 119,440
	県債	△ 34,000		(14) 使用料及び賃借料 △ 10,548
	一般歳入	△ 186,746		(15) 工事請負費 △ 21,000
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 142,639
				(25) 積立金 8,417
(1)	スポーツ交流関連事業費	△ 5,751	1,230,234	
ア	スポーツの力で県民元気事業費	△ 668	20,832	事業費の確定に伴う補正である。
イ	スポーツ交流推進事業費	△ 1,500	12,500	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	サイクルスポーツ県づくり事業費	△ 7,000	10,500	事業費の確定に伴う補正である。
エ	ラグビー聖地化推進事業費	△ 5,000	62,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ	ワールドカップ開催記念基金積立金	8,417	790,602	東京2020オリンピック・パラリンピックに係る宝くじ収入の見込み等に伴う基金への積立額の補正である。
(2)	生涯スポーツ振興費	△ 4,530	27,640	
ア	生涯スポーツ振興事業費	△ 4,530	25,270	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	障害者スポーツ振興関連事業費	△ 20,724	51,326	
ア	障害者スポーツ振興事業費助成	△ 16,854	42,896	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	パラサイクリング推進事業費	△ 3,870	8,430	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	スポーツ施設管理運営関連事業費	△ 34,000	722,449	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア スポーツ施設修繕事業費	△ 34,000	219,111	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 競技スポーツ振興事業費	△ 151,619	277,381	
ア 競技力向上対策事業費	△ 137,269	215,731	事業費の確定に伴う補正である。
イ 2020東京オリンピック・パラリンピック「ふじのくに」スポーツ推進事業費	△ 14,350	35,650	事業費の確定に伴う補正である。
( 6) 東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催推進事業費	△ 90,000	285,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 文化費	△ 346,751	4,203,320	
第 1 目 文化事業費	△ 136,013	2,625,847	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 19,849		( 8) 報償費 △ 150
県債	△ 18,000		( 9) 旅費 △ 2,349
一般歳入	△ 98,164		(11) 需用費 △ 244
			(12) 役務費 △ 2,000
			(13) 委託料 △ 2,064
			(15) 工事請負費 △ 45,416
			(18) 備品購入費 △ 6,327
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 77,463
( 1) 文化振興事業費	△ 82,973	536,542	
ア 文化振興推進事業費	△ 1,005	23,193	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 20,017	29,983	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに芸術祭等開催事業費	△ 2,000	23,461	事業費の確定に伴う補正である。
エ オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費	△ 31,717	196,899	事業費の確定に伴う補正である。
オ 障害者文化芸術振興事業費	△ 834	34,466	事業費の確定に伴う補正である。
カ 地域伝統芸能全国大会開催事業費	△ 27,400	5,600	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 2 ) グランシップ管理運営 関連事業費	△ 46,680	1,682,116	
ア グランシップ修繕事業 費	△ 5,708	247,338	事業費の確定に伴う補正である。
イ グランシップ特定天井 対策事業費	△ 40,972	554,666	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 舞台芸術センター関連 事業費	△ 33	315,816	
ア 「演劇の都」発信事業 費	△ 33	9,967	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 文化施設における新型 コロナウイルス対策事 業費	△ 6,327	9,173	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 文化財費	△ 50,964	383,116	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 5,504		( 1 ) 報酬 3
諸収入	△ 22,707		( 3 ) 職員手当等 △ 1
県債	△ 15,000		( 4 ) 共済費 8
一般歳入	△ 7,753		( 8 ) 報償費 △ 22
			( 9 ) 旅費 △ 382
			(11) 需用費 △ 337
			(12) 役務費 △ 9,384
			(13) 委託料 △ 33,054
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,718
			(15) 工事請負費 △ 1,020
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,057
( 1 ) 文化財保存活用費	△ 14,008	249,030	
ア 文化財保存活用費	△ 11,008	8,580	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域ぐるみの文化財保 存・活用推進事業費	△ 3,000	240,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 埋蔵文化財保存活用費	△ 36,956	127,341	
ア 埋蔵文化財センター管 理運営費	△ 15,128	48,869	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財調査受託事業費	△ 21,828	78,472	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 世界遺産推進費	△ 84,840	422,388	



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金	△ 160		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,549
寄附金	△ 51,000		(9) 旅費 △ 9,578
使用料及び手数料	△ 29,865		(11) 需用費 △ 7,056
諸収入	△ 1,621		(12) 役務費 △ 1,476
財産収入	△ 331		(13) 委託料 △ 11,666
繰入金	△ 1,146		(14) 使用料及び賃借料 △ 1,388
一般歳入	△ 717		(15) 工事請負費 △ 979
			(18) 備品購入費 △ 10
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 156
			(25) 積立金 △ 50,982
(1) 世界遺産推進費	△ 84,840	422,388	
ア 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 9,419	49,877	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山世界遺産センター管理運営事業費	△ 24,029	238,329	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 富士山後世継承基金積立金	△ 50,982	125,022	寄附金等の確定に伴う補正である。
エ 「葦山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 250	4,320	事業費の確定に伴う補正である。
オ 新しい富士登山推進事業費	△ 160	4,840	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 美術館費	△ 43,292	568,408	
(財源内訳) 国庫支出金	1,363		(節内訳) (1) 報酬 △ 249
使用料及び手数料	△ 2,683		(3) 職員手当等 △ 320
諸収入	△ 970		(4) 共済費 △ 459
財産収入	81		(8) 報償費 △ 3,666
県債	△ 33,000		(9) 旅費 △ 5,049
一般歳入	△ 8,083		(11) 需用費 1,592
			(12) 役務費 △ 395
			(13) 委託料 △ 21,278
			(14) 使用料及び賃借料 △ 405
			(15) 工事請負費 △ 13,055
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 89
			(25) 積立金 81
(1) 美術館管理運営関連事業費	△ 43,373	568,312	
ア 美術館運営事業費	△ 11,726	384,523	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 美術館修繕事業費	△ 29,271	180,565	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 美術館特定天井対策事業費	△ 2,376	3,224	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 美術博物館建設基金積立金	81	96	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 5 目 地球環境史ミュージアム費	△ 31,642	203,561	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 3,591		( 1) 報酬 △ 9,120
諸収入	△ 24,641		( 3) 職員手当等 △ 1,048
財産収入	399		( 4) 共済費 △ 3,906
県債	△ 1,000		( 9) 旅費 △ 3,630
一般歳入	△ 2,809		(11) 需用費 △ 2,765
			(12) 役務費 △ 58
			(13) 委託料 △ 8,090
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,242
			(15) 工事請負費 △ 983
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 800
( 1) ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営費	△ 31,642	203,561	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 観光交流費	△ 56,636	3,450,862	
第 1 目 観光費	△ 56,636	3,450,862	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	806		( 9) 旅費 △ 1,160
使用料及び手数料	1,101		(11) 需用費 △ 912
諸収入	△ 17		(12) 役務費 △ 200
県債	△ 71,000		(13) 委託料 △ 5,660
一般歳入	12,474		(14) 使用料及び賃借料 △ 300
			(18) 備品購入費 △ 7,404
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 41,000
( 1) 観光交流推進費	△ 56,636	3,361,336	
ア 観光施策推進費	△ 2,572	17,151	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 観光交流促進事業費	△ 54,064	2,183,272	
(ア) 海外誘客推進事業費	△ 9,000	116,000	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) スポーツイベント誘客対策強化事業費	△ 21,000	10,236	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 商品企画定着促進事業費	△ 15,000	48,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) おもてなし推進事業費	△ 1,660	61,840	事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 観光施設等感染防止対策事業費	△ 7,404	8,096	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 観光施設整備事業費	0	1,100,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 項 空港振興費	△ 461,882	1,595,587	
第 1 目 空港振興費	△ 461,882	1,595,587	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 44,619		( 8) 報償費 △ 170
財産収入	400		( 9) 旅費 △ 6,769
繰入金	△ 127,000		(11) 需用費 △ 265
県債	△ 22,000		(12) 役務費 △ 136
一般歳入	△ 268,663		(13) 委託料 △ 7,800
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 447,142
			(25) 積立金 400
( 1) 空港行政費	△ 892	27,821	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 空港西側県有地利用促進事業費	△ 5,000	5,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 空港施設整備事業費	△ 21,073	333,927	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 航空保安高度化事業費	△ 17,566	37,037	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 128,219	332,500	
ア 空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 127,000	294,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港周囲部環境保全対策事業費	△ 1,219	38,500	事業費の確定等に伴う補正である。
( 6) 静岡県空港建設等基金積立金	400	700	基金運用益の確定に伴う補正である。
( 7) 富士山静岡空港交流促進事業費	△ 289,532	840,401	
ア 就航・海外交流促進事業費	△ 223,512	534,209	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 空港定期便拡充促進事業費	△ 64,000	127,973	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 航空物流推進事業費	△ 2,020	5,119	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
第 7 款 健康福祉費	△ 15,640,655	324,485,028		
第 1 項 健康福祉費	△ 2,003,709	12,569,797		
第 1 目 健康福祉総務費	26,685	9,999,603		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	46,995		(2) 給料	△ 16,496
諸収入	49,279		(3) 職員手当等	△ 25,374
一般歳入	△ 69,589		(4) 共済費	68,170
			(19) 負担金、補助及び交付金	385
(1) 職員給与費(健康福祉総務費)	26,685	9,999,603	健康福祉部職員の人件費の補正である。	
			・給料	△ 16,496
			一般職給	△ 16,496
			・職員手当等	△ 25,374
			扶養手当	△ 1,634
			地域手当	13,931
			住居手当	7,234
			通勤手当	849
			管理職手当	8,444
			初任給調整手当	2,063
			特殊勤務手当	17,712
			時間外勤務手当	△ 2,917
			休日勤務手当	△ 12,086
			夜間勤務手当	△ 37
			宿日直手当	△ 43
			期末手当	△ 33,966
			勤勉手当	△ 21,491
			児童手当	△ 1,915
			単身赴任手当	△ 1,518
			・共済費	68,170
			地方職員共済組合等負担金	68,170
			・負担金、補助及び交付金	385
第 2 目 健康福祉企画費	△ 2,030,394	2,570,194		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 1,992,194		(1) 報酬	4,588
寄附金	11,476		(3) 職員手当等	△ 100
諸収入	421		(4) 共済費	△ 470
財産収入	116		(8) 報償費	△ 3,978
繰入金	△ 30,904		(9) 旅費	△ 6,834
県債	3,000		(11) 需用費	△ 2,021,897
一般歳入	△ 22,309		(12) 役務費	△ 1,186
			(13) 委託料	16,387
			(14) 使用料及び賃借料	△ 553
			(15) 工事請負費	△ 27,321
			(18) 備品購入費	10,620

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(19) 負担金、補助及び交付金 350
( 1) 健康福祉推進費	△ 1,466	79,776	
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 1,620	31,017	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 1,620	15,017	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	154	38,254	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	0	10,505	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 健康福祉センター運営事業費	△ 5,993	149,353	
ア 健康福祉センター運営費	△ 5,993	149,353	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 社会健康医学研究推進事業費	△ 9,180	613,820	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 社会健康医学大学院大学整備事業費	△ 29,288	295,712	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 新型コロナウイルス感染症対策衛生資材整備事業費	△ 1,984,467	1,431,533	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 7,213,141	74,140,245	
第 1 目 地域福祉費	△ 5,573,112	9,848,076	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 5,497,978		( 8) 報償費 △ 2,179
諸収入	△ 900		( 9) 旅費 △ 2,094
繰入金	△ 20,206		(11) 需用費 △ 1,111
県債	△ 5,000		(12) 役務費 △ 1,429
一般歳入	△ 49,028		(13) 委託料 △ 8,521
			(14) 使用料及び賃借料 △ 936
			(15) 工事請負費 △ 5,257
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,551,585
( 1) 地域福祉推進費	△ 5,543,602	9,625,026	
ア 地域福祉活動費	△ 35,081	731,945	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 地域福祉活動団体活動 促進事業費助成	△ 16,088	74,543	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進 事業費	5,831	79,575	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域福祉活動支援事業 費助成	△ 1,760	8,440	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 民生委員・児童委員活 動推進費助成	△ 1,472	328,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 総合社会福祉会館管理 運営事業費	△ 9,069	121,362	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 成年後見推進事業費	△ 7,770	27,230	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 民生委員・児童委員活 動支援事業費	△ 4,753	2,455	事業費の確定に伴う補正である。
イ 低所得者更正援護費	△ 5,485,311	7,492,449	
(ア) 生活福祉資金貸付推進 事業費助成	△ 5,485,311	7,491,689	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	△ 4,159	698,687	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 1,228	6,694	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス第三者評 価事業推進費	△ 900	1,608	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉法人等のネッ トワーク化による協働 推進事業費	△ 2,031	16,869	事業費の確定に伴う補正である。
エ 社会福祉施設整備費	△ 19,051	701,945	
(ア) 民間社会福祉施設整備 償還金助成事業費	△ 19,051	701,945	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 福祉人材確保事業費	△ 12,670	115,535	
ア 静岡県社会福祉人材セ ンター運営事業費	△ 234	46,971	事業費の確定に伴う補正である。
イ 福祉人材確保対策事業 費	△ 12,436	68,564	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 3 ) 人権・同和対策等事業費	△ 16,840	107,515	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 5,998	74,129	
(ア) 人権同和対策事業推進費	△ 499	1,934	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 隣保館運営費助成	△ 5,499	58,825	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 人権問題啓発事業費	△ 10,842	33,386	
(ア) 人権啓発活動事業費	△ 9,721	19,452	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 人権啓発センター運営等事業費	△ 58	10,770	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 人権啓発等推進事業費	△ 1,063	3,164	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 生活保護費	14,884	3,818,770	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 39,496		(19) 負担金、補助及び交付金 7,410
諸収入	50,508		(20) 扶助費 7,474
一般歳入	3,872		
( 1 ) 生活援護推進費	14,884	3,818,770	
ア 生活援護事業費	14,884	3,818,721	
(ア) 生活保護費	20,297	3,610,297	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	237	3,437	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 住居確保給付金	0	27,600	財源更正に伴う補正である。
(エ) 救護施設支援事業費助成	△ 5,650	1,750	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 1,646,529	60,413,957	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 200,855		( 8 ) 報償費 △ 13,634
諸収入	△ 480,364		( 9 ) 旅費 △ 6,843
財産収入	400		(11) 需用費 △ 725
繰入金	△ 1,446,047		(12) 役務費 3,168
県債	16,000		(13) 委託料 25,921
一般歳入	464,337		(14) 使用料及び賃借料 △ 4,756



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(15) 工事請負費 7,313 (18) 備品購入費 △ 46 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,657,327 (25) 積立金 400
( 1) 高齢者健康いきいき県 づくり推進費	△ 1,428	199,424	
ア 高齢社会総合対策費	△ 276	23,126	
(ア) 高齢社会総合対策推進 費	△ 276	23,126	事業費の確定に伴う補正である。
イ 元気高齢者対策費	△ 1,152	176,298	
(ア) 健康長寿連携推進事業 費	△ 1,152	82,076	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 介護保険制度推進費	△ 1,256,152	47,600,777	
ア 介護サービス推進事業 費	△ 1,207,360	1,748,510	
(ア) 介護サービス向上促進 事業費	△ 1,941	3,929	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備 事業費助成	△ 1,202,277	1,692,723	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護施設等自家発電設 備等整備事業費助成	△ 3,142	51,858	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 4,403	45,249,576	
(ア) 介護給付費等県負担金	30,506	44,358,506	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正 である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費 助成	△ 68	752,932	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営 費	△ 25,440	51,739	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護保険財政安定化基 金繰出金	400	500	基金運用益の確定に伴う補正である。
(オ) 介護支援専門員水準向 上事業費	△ 9,801	899	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 44,389	602,691	
(ア) 介護人材就業・定着促進事業費	△ 7,010	25,640	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所キャリアパス制度導入・発展化事業費	△ 1,459	9,831	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護職経験者復職・代替職員雇上事業費	△ 1,000	12,500	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護分野ICT化等事業費助成	△ 3,835	351,165	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 外国人介護人材確保総合対策事業費	△ 31,085	52,555	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 社会福祉施設等感染症拡大防止対策事業費助成	△ 342,424	601,281	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 社会福祉サービス確保支援事業費助成	△ 46,525	141,475	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 遺家族等援護費	△ 8,384	59,442	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 4,457		( 8 ) 報償費 △ 393
一般歳入	△ 3,927		( 9 ) 旅費 △ 989
			(11) 需用費 △ 1,139
			(12) 役務費 △ 1,819
			(13) 委託料 △ 2,423
			(14) 使用料及び賃借料 △ 21
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,600
( 1 ) 戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業費	△ 8,384	59,442	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	△ 1,458,543	52,356,940	
第 1 目 こども未来費	△ 1,458,543	52,356,940	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,043,329		( 1 ) 報酬 6,686
使用料及び手数料	△ 17,616		( 3 ) 職員手当等 △ 4,722
諸収入	282,719		( 4 ) 共済費 △ 1,764
財産収入	1,581		( 8 ) 報償費 △ 1,804
繰入金	△ 285,754		( 9 ) 旅費 △ 5,715

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
県債	△ 160,000		(11) 需用費 △ 5,473
一般歳入	△ 236,144		(12) 役務費 △ 1,264
			(13) 委託料 59,623
			(14) 使用料及び賃借料 △ 953
			(15) 工事請負費 △ 1,136
			(18) 備品購入費 △ 184
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,642,388
			(20) 扶助費 65,959
			(25) 積立金 74,592
( 1 ) 少子化対策推進費	△ 103,572	70,628	
ア ふじのくに少子化突破 展開事業費助成	△ 64,000	36,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに少子化対策 特別推進事業費	△ 35,352	26,248	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 少子化対策計画推進費	△ 1,220	3,380	事業費の確定に伴う補正である。
エ ふじのくに出会いサポ ート事業費	△ 3,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 保育サービス推進費	△ 1,135,731	21,902,845	
ア 質の高い保育の確保推 進費	△ 433,945	18,144,040	
(ア) 保育士等確保対策事業 費	△ 13,653	15,747	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子ども・子育て支援給 付費負担金	△ 213,789	17,140,211	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 幼児教育・保育無償化 推進事業費	△ 205,966	423,034	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 保育士試験合格応援事 業費	△ 537	3,663	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保育サービス推進費	△ 701,786	3,758,805	
(ア) 保育対策等促進事業費 助成	△ 149,948	752,302	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費 助成	△ 38,000	722,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 認定こども園等整備事 業費助成	△ 295,106	1,259,894	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 年度途中入所サポート 事業費助成	△ 1,000	56,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 児童福祉施設等感染症 防止対策事業費助成	△ 217,732	968,609	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 地域における子育て支 援推進費	△ 208,462	17,118,738	
ア 地域における子育て支 援推進費	210,840	4,530,597	
(ア) しずおかふじさんっこ 推進事業費	△ 1,471	23,126	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 安心こども基金積立金	74,592	1,771,828	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 子育て支援事業費助成	137,719	1,173,634	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	△ 319,302	1,923,530	
(ア) 放課後児童クラブ運営 費助成	△ 165,924	1,776,345	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費 助成	△ 152,000	140,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 放課後児童支援員等資 質向上研修事業費	△ 1,378	7,185	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支 援費	△ 100,000	10,662,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	60,000	8,360,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	△ 160,000	2,302,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 母子保健推進費	△ 125,298	2,639,470	
ア 乳幼児検査・健診事業 費	△ 3,590	50,000	検査件数の変動に伴う補正である。
イ 未熟児養育医療扶助費	2,200	48,200	給付件数の変動に伴う補正である。
ウ 身体障害児育成医療等 扶助費	△ 5,000	16,000	給付件数の変動に伴う補正である。
エ 小児慢性特定疾病医療 費	15,000	400,000	給付件数の変動等に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
オ	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費助成	308	1,308	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ	不妊治療費助成	△ 28,479	1,570,466	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ	子育て支援活動等推進費	△ 1,737	33,838	事業費の確定に伴う補正である。
ク	新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業費助成	△ 104,000	363,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5)	要保護児童等対応推進費	114,520	10,625,259	
ア	児童虐待防止対策費	157,795	8,485,181	
(ア)	児童相談所等職員専門研修事業費	△ 3,060	5,540	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	児童家庭支援センター運営費助成	100	52,100	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	児童虐待防止対策事業費	△ 1,392	60,808	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	一時保護児童収容費	3,179	138,485	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(オ)	児童入所措置費	161,882	8,010,882	措置児童数の変動等に伴う補正である。
(カ)	中央児童相談所移転事業費	△ 1,871	156,486	事業費の確定に伴う補正である
(キ)	児童相談所新型コロナウイルス感染症防止対策事業費	△ 1,043	4,079	事業費の確定に伴う補正である。
イ	社会的養護体制推進費	△ 11,798	840,261	
(ア)	県立児童福祉施設運営費	△ 13,837	250,771	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ)	児童養護施設等整備費助成	6,908	272,195	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費	△ 4,869	52,631	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	DV防止対策費	△ 2,581	95,513	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 婦人一時保護所・婦人保護施設運営費	△ 2,181	85,174	入所者数の変動等に伴う補正である。
(イ) 民間シェルター活用促進事業費	△ 400	2,914	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援推進費	△ 28,896	1,204,304	
(ア) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 8,445	280,255	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ひとり親家庭就学支援事業費	△ 500	4,900	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 児童扶養手当給付費	△ 17,000	702,000	支給対象者数の変動等に伴う補正である。
(エ) ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	△ 2,000	21,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) ひとり親あしんL I N E相談事業費	△ 951	8,149	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	△ 1,045,098	26,142,633	
第 1 目 障害者支援費	△ 1,045,098	26,142,633	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,301,853		(1) 報酬 △ 1,395
使用料及び手数料	△ 251		(3) 職員手当等 641
諸収入	92,642		(4) 共済費 △ 1,568
繰入金	△ 6,067		(8) 報償費 △ 5,927
県債	△ 21,000		(9) 旅費 △ 10,084
一般歳入	191,431		(11) 需用費 △ 10,500
			(12) 役務費 △ 3,523
			(13) 委託料 △ 49,236
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,742
			(15) 工事請負費 △ 2,359
			(18) 備品購入費 △ 6,489
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 949,915
			(20) 扶助費 △ 2,336
			(28) 繰出金 335
(1) 障害者支援体制整備費	△ 982,147	25,935,848	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 42,244	385,193	
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 4,466	114,726	事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 障害児・者虐待防止対策事業費	△ 29	199	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域生活定着支援センター事業費	3,000	23,167	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 多様な精神疾患医療連携体制整備事業費	△ 2,298	19,467	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) ゲーム障害・ネット依存対策事業費	△ 105	2,295	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 自殺総合対策事業費	△ 32,177	60,473	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 若者こころのSOSサポート事業費	△ 964	55,736	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) ひきこもり対策推進事業費	△ 3,754	23,553	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) ギャンブル等依存症対策事業費	△ 1,451	549	事業費の確定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	△ 965,664	20,025,552	
(ア) 障害者総合支援法関連事業費	281,955	14,667,057	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	636	14,136	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症心身障害児(者)等利用施設医療支援事業費	△ 571	1,713	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業費助成	△ 484	516	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 在宅重症児者対応多職種連携研修事業費	△ 4,451	349	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業費	△ 300	1,600	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 県立障害児(者)施設運営費	△ 27,769	177,281	利用人員の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ク) 県立磐田学園改築整備 事業費	△ 8,402	1,366,246	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 障害者施設等整備費助 成	△ 69,222	637,651	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 児童発達支援センター 機能強化事業費	△ 750	6,750	事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 障害分野ロボット等導 入支援事業費助成	△ 306	26,694	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(シ) 障害福祉サービス提供 体制構築支援事業費助 成	△ 1,136,000	2,975,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 495	173,717	
(ア) 発達障害者支援体制整 備事業費	△ 495	34,815	事業費の確定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	18,921	2,336,239	
(ア) 精神科救急医療対策事 業費	△ 52	108,014	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 精神保健福祉センター 診療事業費	△ 27	225	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 精神障害者措置・通院 医療費負担金	19,000	2,228,000	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正であ る。
オ 障害者(児)手当等給 付費事業費	7,335	3,015,147	
(ア) 身体障害児(者)援護 費負担金	8,000	1,052,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付 事業費	△ 1,000	57,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 心身障害者扶養共済事 業特別会計繰出金	335	121,637	保険料納付金等の確定に伴う補正である。
( 2 ) 自立と社会参加促進費	△ 62,951	206,785	
ア 地域生活移行促進費	△ 4,346	5,645	
(ア) 精神障害者地域移行支 援事業費	△ 3,555	3,227	事業費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 措置入院者退院後支援事業費	△ 791	2,418	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 57,788	134,598	
(ア) 障害者働く幸せ創出事業費	△ 797	53,489	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農福連携による工賃向上支援事業費	△ 2,743	19,557	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ふじのくに福産品一人一品運動推進事業費	△ 248	5,752	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 障害のある人への工賃支援事業費助成	△ 54,000	10,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 817	66,542	
(ア) 障害のある人への心づかい推進事業費	△ 44	14,656	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 手話言語普及促進事業費	△ 773	1,527	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 医療費	△ 3,952,111	84,067,230	
第 1 目 医務福祉費	△ 936,754	66,040,308	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 290,696		(1) 報酬 △ 12,230
寄附金	1,045		(3) 職員手当等 △ 2,800
使用料及び手数料	△ 2,406		(4) 共済費 △ 3,796
諸収入	48,025		(8) 報償費 △ 14,148
財産収入	2,206		(9) 旅費 △ 14,408
繰入金	△ 619,223		(11) 需用費 △ 23,266
県債	△ 12,000		(12) 役務費 △ 1,736
一般歳入	△ 63,705		(13) 委託料 △ 82,836
			(14) 使用料及び賃借料 △ 13,447
			(15) 工事請負費 △ 828
			(18) 備品購入費 △ 2,110
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,027,744
			(20) 扶助費 5,258
			(21) 貸付金 △ 22,381
			(25) 積立金 279,750
			(27) 公課費 △ 32
(1) 医療従事者確保対策推進費	△ 299,170	1,965,392	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	医師確保対策推進費	△ 95,036	1,260,947	
	(ア) ふじのくにバーチャル メディカルカレッジ運 営事業費	△ 44,663	1,124,537	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 県立病院医師派遣事業 費	△ 20,319	12,576	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 医師確保対策等推進事 業費	△ 271	1,339	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 医療従事者確保支援事 業費助成	△ 5,040	9,838	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 指導医招聘等事業費助 成	△ 21,743	6,657	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 指導医確保支援事業費 助成	△ 3,000	1,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	看護職員確保対策推進 費	△ 204,134	704,445	
	(ア) 看護職員確保対策事業 費	△ 9,420	127,868	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 医療関係人材養成事務 費	△ 946	9,585	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 病院内保育所運営費助 成	△ 38,814	161,186	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 医療勤務環境改善支援 センター事業費	△ 3,264	27,736	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 看護師勤務環境改善施 設整備費助成	△ 21,660	758	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 看護の質向上促進研修 事業費	△ 58,993	28,907	事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 看護職員養成所運営費 助成	△ 3,911	151,774	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ク) 県立看護専門学校運営 費	△ 23,008	94,849	事業費の確定に伴う補正である。
	(ケ) 医療従事者養成所施設 ・設備整備費助成	△ 17,182	7,118	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(コ) 看護師養成所等実習補完事業費助成	△ 7,755	8,245	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(サ) 看護職員修学資金貸付金	△ 19,181	74,819	事業費の確定に伴う補正である。
( 2)	医療提供体制確保対策推進費	△ 512,034	7,127,236	
ア	救急医療対策推進費	△ 95,846	1,253,184	
	(ア) 救急医療施設運営費等助成	△ 37,082	532,478	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 362	638	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 西部ドクターヘリ格納庫等整備事業費助成	△ 33,936	124,564	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	△ 1,905	9,759	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 緊急被ばく予防対策事業費	△ 4,518	13,482	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 緊急医療施設等運営費	△ 18,043	66,723	事業費の確定に伴う補正である。
イ	災害医療対策推進費	△ 9,750	3,550	
	(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 7,750	3,550	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 静岡DMA T体制強化推進事業費	△ 2,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	周産期医療対策推進費	△ 103,500	709,962	
	(ア) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 8,039	335,349	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 小児救急電話相談事業費	△ 14,025	65,975	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 産科医療確保事業費	△ 20,934	79,939	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 産科医療施設等整備事業費助成	△ 60,502	44,598	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
エ	へき地医療対策推進費	△ 42,696	158,423	
	(ア) へき地医療対策事業費助成	△ 10,420	7,290	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) へき地医療施設設備整備促進費助成	△ 32,276	18,533	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ	医療連携推進費	204,393	4,452,893	
	(ア) 周産期医療人材確保対策事業費	△ 100	30,900	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 医療介護総合確保連携推進事業費	△ 5,000	13,000	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 病床機能再編支援事業費助成	140,732	186,732	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(エ) 在宅療養・介護支援事業費	△ 114,500	17,500	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 地域包括ケア推進事業費(医療分)	△ 72,000	104,000	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 地域医療連携推進事業費助成	△ 24,489	18,011	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 地域医療介護総合確保基金積立金	279,750	4,052,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	医療関係対策事業費	△ 18,939	84,720	
	(ア) 救急医療情報センター運営事業費	△ 16,603	67,860	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 医療関係対策事業費	△ 193	7,903	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 医療安全相談体制づくり推進事業費	△ 10	3,810	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 公衆衛生活動事業費助成	△ 533	2,147	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 外国人患者受入環境整備事業費	△ 1,600	3,000	事業費の確定に伴う補正である。
キ	医療機関整備充実費	△ 445,696	464,504	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 医療施設設備等整備事業費助成	△ 23,661	417,539	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 294,791	19,209	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 病床機能分化促進事業費助成	△ 127,244	27,756	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	難病・感染症等対策推進費	△ 125,550	56,531,299	
ア	がん総合対策推進事業費	△ 5,439	470,009	
	(ア) がん総合対策推進事業費	△ 5,439	205,109	事業費の確定に伴う補正である。
イ	難病・原爆被爆者等対策費	59,812	2,890,384	
	(ア) 難病医療費等事業費助成	79,600	2,505,600	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(イ) 難病等対策推進事業費	△ 1,163	97,181	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 難病患者支援推進事業費	△ 63	21,379	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) アレルギー対策推進事業費	△ 219	2,081	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 18,343	245,157	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
ウ	感染症対策事業費	△ 179,923	53,170,906	
	(ア) 感染症患者入院医療費負担金	△ 4,484	116,016	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(イ) 感染症指定医療機関運営費助成	△ 61,798	12,312	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 感染症等対策事業費	△ 2,240	45,860	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	657	26,957	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 新型インフルエンザ対策事業費	△ 18,263	101,476	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) 結核患者医療費負担金	155	4,045	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(キ) 肝炎対策事業費	△ 540	35,270	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業費	△ 1,170	1,060	利用者数の変動等に伴う補正である。
(ケ) 肝炎患者医療費負担金	△ 50,500	148,500	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(コ) 風しん抗体検査事業費助成	△ 10,956	8,744	利用者数の変動等に伴う補正である。
(サ) 感染症予防体制整備事業費	△ 260	2,540	事業費の確定に伴う補正である。
(シ) 発熱等診療医療機関体制整備事業費助成	△ 30,000	170,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ス) 新型コロナウイルス感染症対策事業費	△ 343	13,857,657	事業費の確定に伴う補正である。
(セ) 新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	△ 181	37,764,419	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 県立病院費	△ 3,015,357	18,026,922	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 3,005,000		( 1) 報酬 △ 67
一般歳入	△ 10,357		( 9) 旅費 △ 170
			(12) 役務費 △ 48
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 10,072
			(21) 貸付金 △ 3,005,000
( 1) 静岡県立病院機構関係事業費	△ 3,005,295	11,160,574	
ア 静岡県立病院機構貸付金	△ 3,005,000	4,159,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う補正である。
イ 静岡県立病院機構評価委員会運営費	△ 202	865	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県立病院機構関係事務運営費	△ 93	709	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) がんセンター事業会計繰出金	△ 10,062	6,866,348	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 健康費	57,432	74,809,427	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	健康増進費	153,882	2,938,219	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 11,845		(1) 報酬 △ 377
	諸収入	90,526		(4) 共済費 △ 7
	繰入金	△ 7,486		(8) 報償費 △ 1,015
	一般歳入	82,687		(9) 旅費 △ 1,356
				(11) 需用費 △ 2,079
				(12) 役務費 △ 338
				(13) 委託料 △ 8,280
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,139
				(19) 負担金、補助及び交付金 169,473
(1)	ふじのくに健康増進計画等推進事業費	1,832	394,572	
ア	ふじのくに健康増進計画等推進事業費	△ 5,861	48,719	事業費の確定に伴う補正である。
イ	受動喫煙防止対策等推進事業費	△ 1,158	14,222	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	在宅歯科医療連携体制整備事業費助成	10,000	61,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ	健康増進指導推進事業費	△ 1,149	7,292	
(ア)	健康増進指導事業費	△ 1,149	5,432	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	地域包括ケアシステム推進費	152,050	2,543,647	
ア	地域包括ケア推進事業費(介護分)	△ 7,407	50,069	事業費の確定に伴う補正である。
イ	介護予防と保健事業の一体的実施促進事業費	0	20,000	財源更正に伴う補正である。
ウ	地域支援事業費県交付金	176,482	2,346,482	市町の地域支援事業費執行見込額の変更に伴う補正である。
エ	認知症総合対策推進費	△ 17,014	85,107	
(ア)	認知症総合対策推進事業費	△ 435	61,386	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費	△ 16,579	23,721	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 高齢者介護予防緊急対策事業費	△ 4	8,496	事業費の確定に伴う補正である。
カ 新しいつながり創出支援事業費	△ 7	14,993	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 国民健康保険費	△ 201	30,108,635	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 201		(1) 報酬 △ 180
			(8) 報償費 △ 10
			(9) 旅費 △ 510
			(19) 負担金、補助及び交付金 82,000
			(28) 繰出金 △ 81,501
(1) 国民健康保険事業費	△ 201	30,108,635	
ア 国民健康保険事業費	△ 700	27,191	
(ア) 国民健康保険等推進事業費	△ 700	11,191	事業費の確定に伴う補正である。
イ 国民健康保険保険基盤安定負担金	82,000	10,078,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ 国民健康保険事業特別会計繰出金	△ 81,501	20,003,444	
(ア) 国民健康保険事業特別会計繰出金(高額医療費負担金分)	△ 8,530	2,401,896	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ) 国民健康保険事業特別会計繰出金(特定健診等負担金分)	△ 72,971	411,029	負担対象経費の変動に伴う補正である。
第 3 目 老人医療費	△ 96,249	41,762,573	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	709		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 96,958
一般歳入	△ 96,958		(25) 積立金 709
(1) 後期高齢者医療対策事業費	△ 96,249	41,762,573	
ア 後期高齢者医療給付費負担金	△ 275,733	32,504,267	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 後期高齢者医療制度関連事業費	179,484	9,258,306	



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 後期高齢者医療保険基 盤安定負担金	117,227	6,030,227	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ) 後期高齢者医療高額医 療費負担金	61,548	2,061,548	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ) 後期高齢者医療財政安 定化基金積立金	709	493,065	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 7 項 生活衛生費	△ 25,485	398,756	
第 1 目 食品衛生費	△ 15,129	285,055	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,740		(1) 報酬 △ 350
諸収入	△ 596		(4) 共済費 △ 1,000
一般歳入	△ 10,793		(8) 報償費 △ 1,083
			(9) 旅費 △ 2,060
			(11) 需用費 △ 5,201
			(12) 役務費 △ 470
			(13) 委託料 △ 3,838
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,127
( 1 ) 動物愛護管理対策事業 費	△ 5,012	128,910	
ア 人と動物との共生推進 事業費	△ 4,357	122,419	事業費の確定に伴う補正である。
イ 人と動物の共生推進の ための拠点検討事業費	△ 655	266	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 食品・食肉衛生事業費	△ 8,890	105,592	
ア 食の安全・安心推進事 業費	△ 8,606	85,230	
(ア) 食の安全・安心向上事 業費	△ 1,848	32,811	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業 費	△ 3,557	14,864	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) はじめようホップ・ス テップ・HACCP事 業費	△ 997	5,408	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) と畜・食鳥検査事業費	△ 2,204	24,909	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 食品表示適正化・活用普及事業費	△ 284	716	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 生活衛生・温泉指導事業費	△ 1,227	44,923	
ア 生活衛生・温泉指導事業費	△ 100	11,075	事業費の確定に伴う補正である。
イ 生活衛生関係営業衛生確保等指導費助成	△ 1,127	22,848	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	△ 10,356	113,701	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 792		( 8 ) 報償費 △ 448
諸収入	1,238		( 9 ) 旅費 △ 3,053
一般歳入	△ 10,802		(11) 需用費 △ 10
			(12) 役務費 △ 75
			(13) 委託料 △ 582
			(14) 使用料及び賃借料 △ 72
			(15) 工事請負費 △ 1,392
			(18) 備品購入費 △ 350
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,374
( 1 ) 先進医薬普及促進事業費	△ 4,334	27,666	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 5,181	77,490	
ア 薬事関係指導費	△ 4,802	49,125	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 792	16,917	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 3,499	19,085	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 511	9,813	事業費の確定に伴う補正である。
イ 血液事業対策費	△ 169	4,582	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費	△ 210	23,783	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 薬物乱用防止対策費	△ 841	8,545	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 麻薬覚醒剤等乱用防止 対策事業費	△ 562	2,222	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大麻・危険ドラッグ撲 滅対策事業費	△ 279	6,323	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 経済産業費	△ 14,350,934	117,114,136	
第 1 項 経済産業費	△ 210,339	14,243,726	
第 1 目 経済産業総務費	△ 208,196	13,144,732	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	748 523 △ 209,467		(節内訳) (2) 給料 △ 46,081 (3) 職員手当等 △ 145,958 (4) 共済費 △ 16,575 (19) 負担金、補助及び交付金 418
( 1 ) 職員給与費	△ 208,196	13,144,732	経済産業部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 46,081 一般職給 △ 46,081 ・職員手当等 △ 145,958 扶養手当 △ 14,841 地域手当 △ 69 住居手当 3,432 通勤手当 △ 351 管理職手当 15,669 特殊勤務手当 △ 8,888 時間外勤務手当 △ 4,873 休日勤務手当 △ 6,882 夜間勤務手当 △ 146 宿日直手当 254 期末手当 △ 77,902 勤勉手当 △ 45,909 農林漁業普及指導手当 △ 2,795 児童手当 △ 2,135 単身赴任手当 △ 522 ・共済費 △ 16,575 地方職員共済組合等負担金 △ 16,575 ・負担金、補助及び交付金 418
第 2 目 経済産業企画費	△ 2,143	1,098,994	
(財源内訳) 財産収入 一般歳入	125 △ 2,268		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,415 (9) 旅費 △ 3,635 (11) 需用費 △ 671 (12) 役務費 △ 620 (15) 工事請負費 224 (19) 負担金、補助及び交付金 1,240 (25) 積立金 2,734
( 1 ) 経済産業企画推進事業費	△ 1,426	27,360	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 農林事務所庁舎管理費	△ 447	31,995	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 3) 森の力再生基金積立金	2,734	996,742	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
( 4) 産業成長戦略推進事業費	△ 2,380	18,936	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 農協等団体検査費	△ 624	7,961	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 産業革新費	△ 973,335	6,102,761	
第 1 目 産業革新費	△ 973,335	6,102,761	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 726,390		( 1) 報酬 △ 417
使用料及び賃借料	△ 696		( 8) 報償費 △ 15,346
諸収入	△ 460		( 9) 旅費 △ 38,317
繰入金	△ 5,000		(11) 需用費 15,221
一般歳入	△ 240,789		(12) 役務費 △ 1,580
			(13) 委託料 △ 129,354
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,186
			(15) 工事請負費 △ 143
			(18) 備品購入費 △ 3,004
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 794,204
			(27) 公課費 △ 5
( 1) 産業イノベーション推進費	△ 138,599	905,860	
ア マリンバイオ産業振興事業費	△ 93,892	533,574	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ ふじのくにICT人材育成事業費	△ 14,500	74,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業IoT活用促進事業費	△ 2,763	16,237	事業費の確定に伴う補正である。
エ 中小企業ロボット導入促進事業費	△ 3,666	5,834	事業費の確定に伴う補正である。
オ 新成長戦略研究費	△ 23,778	266,222	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 新成長産業分野育成推進費	△ 69,196	1,798,386	
ア 新成長産業戦略的育成事業費助成	△ 14,259	224,172	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ 先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	△ 13,162	262,703	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ウ	ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	△ 838	66,062	事業費の確定に伴う補正である。
エ	EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	△ 9,295	294,405	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
オ	静岡型航空産業育成事業費助成	△ 780	37,863	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
カ	ファルマバレープロジェクト推進事業費	△ 18,422	233,042	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
キ	静岡県医療健康産業研究開発センター管理運営費	△ 1,077	67,378	事業費の確定に伴う補正である。
ク	フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業費	△ 13,854	278,750	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ケ	医療機器産業基盤強化推進事業費助成	7,491	217,491	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
コ	緊急時医療用ガウン等生産体制構築事業費	△ 5,000	5,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	マーケティング費	△ 659,262	1,033,994	
ア	6次産業化推進事業費	△ 117,500	23,500	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ	「食の都」づくり推進費	△ 24,000	23,418	
(ア)	飲食店設備導入等支援事業費	△ 24,000	6,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ	マーケティング戦略費	△ 517,762	975,838	
(ア)	県産品輸出促進機能形成事業費	△ 23,251	4,249	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ)	県産品国内販路開拓支援事業費	△ 36,439	28,561	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ)	農芸品供給拡大緊急対策事業費	△ 2,577	127,423	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	県産品輸出促進事業費	△ 439,655	662,445	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(オ)	中国輸出拡大事業費	△ 2,840	4,160	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) ふじのくに(静岡・山梨)県産品販売促進連携事業費	△ 13,000	17,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) エネルギー政策費	△ 106,278	2,324,961	
ア 新エネルギー等導入促進事業費	△ 70,750	230,068	
(ア) 地産エネルギー創出支援事業費	△ 10,659	103,618	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 次世代エネルギー産業構築支援事業費	△ 12,761	61,723	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ふじのくにバーチャルパワープラント構築事業費	△ 2,056	1,344	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 創エネ・蓄エネ技術開発支援事業費	△ 45,274	62,926	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 次世代自動車普及促進事業費	△ 1,881	5,719	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 33,647	2,088,545	
(ア) 電源立地地域対策交付金事業費	△ 28,638	1,786,602	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 石油貯蔵施設立地対策事業費	△ 5,009	53,236	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 337,894	6,236,556	
第 1 目 就業支援費	△ 37,628	692,763	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 18,754		( 8) 報償費 △ 395
諸収入	△ 151		( 9) 旅費 △ 5,017
県債	△ 1,000		(11) 需用費 △ 743
一般歳入	△ 17,723		(12) 役務費 △ 500
			(13) 委託料 △ 21,185
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,886
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,902
( 1) 労働福祉推進費	△ 4,813	120,493	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 労働政策総合推進事業費	△ 496	18,536	事業費の確定に伴う補正である。
イ 労政会館施設整備事業費	△ 2,317	17,806	事業費の確定に伴う補正である。
ウ フードバンク活動推進事業費	△ 2,000	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 雇用対策推進費	△ 32,798	404,671	
ア 地域企業人材確保事業費	△ 1,095	111,115	事業費の確定に伴う補正である。
イ インターンシップ等推進事業費	△ 3,371	5,896	事業費の確定に伴う補正である。
ウ プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	△ 11,879	106,621	事業費の確定に伴う補正である。
エ しずおかジョブステーション運営事業費	△ 3,208	102,467	事業費の確定に伴う補正である。
オ U I J ターン地方就職支援事業費	△ 4,295	17,905	事業費の確定に伴う補正である。
カ 海外高度人材活躍支援事業費	△ 8,950	23,050	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 外国人技能実習生等再就職支援事業費	△ 17	9,983	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 職業能力開発費	△ 300,266	5,543,793	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 180,274		( 1 ) 報酬 △ 8,069
使用料及び手数料	△ 60		( 3 ) 職員手当等 283
諸収入	△ 4,446		( 4 ) 共済費 △ 1,376
財産収入	△ 231		( 8 ) 報償費 △ 3,859
県債	△ 85,000		( 9 ) 旅費 △ 6,251
一般歳入	△ 30,255		(11) 需用費 △ 32,608
			(12) 役務費 △ 1,464
			(13) 委託料 △ 26,599
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,227
			(15) 工事請負費 △ 98,739
			(17) 公有財産購入費 200
			(18) 備品購入費 △ 24,161
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 93,361
			(27) 公課費 △ 35



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 専門校等運営指導事業費	△ 174,827	430,296	
ア 職業能力開発総合推進事業費	△ 12,568	188,644	事業費の確定に伴う補正である。
イ 技術専門校障害者再就職支援事業費	△ 45,458	56,114	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 定住外国人職業能力開発推進事業費	△ 2,970	9,630	事業費の確定に伴う補正である。
エ 生産性向上職業訓練事業費	△ 2,316	14,184	事業費の確定に伴う補正である。
オ 専門校等庁舎管理費	△ 2,643	78,893	事業費の確定に伴う補正である。
カ 技術専門校等施設改修事業費	△ 101,909	3,245	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 県立技術専門校等施設整備事業費	△ 6,963	78,937	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 認定訓練事業費助成	△ 50,000	77,234	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 技能評価向上推進費	△ 20,766	140,494	
ア 技能の場力強化事業費	△ 2,970	20,530	事業費の確定に伴う補正である。
イ 外国人技能者育成支援事業費	△ 1,025	18,875	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職業能力開発協会事業費助成	△ 16,771	98,329	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 職業訓練手当支給事業費	△ 23,409	88,136	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 職業能力開発短期大学校整備関連事業費	△ 31,264	4,176,036	
ア 職業能力開発短期大学校整備事業費	△ 30,996	4,160,004	事業費の確定に伴う補正である。
イ 職業能力開発短期大学校開校準備事業費	△ 268	16,032	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 商工業費	△ 6,261,176	39,548,308	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	商工業費	△ 6,261,176	39,548,308	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 9,184,336		(1) 報酬 △ 88
	使用料及び手数料	2		(3) 職員手当等 △ 121
	諸収入	△ 35,449		(4) 共済費 27
	財産収入	3		(8) 報償費 △ 238
	一般歳入	2,958,604		(9) 旅費 △ 9,310
				(11) 需用費 △ 11,685
				(12) 役務費 △ 4,174
				(13) 委託料 △ 21,588
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,481
				(15) 工事請負費 6,642
				(18) 備品購入費 △ 9,788
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,098,059
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 50,513
				(27) 公課費 △ 12
				(28) 繰出金 △ 59,788
(1)	商工業総合振興対策費	△ 1,745	48,048	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	商工業関係団体事業費助成	△ 1,710	32,730	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	新事業創出支援事業費	△ 6,158	134,842	
ア	地域創業支援事業費助成	△ 6,000	98,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	静岡発ベンチャー発掘・育成事業費	△ 158	33,842	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	B C P 緊急普及促進事業費助成	△ 15	6,485	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5)	工業技術研究費	△ 31,183	672,589	
ア	管理運営費	326	426,133	
(ア)	工業技術研究所管理運営費	△ 4,556	390,891	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	工業技術研究所庁舎等維持補修費	4,882	35,242	緊急性の高い庁舎修繕に要する経費の補正である。
イ	試験研究費	△ 31,509	229,956	
(ア)	工業技術研究所試験研究費	△ 8,411	33,316	国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 工業技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 7,372	9,537	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 工業技術研究所依頼試験費	△ 4,029	60,718	依頼試験件数の確定に伴う補正である。
(エ) 工業技術研究所研究機器等整備事業費	△ 17	2,083	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(オ) 工業技術研究所試験検査機器整備事業費	△ 11,680	124,302	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 産業経済会館管理運営費	△ 518	26,901	事業費の確定に伴う補正である。
( 7 ) 計量検定所費	△ 510	32,235	
ア 計量検定所費	△ 510	18,641	事業費の確定に伴う補正である。
( 8 ) 企業立地対策費	3,537,400	11,259,048	
ア 新規産業立地事業費助成	3,180,000	8,680,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域産業立地事業費助成	450,000	2,150,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 工業用地安定供給促進事業費助成	△ 31,600	162,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	△ 61,000	239,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 9 ) 中小企業国際化推進費	△ 7,344	61,006	
ア 海外ビジネス支援事業費助成	△ 2,100	900	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外展開コンサルティング事業費助成	△ 1,000	2,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外経済交流促進事業費	△ 1,490	30,910	事業費の確定に伴う補正である。
エ 海外成長力活用強化事業費	△ 2,754	1,346	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(10) 中小企業向制度融資促進費	△ 8,989,840	14,860,717	
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 8,939,327	8,016,230	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	△ 50,513	45,487	損失補償額の確定に伴う補正である。
(11) 産業成長促進費助成	△ 36,380	30,688	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(12) 中小企業災害対策保証支援事業費助成	△ 227,078	7,768,456	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(13) 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 59,788	40,029	事業費の確定に伴う補正である。
(14) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 249,256	3,036,367	
ア 小規模事業経営支援事業費	△ 243,656	2,786,300	
(ア) 小規模事業経営支援事業費助成	△ 76,456	2,347,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 小規模企業経営力向上支援事業費助成	△ 41,000	349,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) オンライン経営相談環境整備事業費助成	△ 126,200	49,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 事業承継推進事業費	△ 5,600	7,400	事業費の確定に伴う補正である。
(15) 創業・経営革新推進費	△ 31,112	434,388	
ア 経営革新計画促進事業費助成	△ 31,000	309,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業支援センター事業費	△ 112	97,388	事業費の確定に伴う補正である。
(16) 地場・工芸品産業振興事業費助成	△ 530	7,690	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(17) デザイン産業振興事業費	△ 2,925	10,075	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(18) 遠州織物製品販路開拓事業費	△ 1,250	2,020	事業費の確定に伴う補正である。
(19) 休廃止鉱山鉱害防止対策費助成	△ 211	3,044	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(20) 商業振興対策費	△ 1,023	23,102	
ア 魅力ある個店づくり推進事業費	△ 1,023	5,102	事業費の確定に伴う補正である。
(21) 企業活動等回復支援事業費	△ 150,000	50,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 農業費	△ 3,718,682	13,741,679	
第 1 目 農業費	△ 2,925,468	11,834,088	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,904,710		(1) 報酬 △ 6,927
使用料及び手数料	△ 11,943		(3) 職員手当等 △ 1,473
諸収入	△ 40,021		(4) 共済費 △ 2,704
財産収入	△ 1,662		(8) 報償費 △ 6,166
繰入金	△ 42,882		(9) 旅費 △ 36,938
県債	△ 11,000		(11) 需用費 △ 68,399
一般歳入	86,750		(12) 役務費 △ 21,177
			(13) 委託料 △ 20,068
			(14) 使用料及び賃借料 △ 11,541
			(15) 工事請負費 △ 3,849
			(18) 備品購入費 △ 10,335
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,736,121
			(25) 積立金 255
			(27) 公課費 △ 25
(1) 農業戦略対策費	△ 2,492,805	7,487,605	
ア 農業振興総合推進費	△ 1,876	95,898	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 海外農業交流推進事業費	△ 2,801	912	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 強い農業づくり対策費	△ 2,274,386	6,224,804	
(ア) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△ 1,045,175	2,747,015	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 産地パワーアップ事業費助成	△ 1,229,211	3,477,789	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 先端農業推進費	△ 42,492	371,006	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 先端農業プロジェクト推進事業費	△ 13,439	196,594	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 先端農業技術開発促進事業費	△ 5,898	44,102	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 次世代栽培研究拠点研究費	△ 2,715	37,085	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) スマート農業実現のためのデータ駆動型栽培技術開発推進事業費	△ 1,829	28,171	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 先端農業推進拠点庁舎管理費	△ 18,410	63,155	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 次世代栽培研究拠点管理運営費	△ 201	1,899	事業費の確定に伴う補正である。
オ	スマート農業実証関連事業費	△ 16,534	117,795	
	(ア) スマート農業実証事業費	△ 16,534	114,795	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
カ	農林畜産技術研究開発関連事業費	△ 154,616	640,404	
	(ア) 農林畜産技術研究所管理運営費	△ 2,979	196,585	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 農林畜産技術研究所庁舎管理費	△ 1,166	147,302	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 農林畜産技術研究所試験研究費	△ 24,817	234,431	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
	(エ) 農林畜産技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 54,299	15,796	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(オ) 農林畜産技術研究所研究機器等整備事業費	△ 5,355	3,210	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(カ) 農林技術研究所茶業研究センター施設整備事業費	9,000	15,000	事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 地域バイオマス利活用施設整備事業費	△ 75,000	1,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
キ 農林水産物販売促進緊急対策事業費	△ 100	19,900	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2) 農業ビジネス対策費	△ 443,848	2,915,437	
ア 担い手対策費	△ 102,198	332,670	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 4,058	25,147	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 青年就農促進定着支援事業費助成	△ 98,140	307,023	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 農業コンサルティング推進事業費	△ 7,699	12,301	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農林環境専門職大学関連事業費	△ 32,615	1,934,382	
(ア) 農林大学校専門職大学移行事業費	△ 16,376	1,744,708	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農林環境専門職大学管理運営費	△ 16,511	187,283	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 農林環境専門職大学公募競争型資金活用研究事業費	272	2,391	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 未来の農業を支える人づくり推進事業費	△ 312	6,688	事業費の確定に伴う補正である。
オ 経営基盤強化推進費	△ 280,991	456,346	
(ア) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 203,454	151,932	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 荒廃農地再生・集積促進事業費助成	△ 700	29,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 農地中間管理機構体制整備費	△ 696	200,039	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 人・農地プラン推進事業費	△ 76,396	35,904	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	255	271	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
カ 農業振興資金利子補給金	△ 20,033	70,967	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
( 3 ) 地域農業対策費	△ 118,835	522,444	
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 39,994	160,063	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 中山間地域農業振興整備事業費助成	△ 9,464	7,536	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 32,650	196,350	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 環境保全型農業推進費	△ 14,341	38,396	
(ア) 安全・安心な農業推進事業費	△ 4,779	6,693	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 9,562	31,703	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
オ G A P推進事業費	△ 14,990	11,010	事業費の確定に伴う補正である。
カ ふじのくに多彩な和の食文化推進事業費	△ 7,396	11,204	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 茶業振興対策費	△ 19,690	395,698	
ア 茶生産振興・消費拡大対策費	△ 11,690	184,915	
(ア) 「茶の都」魅力発信・強化事業費	△ 132	10,268	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 海外から選ばれる静岡茶確立事業費	△ 2,975	4,930	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 静岡茶愛飲定着推進事業費	△ 1,000	2,300	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) C h a O Iプロジェクト推進事業費	△ 7,583	164,417	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに茶の都ミュージアム管理運営事業費	△ 8,000	189,361	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 農芸振興対策費	149,710	512,904	



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 米麦等生産対策事業費	△ 164	53,429	
(ア) 水田農業構造改革対策 推進事業費	△ 164	1,870	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡水わさびの伝統栽培 推進事業費	△ 250	4,250	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 野菜価格安定対策事業 費助成	171,524	178,124	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 次世代施設園芸デジタル 化支援事業費助成	△ 10,000	14,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 花き生産振興等対策費	△ 11,400	9,101	
(ア) 第70回関東東海花の展 覧会開催事業費	△ 11,400	100	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 畜産業費	△ 793,214	1,907,591	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 752,484		(1) 報酬 △ 10,629
諸収入	73		(3) 職員手当等 △ 613
一般歳入	△ 40,803		(4) 共済費 △ 31
			(9) 旅費 △ 6,495
			(11) 需用費 △ 63,703
			(12) 役務費 △ 121
			(13) 委託料 △ 25,202
			(14) 使用料及び賃借料 △ 837
			(18) 備品購入費 △ 2,203
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 683,380
( 1 ) 畜産振興対策費	△ 627,413	1,416,161	
ア 畜産振興対策事業費助 成	6,067	69,757	事業費の確定に伴う補正である。
イ 畜産経営安定対策事業 費	△ 2,940	17,094	
(ア) 畜産物価格安定対策事 業費助成	△ 2,940	14,834	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 畜産競争力強化推進事 業費	4,000	5,300	事業費の確定に伴う補正である。
エ スマート畜産支援事業 費助成	△ 8,540	8,460	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 和牛肉等販売促進緊急 対策事業費助成	△ 626,000	334,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 家畜衛生対策費	△ 165,801	491,430	
ア 畜産業振興総合推進費	△ 3,548	41,640	事業費の確定に伴う補正である。
イ 特定家畜伝染病対策事 業費	△ 4,237	64,176	事業費の確定に伴う補正である。
ウ C S F 防疫体制強化事 業費	△ 119,774	290,526	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ C S F ワクチン接種防 疫体制事業費	△ 38,242	90,330	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 6 項 農地費	△ 1,905,459	22,017,824	
第 1 目 農地費	△ 1,618,934	21,221,349	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 934,166		( 1 ) 報酬 △ 7,813
分担金及び負担金	△ 44,351		( 2 ) 給料 △ 23,984
寄附金	790		( 3 ) 職員手当等 △ 8,116
諸収入	△ 644,177		( 4 ) 共済費 △ 8,385
財産収入	△ 3,879		( 8 ) 報償費 △ 265
繰入金	3,879		( 9 ) 旅費 1,514
県債	199,000		(11) 需用費 △ 3,808
一般歳入	△ 196,030		(12) 役務費 1,442
			(13) 委託料 △ 315,827
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,347
			(15) 工事請負費 △ 303,659
			(17) 公有財産購入費 83
			(18) 備品購入費 △ 562
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 363,974
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 582,915
			(23) 償還金、利子及び割引料 △ 94
			(25) 積立金 790
			(27) 公課費 △ 14
( 1 ) 農地計画費	△ 296,492	1,063,075	
ア 農業農村整備事業調査 計画策定費	31,626	363,295	
(ア) 県単独農業農村整備調 査費	32,431	342,431	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 国庫委託土地改良調査 費	△ 805	95	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	農村整備関連事業計画策定費	△ 296,187	265,813	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	国土調査費助成	△ 40,931	371,367	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業費	12,000	40,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ	津波浸水区域内官民境界基本調査事業費	△ 3,000	10,000	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	農地整備費	△ 713,818	9,184,335	
ア	県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費	△ 96,084	2,865,916	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農業地域生産力強化整備事業費	25,619	5,073,619	
(ア)	県営農業地域生産力強化整備事業費	△ 72,368	4,757,632	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	97,987	315,987	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	土地改良事業管理費	△ 1,158	147,375	
(ア)	土地改良施設管理運営費	△ 1,064	8,789	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	大井川用水施設使用料負担金	△ 94	2,506	事業費の確定に伴う補正である。
エ	土地改良事業指導推進費	△ 594,503	710,117	
(ア)	土地改良事業推進対策費助成	△ 356	9,484	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	換地清算金	△ 582,847	689,503	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	土地改良区管理施設資産評価データ整備事業費助成	△ 11,300	8,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ	多面的機能支払助成	△ 47,692	387,308	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(3)	農地保全費	△ 604,244	10,947,626	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 農村地域整備事業費	246,240	2,611,240	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県単独農業基盤整備事業費	△ 41,431	522,569	
（ア）県単独農業農村整備事業費助成	△ 41,431	478,569	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 農地・農村防災対策事業費	△ 781,849	5,004,151	
（ア）県営農地・農村防災対策事業費	△ 468,376	4,788,624	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（イ）団体営農地・農村防災対策事業費助成	△ 313,473	215,527	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 県単独農地整備事業費助成	1,845	68,715	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 県営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 28,133	2,518,867	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 団体営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 1,706	189,294	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 緑と水のふるさとづくり推進事業費	790	32,790	
（ア）ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業費	790	32,790	財源更正等に伴う補正である。
（ 4）農地利用管理事務費	△ 4,380	26,313	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 286,525	796,475	
（財源内訳）			（節内訳）
分担金及び負担金	△ 3		（19）負担金、補助及び交付金 △ 286,525
県債	△ 286,000		
一般歳入	△ 522		
（ 1）国直轄等農業用水事業費負担金	△ 286,525	796,475	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 森林・林業費	△ 713,305	12,401,768	
第 1 目 森林・林業費	△ 705,305	11,389,768	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 413,080		(2) 給料 △ 160
	分担金及び負担金	△ 4,329		(3) 職員手当等 △ 126
	使用料及び手数料	△ 43		(4) 共済費 △ 48
	諸収入	△ 244		(8) 報償費 △ 31
	財産収入	△ 3,689		(9) 旅費 △ 4,728
	繰入金	△ 78,080		(11) 需用費 △ 21,465
	県債	△ 206,000		(12) 役務費 △ 4,020
	一般歳入	160		(13) 委託料 △ 83,095
				(14) 使用料及び賃借料 △ 5,051
				(15) 工事請負費 △ 283,150
				(18) 備品購入費 △ 1,371
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 297,763
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 4,994
				(25) 積立金 699
				(27) 公課費 △ 2
(1)	森林計画費	△ 305,219	3,491,704	
ア	森林計画事業費	△ 245,219	2,335,004	
(ア)	森林整備事務費	△ 928	42,364	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	次世代林業基盤づくり 交付金事業費	△ 122,910	742,090	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ)	低コスト主伐・再造林 促進事業費	△ 82,500	19,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ)	農山漁村地域整備交付 金事業費(森林)	△ 13,651	1,150,349	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ)	県単独森林整備事業費 助成	△ 9,280	29,467	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	市町森林整備実施体制 等支援事業費	△ 5,580	50,220	事業費の確定に伴う補正である。
(キ)	森林環境整備促進基金 積立金	50	180,050	基金運用益の確定に伴う補正である。
(ク)	林業イノベーション推 進事業費	△ 10,420	90,204	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ	森の力再生事業費	△ 60,000	1,156,700	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(2)	林業振興費	△ 65,073	329,550	
ア	林業人材等育成推進費	△ 21,955	117,825	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 1,455	7,925	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林を守り育てる人づくり推進事業費助成	0	11,200	財源更正に伴う補正である。
(ウ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	600	600	基金運用益の確定に伴う補正である。
(エ) ビジネス林業等担い手確保育成事業費	△ 21,100	58,100	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 生産流通支援事業費	△ 43,118	211,716	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 1,821	8,513	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 住んでよし しずおか木の家推進事業費助成	△ 35,000	180,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 中山間地域林業整備事業費助成(就業機会創出)	△ 3,247	9,753	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 県産材販路拡大事業費	△ 3,050	12,850	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 森林整備費	△ 20,951	2,890,880	
ア 造林事業費	19,068	1,009,858	
(ア) 造林事業費	26,426	941,426	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) しずおか林業再生プロジェクト推進事業費	△ 6,358	22,642	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 1,000	43,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	△ 9,683	1,744,217	
(ア) 県営林道整備事業費	△ 19,000	819,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営林道事業費	△ 2,783	152,217	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 主伐型路網構築モデル事業費助成	12,100	61,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 30,336	136,805	
(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 11,000	27,647	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 4,331	11,162	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林整備地域活動支援基金積立金	49	50	基金運用益の確定に伴う補正である。
(エ) 間伐材搬出奨励事業費助成	△ 15,054	97,946	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 森林保全費	△ 314,062	4,677,634	
ア 治山事業費	△ 314,062	4,655,938	
(ア) 治山事業費	△ 5,789	2,687,211	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 緊急治山事業費	△ 329,932	670,068	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(エ) 県単独治山事業費	24,659	916,659	事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 災害等予防保全緊急対策事業費(治山)	0	382,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費負担金	△ 8,000	1,012,000	
(財源内訳) 県債	△ 8,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 8,000
( 1) 国直轄治山事業費負担金	△ 8,000	1,012,000	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 8 項 水産・海洋費	△ 224,453	2,728,861	
第 1 目 水産・海洋費	△ 224,036	2,721,713	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 17,800 △ 21,483 △ 3,108 △ 181,645		(節内訳) ( 1) 報酬 669 ( 2) 給料 △ 39 ( 3) 職員手当等 629 ( 4) 共済費 15 ( 8) 報償費 859 ( 9) 旅費 △ 5,796 (11) 需用費 △ 4,591 (12) 役務費 △ 853 (13) 委託料 △ 160,989 (14) 使用料及び賃借料 △ 324 (18) 備品購入費 △ 3,109

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 50,179
			(28) 繰出金 △ 328
( 1 ) 職員給与費（委員会事務局人件費）	605	24,158	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 39
			一般職給 △ 39
			・職員手当等 629
			扶養手当 128
			地域手当 4
			通勤手当 620
			期末手当 △ 47
			勤勉手当 △ 76
			・共済費 15
			地方職員共済組合等負担金 15
( 2 ) 水産業振興対策費	△ 10,174	571,315	
ア 水産業担い手対策費	△ 508	38,930	
(ア) 水産業担い手育成推進事業費	△ 508	2,379	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 漁業高等学園庁舎管理費	0	13,056	財源更正に伴う補正である。
イ 新たな流通体制の構築による水産物の魅力向上事業費	△ 3,266	7,734	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水産イノベーション対策支援推進事業費助成	△ 6,400	53,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 水産流通対策費	△ 35,922	192,219	
ア 水産業活性化総合対策事業費助成	△ 502	9,249	事業費の確定に伴う補正である。
イ 水産業振興資金利子補給金	△ 23,341	106,565	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
ウ 水産業共同施設整備費助成	△ 9,568	40,432	事業費の確定等に伴う補正である。
エ 県単独水産業振興事業費助成	△ 2,183	23,915	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 沿岸漁業改善資金特別会計繰出金	△ 328	758	繰出金額の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 4 ) 水産資源対策費	△ 151,844	689,861	
ア 水産業振興総合推進費	△ 1,942	56,412	事業費の確定に伴う補正である。
イ 魚介類種苗生産施設運営費	△ 4,002	207,089	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 魚介類種苗生産施設整備事業費	△ 127,868	0	事業費の確定に伴う補正である。
エ 静岡県漁業無線局整備事業費助成	△ 8,734	90,493	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 浜名湖水産資源回復事業費	△ 606	794	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
カ 水産・海洋調査強化推進事業費	△ 8,692	27,608	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 水産・海洋技術研究費	△ 26,701	1,244,160	
ア 管理運営費	△ 3,866	234,636	
(ア) 水産・海洋技術研究所管理運営費	△ 1,500	141,001	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設運営費	△ 2,366	27,334	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 22,275	59,584	
(ア) 水産・海洋技術研究所試験研究費	△ 23,465	46,787	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 水産・海洋技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	1,933	7,433	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 水産・海洋技術研究所施設備品等整備事業費	△ 743	5,364	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 施設整備費	△ 560	949,940	
(ア) 調査船「駿河丸」代船建造事業費	△ 560	949,940	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 海区漁業調整委員会費	△ 194	5,484	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 17 211		(節内訳) (1) 報酬 △ 194
(1)	海区漁業調整委員会費	△ 194	5,484	
ア	海区漁業調整委員会委員人件費	△ 194	4,617	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 194
第3目	内水面漁場管理委員会費	△ 223	1,664	
	(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 1 222		(節内訳) (1) 報酬 △ 223
(1)	内水面漁場管理委員会費	△ 223	1,664	
ア	内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 223	1,329	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 223
第9項	労働委員会費	△ 6,291	92,653	
第1目	委員会費	△ 6,284	19,444	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 6,284		(節内訳) (1) 報酬 △ 6,284
(1)	委員給与費	△ 6,284	17,841	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 6,284
第2目	事務局費	△ 7	73,209	
	(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 81 74		(節内訳) (1) 報酬 12 (2) 給料 △ 274 (3) 職員手当等 364 (4) 共済費 314 (9) 旅費 △ 29 (11) 需用費 △ 394
(1)	職員給与費	598	66,243	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 274 一般職給 △ 274 ・職員手当等 488 扶養手当 468 地域手当 8 住居手当 720

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 2 ) 事務局運営活動費			通勤手当 358
			管理職手当 1
	△	605	時間外勤務手当 △ 568
			期末手当 △ 184
			勤勉手当 △ 195
			児童手当 △ 120
			・ 共済費 384
			地方職員共済組合等負担金 384
			6,966

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 交通基盤費	1,637,352	169,080,647	
第 1 項 交通基盤管理費	△ 40,960	8,187,252	
第 1 目 交通基盤総務費	△ 922,375	6,395,619	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 42,853		(2) 給料 △ 469,864
一般歳入	△ 879,522		(3) 職員手当等 △ 346,465
			(4) 共済費 △ 106,048
(1) 職員給与費	△ 922,375	6,395,619	(19) 負担金、補助及び交付金 2
			交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 469,864
			一般職給 △ 469,864
			・職員手当等 △ 346,465
			扶養手当 △ 23,038
			地域手当 △ 16,876
			住居手当 △ 10,666
			通勤手当 △ 9,795
			管理職手当 3,833
			特殊勤務手当 828
			時間外勤務手当 △ 38,654
			期末手当 △ 158,004
			勤勉手当 △ 88,992
			児童手当 △ 2,615
			単身赴任手当 △ 2,486
			・共済費 △ 106,048
			地方職員共済組合等負担金 △ 106,048
			・負担金、補助及び交付金 2
第 2 目 交通基盤企画費	889,529	1,781,363	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,499		(9) 旅費 △ 95
寄附金	899,603		(11) 需用費 △ 21
財産収入	100		(13) 委託料 △ 5,858
県債	△ 3,000		(15) 工事請負費 △ 4,200
一般歳入	△ 5,675		(25) 積立金 899,703
(1) 交通基盤企画行政費	△ 116	584	事業費の確定に伴う補正である。
(2) スマートガーデンカン トリー“ふじのくに” モデル事業費	△ 2,998	258,996	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県有施設の法定定期点 検事業費	△ 2,860	4,140	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 4) 御前崎港管理事務所改築整備事業費	△ 4,200	498,300	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 静岡県津波対策施設等整備基金積立金	899,703	1,003,343	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 8,114	10,270	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 212		( 1) 報酬 △ 1,960
一般歳入	△ 7,902		( 4) 共済費 17
			( 8) 報償費 △ 44
			( 9) 旅費 △ 1,020
			(11) 需用費 △ 278
			(12) 役務費 △ 4,674
			(14) 使用料及び賃借料 △ 155
( 1) 収用委員会費 (人件費)	△ 1,960	5,047	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,960
( 2) 収用委員会運営事業費	△ 6,154	5,223	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設支援費	△ 3,506	134,698	
第 1 目 建設支援費	△ 2,567	118,175	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	72		( 4) 共済費 15
使用料及び手数料	△ 137		( 9) 旅費 △ 76
一般歳入	△ 2,502		(11) 需用費 △ 124
			(12) 役務費 △ 629
			(13) 委託料 △ 722
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,031
( 1) 建設業指導管理事業費	△ 50	31,626	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 建設産業担い手確保・生産性向上支援事業費	△ 1,865	8,135	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 公共用地対策事業費	△ 652	11,053	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 営繕費	△ 939	16,523	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 939		( 9) 旅費 △ 488
			(11) 需用費 △ 319
			(12) 役務費 △ 68
			(14) 使用料及び賃借料 △ 64
( 1) 営繕推進事業費	△ 939	16,523	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第3項	道路費	6,285,903	73,652,690	
第1目	道路橋りょう維持管理費	△ 407	6,698,380	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 407		(8) 報償費 △ 407
	県債	△ 1,000		
	一般歳入	1,000		
(1)	道路行政費	△ 407	1,380	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	道路等維持修繕費	0	6,697,000	財源更正に伴う補正である。
第2目	道路橋りょう新設改良費	3,220,146	57,645,146	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	1,191,447		(1) 報酬 △ 1,575
	分担金及び負担金	27,859		(2) 給料 68,364
	諸収入	410,529		(3) 職員手当等 35,040
	県債	1,837,000		(4) 共済費 18,507
	一般歳入	△ 246,689		(8) 報償費 48
				(9) 旅費 352
				(11) 需用費 271,683
				(12) 役務費 4,192
				(13) 委託料 176,959
				(14) 使用料及び賃借料 △ 680
				(15) 工事請負費 860,934
				(17) 公有財産購入費 717,322
				(18) 備品購入費 △ 1,104
				(19) 負担金、補助及び交付金 664,746
				(22) 補償、補填及び賠償金 405,346
				(27) 公課費 12
(1)	道路関係国庫補助事業費	4,499,767	16,166,767	
ア	道路改良費	△ 579,450	2,196,600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	橋りょう改築費	△ 273,000	1,736,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	電線共同溝整備	52,988	378,488	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	長寿命化対策	4,707,939	11,012,689	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ	災害防除費	565,950	796,950	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	交通調査費	22,100	40,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
キ 市町指導監督事務費	3,240	5,240	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2) 演習場地区道路事業費	△ 5,626	34,374	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3) 社会資本整備総合交付金事業費(道路)	△ 1,918,741	30,777,259	
ア 道路改築費	1,743,355	10,857,455	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	2,015,699	4,255,699	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 道路補修費	△ 2,117,571	2,819,029	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 災害防除費	53,794	1,978,894	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 交通安全施設整備費	486,510	5,129,510	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 基幹市町道整備費	△ 2,950	225,250	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 電線共同溝整備	699,627	756,627	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 長寿命化対策	△ 4,799,152	4,723,848	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 効果促進事業	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
コ 市町指導監督事務費	11,947	30,947	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4) 県単独道路整備事業費	0	2,178,000	
ア 橋りょう改築費	12,000	27,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 道路調査費	20,000	51,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 災害防除費	104,000	262,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 道路施設震災対策費	54,000	363,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ 道路交通情勢調査費	△ 190,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 県単独交通安全施設整備事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。
( 6) 「暮らしを守る道」緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
( 7) 重点道路整備事業費	0	210,000	財源更正に伴う補正である。
( 8) 伊豆地域振興対策道路整備事業費	0	80,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 9 ) 地震・津波対策促進費 交付金	664,746	2,741,746	事業費の確定に伴う補正である。
( 1 0 ) 道路関係受託事業費	△ 20,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
( 1 1 ) ナショナルサイクルル ート指定促進事業費	0	470,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	3,066,164	9,309,164	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 3,066,164
(財源内訳) 県債	3,065,000		
一般歳入	1,164		
( 1 ) 国直轄道路事業費負担 金	3,066,164	9,309,164	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	2,977,164	8,574,964	
イ 交通安全施設整備費	79,000	719,200	
(ア) 交通安全施設一種	△ 6,000	420,800	
(イ) 交通安全施設二種	85,000	298,400	
ウ 電線共同溝	10,000	15,000	
第 4 項 河川砂防費	△ 2,339,436	61,571,152	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 240	855,892	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 17		( 9 ) 旅費 △ 164
使用料及び手数料	△ 192		(11) 需用費 △ 36
諸収入	△ 5,650		(12) 役務費 △ 8
一般歳入	5,619		(14) 使用料及び賃借料 △ 32
( 1 ) 河川行政費	△ 209	3,170	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 河川維持管理費	0	850,300	
ア 河川工作物等管理費	6,278	251,278	事業費の確定に伴う補正である。
イ 河川敷調査費	672	2,672	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境保全費	△ 6,950	55,050	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 砂防管理費	△ 31	2,422	事業費の確定に伴う補正である。



科	目	補正額	現計額	説明
第2目	河川改良費	△ 4,144,134	33,129,747	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,679,169		(1) 報酬 △ 8,161
	諸収入	△ 437,041		(2) 給料 △ 50,575
	繰入金	△ 100,000		(3) 職員手当等 △ 30,742
	県債	△ 1,870,000		(4) 共済費 △ 17,549
	一般歳入	△ 57,924		(8) 報償費 △ 41
				(9) 旅費 △ 6,974
				(11) 需用費 △ 34,114
				(12) 役務費 △ 23,825
				(13) 委託料 △ 290,035
				(14) 使用料及び賃借料 △ 20,429
				(15) 工事請負費 △ 2,743,421
				(17) 公有財産購入費 △ 371,614
				(18) 備品購入費 △ 4,221
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 135,523
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 406,800
				(27) 公課費 △ 110
(1)	河川関係国庫補助事業費	△ 944,101	6,006,899	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	社会資本整備総合交付金事業費(河川)	△ 2,204,577	15,276,423	
ア	広域河川改修費	△ 2,462,503	3,306,152	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	都市基盤河川改修費	△ 3,000	17,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	流域治水対策河川事業費	78,750	78,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	総合治水対策特定河川事業費	46,651	2,264,325	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ	地震・高潮対策河川事業費	10,500	105,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	特定構造物改築	27,510	724,710	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ	流域貯留浸透事業費	△ 47,250	6,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク	総合流域防災事業費	245,280	8,568,630	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ	堰堤改良事業費	△ 67,515	205,556	国庫支出金の決定に伴う補正である。
コ	効果促進事業費	△ 33,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	河川等災害関連事業費	△ 848,717	156,283	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 災害関連費	△ 755,117	156,283	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4) 演習場地区河川事業費	△ 19,057	363,943	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 5) 県単独河川事業費	0	4,401,700	
ア 河川改良費	△ 2,721	1,964,787	事業費の確定に伴う補正である。
イ 工事現場管理費	2,721	22,213	事業費の確定に伴う補正である。
( 6) 災害等予防保全緊急対策事業費(河川)	0	1,871,000	財源更正に伴う補正である。
( 7) 河川管理権限移譲費助成	△ 6,999	11,333	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 8) 太田川ダム管理用発電設備運用事業費	△ 20,683	2,950	事業費の確定に伴う補正である。
( 9) 津波対策施設等整備事業費(河川)	△ 100,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 海岸費	81,468	4,940,043	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	132,900		( 1) 報酬 52
諸収入	△ 197,622		( 2) 給料 2,626
県債	146,000		( 3) 職員手当等 1,495
一般歳入	190		( 4) 共済費 442
			( 9) 旅費 265
			(11) 需用費 1,308
			(12) 役務費 914
			(13) 委託料 12,116
			(14) 使用料及び賃借料 △ 979
			(15) 工事請負費 63,097
			(18) 備品購入費 8
			(22) 補償、補填及び賠償金 124
( 1) 海岸関係国庫補助事業費	63,000	252,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2) 社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	203,736	4,160,736	
ア 高潮対策費	381,990	3,792,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 侵食対策費	25,200	338,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 津波・高潮危機管理対策費	△ 203,454	30,536	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 「静岡モデル」防潮堤整備促進事業費	△ 185,268	94,732	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 935,611	12,273,389	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 592,836		( 1 ) 報酬 △ 23
分担金及び負担金	△ 12,599		( 2 ) 給料 506
諸収入	△ 5,870		( 3 ) 職員手当等 281
県債	△ 523,000		( 4 ) 共済費 133
一般歳入	198,694		( 9 ) 旅費 △ 8,860
			(11) 需用費 △ 45,098
			(12) 役務費 △ 31,641
			(13) 委託料 △ 78,192
			(14) 使用料及び賃借料 △ 10,163
			(15) 工事請負費 △ 754,370
			(17) 公有財産購入費 △ 1,450
			(18) 備品購入費 △ 4
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 6,729
( 1 ) 砂防関係国庫補助事業費	113,399	1,065,399	
ア 通常砂防費	89,949	333,549	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	84,000	136,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地すべり対策費	△ 29,400	301,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 31,150	294,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	△ 134,088	7,610,912	
ア 通常砂防費	△ 150,130	796,705	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	4,200	486,150	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 火山噴火緊急減災対策費	△ 31,500	21,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 地すべり対策費	△ 2,625	113,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 急傾斜地崩壊対策費	△ 175,110	3,052,580	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 総合流域防災事業費	221,077	2,820,877	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(3)	砂防等災害関連緊急事業費	△ 933,668	881,332	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	演習場地区砂防事業費	18,746	80,746	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	県単独砂防事業費	0	1,267,000	
ア	砂防等維持修繕費	100	255,100	事業費の確定に伴う補正である。
イ	砂防等調査費	△ 100	185,500	事業費の確定に伴う補正である。
第5目	農林地すべり対策費	△ 61,467	920,533	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 34,611		(2) 給料 △ 480
	県債	△ 49,000		(3) 職員手当等 △ 314
	一般歳入	22,144		(4) 共済費 △ 151
				(9) 旅費 △ 225
				(11) 需用費 △ 2,650
				(12) 役務費 △ 122
				(13) 委託料 △ 7,799
				(14) 使用料及び賃借料 △ 617
				(15) 工事請負費 △ 47,988
				(17) 公有財産購入費 27
				(18) 備品購入費 △ 33
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,115
(1)	農地すべり対策事業費	36,980	496,980	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	災害関連緊急農地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3)	治山地すべり防止事業費	△ 27,290	269,710	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 48,157	16,843	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第6目	国直轄事業費負担金	2,720,548	9,451,548	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	2,717,000		(19) 負担金、補助及び交付金 2,720,548
	一般歳入	3,548		
(1)	国直轄河川事業費負担金	1,295,884	3,845,884	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア	河川改修費	862,867	3,164,867	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 河川環境整備費	△ 13,700	61,300	
ウ 河川工作物関連応急対策費	70,866	124,866	
エ 河川総合開発事業費	128,601	247,601	
オ 災害関連	247,250	247,250	
( 2 ) 国直轄海岸事業費負担金	490,167	1,965,167	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
( 3 ) 国直轄砂防事業費負担金	934,497	3,640,497	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 砂防費	419,666	1,591,666	
イ 火山砂防費	346,633	1,213,633	
ウ 地すべり対策費	168,198	835,198	
第 5 項 港湾費	△ 11,010	13,102,296	
第 1 目 港湾管理費	△ 44,970	728,000	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 8,443		( 8 ) 報償費 △ 103
分担金及び負担金	△ 3,000		( 9 ) 旅費 △ 838
使用料及び手数料	△ 14,753		(11) 需用費 △ 997
諸収入	△ 12,316		(12) 役務費 △ 603
財産収入	△ 200		(13) 委託料 △ 9,382
一般歳入	△ 6,258		(14) 使用料及び賃借料 △ 1,179
			(15) 工事請負費 △ 26,868
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,000
( 1 ) 港湾行政費	△ 1	2,618	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 港湾統計調査費	△ 3,156	2,104	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) クルーズ船寄港誘致等推進事業費	△ 11,544	10,226	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 港湾維持管理費	△ 30,269	613,052	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	△ 427,231	6,494,769	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,108		( 2 ) 給料 △ 7,821
分担金及び負担金	△ 94,747		( 3 ) 職員手当等 △ 4,708
諸収入	△ 331,351		( 4 ) 共済費 △ 2,195

科	目	補正額	現計額	説明
	県債 一般歳入	△ 58,000 58,975		(11) 需用費 △ 10,146 (13) 委託料 △ 12,205 (15) 工事請負費 △ 390,156
( 1 )	港湾関係国庫補助事業費	612,835	1,785,835	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 )	海岸漂着物等対策事業費 (県営事業分)	△ 4,713	29,287	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	社会資本整備総合交付金事業費 (港湾)	△ 1,035,353	3,637,647	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 )	県単独港湾整備事業費	0	480,000	財源更正に伴う補正である。
( 5 )	緊急自然災害防止対策事業費 (港湾)	0	240,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目	漁港整備費	△ 187,625	3,426,711	(節内訳)
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 200,606		( 2 ) 給料 △ 2,626
	分担金及び負担金	6,038		( 3 ) 職員手当等 △ 1,485
	使用料及び手数料	△ 3,108		( 4 ) 共済費 △ 633
	諸収入	389		( 9 ) 旅費 △ 506
	県債	167,000		(11) 需用費 △ 2,549
	一般歳入	△ 157,338		(12) 役務費 111 (13) 委託料 △ 400 (14) 使用料及び賃借料 △ 166 (15) 工事請負費 △ 58,617 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 120,754
( 1 )	漁港管理費	△ 2,763	126,573	
ア	県営漁港管理運営費	△ 562	24,970	事業費の確定に伴う補正である。
イ	焼津漁港管理事務所管理費	△ 44	2,351	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	県営漁港維持修繕費	△ 2,157	98,802	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 )	県営漁港等整備費	△ 59,387	2,706,613	
ア	県営漁港整備事業費	66,163	1,989,163	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県営漁港海岸整備事業費	△ 129,050	544,950	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	県単独県営漁港整備事業費	3,500	172,500	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 3 ) 市町営漁港等整備費	△ 57,939	309,061	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 54,439	169,561	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県単独市町営漁港小規模局部改良事業費助成	△ 3,500	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 農山漁村地域整備交付金事業費 (漁港)	△ 62,536	274,464	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 漁港災害関連事業費	△ 5,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	648,816	2,452,816	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	72,850		(19) 負担金、補助及び交付金 648,816
県債	575,000		
一般歳入	966		
( 1 ) 国直轄港湾事業費負担金	648,816	2,452,816	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 6 項 都市費	△ 2,253,639	12,432,559	
第 1 目 都市政策費	△ 223	130,177	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 223		( 9 ) 旅費 △ 82
			(11) 需用費 △ 121
			(12) 役務費 △ 19
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1
( 1 ) 都市整備推進費 (都市計画)	△ 39	2,800	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 都市整備推進費 (土地対策)	△ 33	1,254	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 土地取引指導費	△ 64	6,706	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 地価調査費	△ 87	46,917	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 地域交通費	△ 102,742	2,048,639	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 39,785		( 9 ) 旅費 △ 57
県債	△ 18,000		(11) 需用費 △ 29
一般歳入	△ 44,957		(14) 使用料及び賃借料 △ 2
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 102,654

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 総合交通企画推進費	△ 88	1,110	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 公共交通対策費	△ 102,654	2,047,529	
ア バス運行対策費助成	△ 9,101	359,083	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 市町自主運行バス事業費助成	△ 7,890	308,610	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 鉄道交通対策事業費助成	△ 45,878	277,722	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 地域公共交通事業継続運行費助成	△ 35,000	81,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ タクシー車両新型コロナウイルス感染防止事業費助成	△ 4,785	19,015	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 市街地整備費	△ 1,813,572	4,837,693	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 915,698		( 1 ) 報酬 81
分担金及び負担金	△ 139,057		( 2 ) 給料 △ 18,615
諸収入	△ 185,722		( 3 ) 職員手当等 △ 9,933
県債	△ 449,000		( 4 ) 共済費 △ 3,405
一般歳入	△ 124,095		( 8 ) 報償費 10
			( 9 ) 旅費 △ 1,332
			(11) 需用費 △ 25,025
			(12) 役務費 △ 12,953
			(13) 委託料 △ 59,919
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,733
			(15) 工事請負費 △ 167,277
			(17) 公有財産購入費 △ 306,553
			(18) 備品購入費 △ 1,134
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 777,605
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 423,168
			(27) 公課費 △ 11
( 1 ) 社会資本整備総合交付金事業費 (区画)	△ 727,503	202,497	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 11,442	5,933	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 市町都市計画事業指導監督事務費	△ 15,633	16,367	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4 ) 都市計画街路事業費	△ 443,814	1,189,186	国庫支出金の決定に伴う補正である。



科	目	補正額	現計額	説明
( 5 )	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	△ 615,100	1,897,900	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 6 )	県単独街路整備事業費	53,000	1,342,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 7 )	都市計画街路事業費助成	△ 53,000	101,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 8 )	都市高速鉄道高架事業費（単独）	△ 39	30,161	事業費の確定に伴う補正である。
( 9 )	都市整備推進事業費	△ 38	2,865	事業費の確定に伴う補正である。
( 10 )	景観づくりマネジメント事業費	△ 3	1,582	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	生活排水費	△ 23,700	1,332,138	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 4,650		( 1 ) 報酬 418
	諸収入	△ 13,500		( 2 ) 給料 △ 848
	繰入金	6,226		( 3 ) 職員手当等 8,249
	一般歳入	△ 11,776		( 4 ) 共済費 1,199
				( 9 ) 旅費 △ 8,915
				(11) 需用費 △ 2,318
				(12) 役務費 △ 127
				(13) 委託料 △ 5,060
				(14) 使用料及び賃借料 △ 5
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,650
				(28) 繰出金 △ 11,643
( 1 )	都市整備推進費（下水道）	△ 93	2,280	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 )	モンゴル上下水道技術交流事業費	△ 13,500	0	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水）	△ 4,650	49,350	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 )	浄化槽整備事業費	△ 40	136,365	
ア	浄化槽整備推進事業費	△ 40	365	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 )	流域下水道事業総務事務費	6,226	219,102	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 )	流域下水道事業会計繰出金	△ 11,643	905,041	流域下水道事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第5目	公園緑地費	△ 313,402	4,083,912	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 126,575		(9) 旅費 △ 25
	使用料及び手数料	488		(11) 需用費 △ 3
	諸収入	△ 5,758		(12) 役務費 △ 4
	県債	△ 175,000		(13) 委託料 △ 10,019
	一般歳入	△ 6,557		(14) 使用料及び賃借料 △ 1
				(15) 工事請負費 △ 303,150
				(18) 備品購入費 △ 200
(1)	都市整備推進費(公園)	△ 33	5,424	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	都市公園維持管理費	△ 173,369	2,740,488	
ア	都市公園管理運営費	△ 10,019	1,969,837	事業費の確定に伴う補正である。
イ	都市公園維持補修費 (整備)	△ 163,350	714,700	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3)	小笠山総合運動公園静岡アリーナ特定天井対策事業費	△ 140,000	1,094,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 警察費	△ 1,131,244	81,271,027	
第1項 警察管理費	△ 993,195	78,261,458	
第1目 公安委員会費	△ 5,468	9,334	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,468		(1) 報酬 △ 4,871 (9) 旅費 △ 584 (11) 需用費 △ 13
(1) 公安委員会運営事業費	△ 5,468	9,334	公安委員の人件費の補正である。
第2目 警察本部費	△ 744,981	66,083,777	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 39,212 △ 162 △ 705,607		(1) 報酬 △ 526 (2) 給料 △ 135,149 (3) 職員手当等 △ 389,272 (4) 共済費 △ 166,179 (5) 災害補償費 170 (8) 報償費 △ 8,158 (9) 旅費 △ 7,016 (11) 需用費 △ 37,285 (12) 役務費 3,089 (14) 使用料及び賃借料 △ 6,969 (19) 負担金、補助及び交付金 41 (27) 公課費 2,273
(1) 職員給与費	△ 691,505	63,877,372	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 212 ・給料 △ 135,149 一般職給 △ 135,149 ・職員手当等 △ 389,272 扶養手当 17,641 地域手当 △ 845 住居手当 6,929 通勤手当 3,361 管理職手当 234 特地勤務手当 △ 3,392 特殊勤務手当 △ 13,783 時間外勤務手当 △ 51,628 休日勤務手当 △ 150,323 夜間勤務手当 82,875 宿日直手当 △ 18,626 期末手当 △ 128,566 勤勉手当 △ 122,812 退職手当 8,687 児童手当 △ 9,355 単身赴任手当 △ 2,164

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			管理職員特別勤務手当 △ 7,505 ・ 共済費 △ 166,162 地方職員共済組合等負担金△ 143,031 社会保険料 △ 23,131 ・ 災害補償費 170 ・ 旅費 △ 921 ・ 負担金、補助及び交付金 41
( 2) 警察職員健康管理事業費	△ 62	237,253	事業費の確定に伴う補正である。
( 3) 警察装備管理事業費	△ 28,696	382,748	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 34,728	312,516	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察車両管理事業費	6,032	70,232	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 警察管理運営事業費	△ 16,691	1,120,436	
ア 警察企画管理事業費	△ 15,284	279,686	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察署協議会活動推進事業費	△ 314	6,077	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 警察広報活動事業費	△ 463	428	事業費の確定に伴う補正である。
エ 警察相談業務推進事業費	△ 40	1,029	事業費の確定に伴う補正である。
オ 警察電算運営管理事業費	△ 528	773,020	事業費の確定に伴う補正である。
カ 遺失物取扱支援員設置事業費	△ 62	2,640	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 生活安全警察管理事業費	△ 309	20,787	
ア 風俗営業許可等事業費	△ 189	9,980	事業費の確定に伴う補正である。
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 120	4,887	事業費の確定に伴う補正である。
( 6) 地域警察管理事業費	△ 7,718	437,181	
ア 110静岡運営事業費	△ 293	340,906	事業費の確定に伴う補正である。
イ 民間協力推進事業費	△ 7,425	96,275	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第3目	運転免許費	△ 6,236	2,282,699	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 71		(1) 報酬 △ 177
	諸収入	△ 184		(4) 共済費 △ 9
	財産収入	250		(9) 旅費 △ 103
	一般歳入	△ 6,231		(11) 需用費 △ 8,178
				(12) 役務費 △ 658
				(13) 委託料 7,209
				(14) 使用料及び賃借料 △ 4,320
(1)	運転免許事業費	△ 16,701	937,500	
ア	運転免許試験実施事業費	△ 11,530	478,588	事業費の確定に伴う補正である。
イ	運転免許管理システム整備事業費	△ 5,171	458,912	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	運転者教育事業費	10,465	1,345,199	
ア	運転者教育事業費	10,742	1,341,944	事業費の確定に伴う補正である。
イ	高齢運転者等支援員設置事業費	△ 277	3,255	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	交通安全対策費	△ 78,312	5,436,535	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 1,350		(9) 旅費 △ 250
	諸収入	△ 41,027		(11) 需用費 △ 36,845
	一般歳入	△ 35,935		(12) 役務費 △ 37,971
				(13) 委託料 △ 42
				(14) 使用料及び賃借料 △ 620
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,584
(1)	交通安全活動推進事業費	△ 6,396	526,935	
ア	交通安全企画事業費	△ 65	6,443	事業費の確定に伴う補正である。
イ	交通安全対策事業費	△ 169	5,290	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	静岡県交通安全指導員設置費助成	△ 2,584	434,054	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ	交通安全対策器材充実事業費	△ 1,248	66,757	事業費の確定に伴う補正である。
オ	交通反則通告事業費	△ 2,330	14,391	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 2 ) 交通安全施設等整備事業費	△ 69,214	4,358,220	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 市街地駐車等対策事業費	△ 2,063	364,208	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 放置駐車対策事業費	△ 526	84,504	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	△ 113	102,668	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 警察施設費	△ 155,493	4,398,459	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	26		( 9 ) 旅費 △ 270
諸収入	397		(11) 需用費 △ 7,188
財産収入	△ 4,012		(12) 役務費 △ 543
県債	△ 132,000		(13) 委託料 △ 82,643
一般歳入	△ 19,904		(14) 使用料及び賃借料 △ 40
			(15) 工事請負費 △ 64,809
( 1 ) 警察施設管理事業費	△ 9,440	1,199,191	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 警察庁舎整備事業費	△ 99,575	2,762,367	
ア 湖西警察署庁舎等建設 事業費	△ 13,216	1,803,784	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大仁警察署庁舎等建設 事業費	△ 75,879	430,121	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 交番・駐在所建設事業 費	△ 10,480	528,462	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 警察職員住宅整備事業 費	△ 46,478	216,073	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 2,705	50,654	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 2,705		( 6 ) 恩給及び退職年金 △ 2,705
( 1 ) 警察職員恩給費	△ 2,705	50,654	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の 補正である。
第 2 項 警察活動費	△ 138,049	3,009,569	
第 1 目 警察活動費	△ 138,049	3,009,569	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金	△ 156,186		(節内訳)
寄附金	5		(1) 報酬 △ 280
諸収入	△ 10,387		(3) 職員手当等 △ 123
一般歳入	28,519		(4) 共済費 △ 4,159
			(8) 報償費 1,018
			(9) 旅費 △ 34,886
			(11) 需用費 △ 79,579
			(12) 役務費 △ 14,423
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,443
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 174
(1) 職員研修事業費	△ 743	5,560	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 警察通信管理事業費	△ 4,531	201,429	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察活動管理事業費	△ 34,590	111,673	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察装備事業費	△ 26,482	742,243	
ア 装備車両等維持事業費	△ 23,854	660,380	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察機動力確保事業費	△ 1,737	58,680	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 警察活動器材近代化事業費	△ 891	23,183	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 留置施設管理対策事業費	△ 9,997	177,066	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 犯罪被害者支援推進事業費	△ 198	8,627	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 生活安全警察活動事業費	△ 5,697	231,136	
ア 生活安全警察活動事業費	△ 479	18,905	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察安全相談員設置事業費	△ 3,122	90,615	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 防犯活動アドバイザー活動事業費	△ 1	8,771	事業費の確定に伴う補正である。
エ スクールサポーター活動事業費	△ 1,040	78,197	事業費の確定に伴う補正である。
オ サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	△ 169	18,231	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
カ 遊技機調査員活動事業費	△ 798	7,991	事業費の確定に伴う補正である。
キ 街頭防犯カメラ整備事業費	△ 88	6,680	事業費の確定に伴う補正である。
( 8 ) 地域警察活動事業費	△ 38,010	1,132,489	
ア 地域警察運営事業費	△ 1,697	12,339	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域警察充実強化事業費	△ 1,725	72,527	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 交番相談員設置事業費	△ 1,212	525,974	事業費の確定に伴う補正である。
エ 高度警察情報通信基盤システム事業費	△ 6,047	41,378	事業費の確定に伴う補正である。
オ 地域警察デジタル無線システム整備事業費	△ 3,022	34,312	事業費の確定に伴う補正である。
カ 航空機整備事業費	△ 22,901	270,487	事業費の確定に伴う補正である。
キ 富士登山者遭難救助活動事業費	△ 1,182	1,499	事業費の確定に伴う補正である。
ク 緊急配備支援システム整備事業費	△ 224	173,973	事業費の確定に伴う補正である。
( 9 ) 刑事警察活動事業費	118	248,720	
ア 刑事警察運営事業費	△ 3,852	86,175	事業費の確定に伴う補正である。
イ 来日外国人犯罪対策事業費	5,529	34,058	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県警察指紋情報管理事業費	△ 149	82,345	事業費の確定に伴う補正である。
エ 捜査用写真デジタル化事業費	△ 913	15,797	事業費の確定に伴う補正である。
オ DNA型鑑定支援員設置事業費	△ 299	5,100	事業費の確定に伴う補正である。
カ 社会復帰アドバイザー設置事業費	△ 89	3,004	事業費の確定に伴う補正である。
キ 捜査手法の高度化プログラム事業費	△ 109	22,241	事業費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(10) 交通指導取締活動事業費	△ 744	38,381	事業費の確定に伴う補正である。
(11) 災害警備対策事業費	△ 1,114	32,332	
ア 地震防災対策事業費	△ 289	1,692	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地震対策装備資器材整備事業費	△ 822	15,096	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 災害警備情報システム整備事業費	△ 3	15,544	事業費の確定に伴う補正である。
(12) 警戒警備対策事業費	△ 526	7,393	
ア 警戒警備対策事業費	432	3,266	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大規模警備事業費	△ 958	4,127	事業費の確定に伴う補正である。
(13) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費	△ 15,535	69,665	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 5,425,156	249,291,406	
第 1 項 総合教育費	△ 2,000	9,200	
第 1 目 総合教育費	△ 2,000	9,200	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,000		(9) 旅費 △ 1,686 (11) 需用費 △ 177 (12) 役務費 △ 86 (14) 使用料及び賃借料 △ 51
(1) 才徳兼備の人づくり推進事業費	△ 2,000	9,200	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	△ 1,099,989	17,702,657	
第 1 目 教育委員会費	△ 3,539	8,889	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,539		(1) 報酬 △ 2,591 (9) 旅費 △ 891 (11) 需用費 △ 21 (12) 役務費 △ 30 (14) 使用料及び賃借料 △ 6
(1) 教育委員会運営費	△ 948	2,392	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育委員報酬	△ 2,591	6,497	教育委員の報酬の補正である。 ・報酬 △ 2,591
第 2 目 教育総務費	△ 111,860	5,581,879	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 51,146 △ 3,545 △ 57,169		(1) 報酬 △ 53,649 (2) 給料 △ 26,185 (3) 職員手当等 44,570 (4) 共済費 △ 5,088 (8) 報償費 △ 629 (9) 旅費 △ 9,754 (11) 需用費 △ 3,134 (12) 役務費 △ 5,583 (13) 委託料 △ 24,018 (14) 使用料及び賃借料 △ 9,204 (18) 備品購入費 △ 382 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 18,804
(1) 職員給与費	△ 18,690	4,190,512	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 17,117 ・給料 △ 26,185

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			一般職給 △ 26,185 ・職員手当等 44,781 扶養手当 △ 3,069 地域手当 △ 1,665 住居手当 5,059 通勤手当 40,496 管理職手当 1,168 時間外勤務手当 45,941 休日勤務手当 659 期末手当 △ 35,433 勤勉手当 △ 526 退職手当 △ 8,394 児童手当 185 単身赴任手当 360 ・共済費 △ 4,347 地方職員共済組合等負担金 1,747 社会保険料 △ 6,094 ・旅費 △ 864 ・負担金、補助及び交付金 △ 14,958
( 2 ) 不祥事根絶対策推進事業費	△ 73	1,180	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 社会保障税番号制度推進事業費	△ 4,850	19,049	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) しずおか型教職員サポート事業費	△ 500	25,357	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 教職員総合研修事業費	△ 5,000	44,076	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 学び続ける教員支援事業費	△ 390	638	事業費の確定に伴う補正である。
( 7 ) ICT教育推進事業費	△ 32,400	1,118,869	
ア 新時代の学びを支える教育環境充実事業費	△ 32,400	56,400	事業費の確定に伴う補正である。
( 8 ) eラーニング教職員研修事業費	△ 1,799	8,501	事業費の確定に伴う補正である。
( 9 ) クラウド学習推進事業費	△ 744	116,556	事業費の確定に伴う補正である。
( 10 ) 人権教育総合推進事業費	△ 360	2,169	事業費の確定に伴う補正である。
( 11 ) 青少年の国際交流推進事業費	△ 7,126	595	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 2 ) 日本語指導を必要とする子ども支援事業費	△ 39,928	54,377	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 教育管理費	△ 963,206	11,683,252	(節内訳)
(財源内訳)			( 8 ) 報償費 △ 2,264
国庫支出金	△ 52,401		( 9 ) 旅費 △ 4,048
使用料及び手数料	△ 6,351		(11) 需用費 △ 10,100
財産収入	△ 7,050		(12) 役務費 △ 3,052
県債	△ 767,000		(13) 委託料 △ 648,063
一般歳入	△ 130,404		(14) 使用料及び賃借料 △ 21,543
			(15) 工事請負費 △ 201,136
			(17) 公有財産購入費 △ 53,000
			(18) 備品購入費 △ 20,000
( 1 ) 教育行政運営費	△ 9,631	164,741	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県立学校等修繕費	△ 69,299	2,167,117	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 県立学校等施設整備事業費	△ 110,765	6,210,081	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 県立学校等長寿命化事業費	△ 549,626	1,318,406	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 教職員住宅費	△ 29,605	165,454	
ア 教職員住宅整備費	△ 21,096	77,822	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教職員住宅維持補修費	△ 8,509	87,632	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 山の村運営費	△ 131,222	228,150	事業費の確定に伴う補正である。
( 7 ) スクールロイヤール活用事業費	△ 2,337	2,563	事業費の確定に伴う補正である。
( 8 ) 特別支援学校等衛生環境改善事業費	△ 40,721	540,879	事業費の確定に伴う補正である。
( 9 ) 県立学校教育活動再開対策事業費	△ 20,000	676,100	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 教育厚生費	△ 12,456	188,534	(節内訳)
(財源内訳)			(11) 需用費 △ 1,156
一般歳入	△ 12,456		(13) 委託料 △ 9,800
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,500

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 教職員健康管理事業費	△ 11,300	178,515	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 被服等貸与費	△ 1,156	10,019	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 7,668	39,111	(節内訳) ( 6 ) 恩給及び退職年金 △ 7,668
(財源内訳) 一般歳入	△ 7,668		
( 1 ) 恩給及び退職年金費	△ 7,668	39,111	教育委員会教職員の恩給及び退職年金費の補正である。 ・恩給及び退職年金 △ 7,668 恩給 △ 7,668
第 6 目 総合教育センター費	△ 1,260	200,992	(節内訳) ( 9 ) 旅費 △ 82 (11) 需用費 △ 464 (12) 役務費 △ 189 (14) 使用料及び賃借料 △ 525
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,260		
( 1 ) 総合教育センター管理 運営費	△ 1,260	200,992	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 小学校費	△ 230,725	63,951,840	
第 1 目 教職員費	△ 230,725	63,951,840	(節内訳) ( 1 ) 報酬 △ 48,448 ( 2 ) 給料 110,784 ( 3 ) 職員手当等 △ 55,361 ( 4 ) 共済費 △ 63,927 ( 9 ) 旅費 △ 173,773
(財源内訳) 国庫支出金	76,106		
諸収入	△ 33,704		
県債	372,000		
一般歳入	△ 645,127		
( 1 ) 小学校教職員給与費等	△ 230,725	63,951,840	
ア 教職員給与費	△ 108,525	63,842,806	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 48,448 ・給料 110,784 一般職給 110,784 ・職員手当等 △ 55,361 扶養手当 1,010 地域手当 4,363 住居手当 11,221 通勤手当 3,646 管理職手当 1,972 へき地手当 △ 10,290 特殊勤務手当 △ 6,511

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			時間外勤務手当 △ 7,390 休日勤務手当 △ 9 義務教育等教員特別手当 11,138 期末手当 △ 222,325 勤勉手当 104,048 退職手当 48,111 児童手当 4,735 単身赴任手当 720 管理職員特別勤務手当 200 ・共済費 △ 63,927 地方職員共済組合等負担金△ 1,634 社会保険料 △ 62,293 ・旅費 △ 51,573
イ 教職員旅費（小学校）	△ 122,200	109,034	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 4 項 中学校費	△ 861,363	38,669,990	
第 1 目 教職員費	△ 861,363	38,669,990	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	145,021		(1) 報酬 △ 27,406
諸収入	△ 15,184		(2) 給料 △ 209,600
県債	230,000		(3) 職員手当等 △ 355,290
一般歳入	△ 1,221,200		(4) 共済費 △ 150,276
			(9) 旅費 △ 118,791
( 1 ) 中学校教職員給与費等	△ 861,363	38,669,990	
ア 教職員給与費	△ 749,063	38,578,368	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 27,406 ・給料 △ 209,600 一般職給 △ 209,600 ・職員手当等 △ 355,290 扶養手当 △ 4,731 地域手当 △ 7,895 住居手当 6,108 通勤手当 △ 2,406 管理職手当 △ 1,834 へき地手当 △ 9,432 特殊勤務手当 △ 123,907 時間外勤務手当 429 休日勤務手当 13 義務教育等教員特別手当 2,217 期末手当 △ 168,060 勤勉手当 23,379 退職手当 △ 73,027 児童手当 3,496 単身赴任手当 360 ・共済費 △ 150,276

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 教職員旅費（中学校）	△ 112,300	91,622	地方職員共済組合等負担金△ 117,540 社会保険料 △ 32,736 ・旅費 △ 6,491 活動旅費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 908,751	62,819,922	
第 1 目 高等学校総務費	△ 358,956	51,513,169	
(財源内訳) 国庫支出金 149 使用料及び手数料 △ 141,166 諸収入 △ 120,666 県債 329,000 一般歳入 △ 426,273			(節内訳) (2) 給料 △ 119,590 (3) 職員手当等 92,868 (4) 共済費 △ 335,407 (9) 旅費 3,173
( 1 ) 教職員給与費	△ 358,956	51,513,169	人件費の確定に伴う補正である。 ・給料 △ 119,590 一般職給 △ 119,590 ・職員手当等 92,868 扶養手当 △ 15,203 地域手当 △ 4,910 住居手当 12,344 通勤手当 30,166 管理職手当 △ 10,340 定時制通信教育手当 3,412 産業教育手当 4,107 特殊勤務手当 △ 113,020 時間外勤務手当 △ 36,713 休日勤務手当 1,125 夜間勤務手当 △ 417 宿日直手当 116 義務教育等教員特別手当 387 期末手当 △ 193,492 勤勉手当 46,195 退職手当 373,182 児童手当 △ 5,007 単身赴任手当 336 管理職員特別勤務手当 600 ・共済費 △ 335,407 地方職員共済組合等負担金△ 96,632 社会保険料 △ 238,775 ・旅費 3,173
第 2 目 高等学校管理費	△ 549,795	11,306,753	
(財源内訳) 国庫支出金 △ 353,247 使用料及び手数料 △ 3,852			(節内訳) (8) 報償費 △ 2,604 (9) 旅費 △ 17,716

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 120		(11) 需用費 △ 86,480
財産収入	△ 12,660		(12) 役務費 △ 9,746
一般歳入	△ 179,916		(13) 委託料 2,449
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,702
			(16) 原材料費 △ 1,736
			(18) 備品購入費 △ 2,442
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 302,670
			(20) 扶助費 △ 119,852
			(21) 貸付金 △ 2,296
( 1 ) 高等学校管理運営費	△ 127,169	4,700,312	
ア 高等学校管理費	△ 102,004	2,526,432	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 教職員旅費（高等学校）	△ 15,131	126,460	活動旅費の確定に伴う補正である。
ウ 高等学校水産実習費	△ 4,794	155,406	実習経費の確定に伴う補正である。
エ 高等学校農業実習費	△ 5,240	48,014	実習経費の確定に伴う補正である。
オ スマート専門高校推進事業費	0	1,838,000	財源更正に伴う補正である。
( 2 ) 高等学校生徒修学奨励費	△ 422,626	6,606,441	
ア 高等学校等奨学事業費	△ 119,258	698,397	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校就学支援事業費	△ 303,368	5,904,037	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 大学費	△ 11,200	6,957,722	
第 1 目 大学費	△ 11,200	6,957,722	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 3,000		( 8 ) 報償費 △ 444
一般歳入	△ 8,200		( 9 ) 旅費 △ 2,453
			(11) 需用費 △ 63
			(12) 役務費 △ 214
			(13) 委託料 △ 6,130
			(14) 使用料及び賃借料 △ 82
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,814
( 1 ) 大学運営指導費	△ 338	3,978	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 未来を切り拓く多様な人材育成推進事業費	△ 7,716	53,190	事業費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 3 ) リカレント教育推進事業費	△ 3,146	4,554	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	△ 379,327	26,154,050	
第 1 目 特別支援学校費	△ 271,625	24,066,870	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 69,824		( 1 ) 報酬 △ 18,112
諸収入	△ 8,496		( 2 ) 給料 △ 84,153
一般歳入	△ 193,305		( 3 ) 職員手当等 △ 131,065
			( 4 ) 共済費 △ 31,513
			( 9 ) 旅費 △ 6,782
( 1 ) 特別支援学校教職員給与等	△ 271,625	24,066,870	
ア 特別支援学校教職員給与	△ 264,840	24,014,900	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 18,112
			・給料 △ 84,153
			一般職給 △ 84,153
			・職員手当等 △ 131,065
			扶養手当 25,648
			地域手当 △ 2,048
			住居手当 8,789
			通勤手当 356
			管理職手当 770
			特殊勤務手当 △ 3,710
			時間外勤務手当 4,928
			休日勤務手当 12
			宿日直手当 △ 1,421
			義務教育等教員特別手当 6,374
			期末手当 △ 49,424
			勤勉手当 84,600
			退職手当 △ 215,678
			児童手当 8,323
			単身赴任手当 1,316
			管理職員特別勤務手当 100
			・共済費 △ 31,513
			地方職員共済組合等負担金 △ 15,887
			社会保険料 △ 15,626
			・旅費 3
イ 教職員旅費(特別支援学校)	△ 6,785	51,970	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 107,702	2,087,180	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 25,000		( 8 ) 報償費 △ 58

科	目	補正額	現計額	説明
	諸収入	△ 448		(9) 旅費 △ 1,440
	財産収入	△ 1,708		(11) 需用費 △ 34,680
	一般歳入	△ 80,546		(12) 役務費 △ 1,502
				(13) 委託料 △ 17,337
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,187
				(16) 原材料費 △ 498
				(20) 扶助費 △ 50,000
(1)	特別支援学校管理費	△ 57,702	1,636,180	
ア	特別支援学校管理運営費	△ 55,546	1,499,736	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	特別支援学校作業実習費	△ 2,156	8,844	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ	スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業費	0	125,000	財源更正に伴う補正である。
(2)	特別支援学校就学奨励費	△ 50,000	451,000	事業費の確定等に伴う補正である。
第8項	学校教育費	△ 711,648	3,027,133	
第1目	高校教育費	△ 115,317	744,245	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 29,668		(1) 報酬 △ 20,330
	諸収入	△ 3,979		(3) 職員手当等 △ 143
	繰入金	△ 33,555		(4) 共済費 △ 8,222
	一般歳入	△ 48,115		(8) 報償費 △ 8,849
				(9) 旅費 △ 19,560
				(11) 需用費 △ 9,177
				(12) 役務費 △ 1,475
				(13) 委託料 △ 10,395
				(14) 使用料及び賃借料 △ 7,093
				(18) 備品購入費 △ 2,748
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 27,325
(1)	高校教育指導費	△ 112,451	709,373	
ア	外国語教育推進事業費	△ 34,223	398,392	事業費の確定に伴う補正である。
イ	次代を担う人材育成事業費	△ 12,150	2,850	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	補習等のための指導員等派遣事業費	△ 5,328	13,172	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ グローバル人材育成事業費	△ 33,555	6,445	事業費の確定に伴う補正である。
オ 地域産業を支える実学奨励事業費	△ 3,509	119,654	事業費の確定に伴う補正である。
カ 高校生就職マッチング対策事業費	△ 444	45,556	事業費の確定に伴う補正である。
キ 魅力ある学校づくり推進事業費	△ 7,572	73,476	事業費の確定に伴う補正である。
ク 世界にはばたく人材育成事業費	△ 15,670	12,950	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 生徒指導等推進事業費(高校)	△ 2,866	34,872	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 445,065	1,597,455	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 389,983		( 1 ) 報酬 △ 283,651
諸収入	△ 139		( 3 ) 職員手当等 △ 62,398
一般歳入	△ 54,943		( 4 ) 共済費 △ 1,341
			( 8 ) 報償費 △ 946
			( 9 ) 旅費 △ 77,993
			(11) 需用費 △ 431
			(12) 役務費 △ 36
			(13) 委託料 △ 258
			(14) 使用料及び賃借料 △ 236
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,775
( 1 ) スクール・サポート・スタッフ配置事業費	△ 54,035	308,765	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) ハートフルサポート充実事業費	△ 6,761	359,239	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 小中学校学習支援事業費	△ 51,119	76,797	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) しずおか型英語教育充実事業費(小・中)	△ 2,184	1,171	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) コミュニティ・スクール推進事業費(小・中)	△ 784	4,964	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 外国人等学ぶ機会拡充事業費	△ 1,037	14,863	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 7 ) 特別支援学級支援事業費	△ 10,291	51,709	事業費の確定に伴う補正である。
( 8 ) 幼児教育連携推進事業費	△ 3,158	4,133	事業費の確定に伴う補正である。
( 9 ) 教員免許管理システム運用管理費	△ 39	5,471	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 小・中学校児童生徒就学支援等事業費	△ 858	142	事業費の確定に伴う補正である。
(11) 新型コロナ対策による補習等支援事業費	△ 300,590	609,410	事業費の確定に伴う補正である。
(12) 幼稚園等新型コロナ対策体制整備事業費助成	△ 14,209	160,791	補助対象経費の確定に伴う補正である。
第 4 目 健康体育費	△ 151,266	664,172	(節内訳)
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 120,685		(1) 報酬 △ 2,108
諸収入	△ 2,759		(3) 職員手当等 △ 435
一般歳入	△ 27,822		(4) 共済費 △ 1,366
			(8) 報償費 △ 1,889
			(9) 旅費 △ 5,836
			(11) 需用費 △ 104,707
			(12) 役務費 △ 7,908
			(13) 委託料 △ 17,530
			(14) 使用料及び賃借料 △ 451
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 9,036
( 1 ) 学校体育振興費	△ 11,261	115,912	
ア スポーツ人材活用推進事業費	△ 10,972	74,282	事業費の確定に伴う補正である。
イ 全国総合体育大会等派遣運営費助成	△ 289	7,653	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 学校保健管理事業費	△ 116,305	190,726	
ア 学校安全管理事業費	△ 7,770	167,361	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県立学校新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業費	△ 108,535	22,465	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 学校給食管理等事業費	△ 15,757	351,762	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 高等学校等給食管理事業費	△ 7,538	338,805	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡茶愛飲定着化事業費	△ 5,137	4,563	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 学校給食食育推進事業費	△ 1,784	2,092	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県立学校臨時休業対策事業費助成	△ 1,298	6,302	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 12	2,788	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 学校安全総合推進事業費	△ 7,931	2,984	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 項 社会教育費	△ 16,539	613,027	
第 1 目 社会教育費	△ 4,750	55,839	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,493		( 8 ) 報償費 △ 157
寄附金	△ 590		( 9 ) 旅費 △ 755
諸収入	△ 50		(11) 需用費 △ 83
一般歳入	△ 2,617		(12) 役務費 △ 20
			(13) 委託料 △ 3
			(14) 使用料及び賃借料 △ 118
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,614
( 1 ) 地域の教育力向上推進事業費	△ 154	1,155	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 地域における通学合宿推進事業費	△ 1,023	1,528	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 生涯学習情報発信事業費	△ 9	964	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 地域学校協働活動推進事業費	△ 2,181	40,517	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 家庭教育支援事業費	△ 541	2,159	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 208	2,211	事業費の確定に伴う補正である。
( 7 ) 「しずおか寺子屋」推進事業費	△ 634	4,750	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 図書館費	△ 6,487	204,393	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 144		(9) 旅費 △ 796
一般歳入	△ 6,343		(11) 需用費 △ 31
			(12) 役務費 △ 2,970
			(13) 委託料 △ 2,377
			(14) 使用料及び賃借料 △ 169
			(18) 備品購入費 △ 144
( 1 ) 県立中央図書館管理運営費	△ 3,663	99,217	管理運営経費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県立中央図書館資料充実費	△ 610	84,390	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 東静岡周辺地区県立中央図書館整備事業費	△ 2,214	20,786	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 青少年対策費	△ 73	15,850	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	590		(9) 旅費 △ 2
一般歳入	△ 663		(11) 需用費 △ 38
			(12) 役務費 △ 2
			(14) 使用料及び賃借料 △ 31
( 1 ) 青少年健全育成費	△ 52	5,671	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) ネット依存対策推進事業費	△ 21	6,879	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 青少年の家費	△ 5,229	336,945	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 3,494		(1) 報酬 △ 1,800
諸収入	△ 631		(3) 職員手当等 △ 249
一般歳入	△ 1,104		(4) 共済費 △ 400
			(8) 報償費 △ 126
			(9) 旅費 △ 164
			(11) 需用費 △ 202
			(13) 委託料 △ 2,288
( 1 ) 青少年の家等管理運営費	△ 5,229	336,945	管理運営経費の確定に伴う補正である。
第 10 項 私学振興費	△ 1,203,614	29,385,865	
第 1 目 私学振興費	△ 1,203,614	29,385,865	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 838,356 140 △ 365,398		(節内訳) (1) 報酬 585 (3) 職員手当等 371 (4) 共済費 356 (8) 報償費 △ 297 (9) 旅費 △ 481 (11) 需用費 △ 1,031 (12) 役務費 △ 82 (13) 委託料 △ 1,000 (14) 使用料及び賃借料 △ 538 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,101,097 (20) 扶助費 △ 100,400
(1) 私立学校指導事務費	△ 436	5,173	私立学校の調査、指導等に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	△ 1,035,521	29,338,349	
ア 私立学校経常的経費助成	89,852	18,931,953	
(ア) 私立学校経常費助成	129,017	18,511,217	補助対象園児、児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 29,355	343,022	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 4,356	17,848	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 5,454	59,866	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 1,125,373	10,406,396	
(ア) 私立高等学校授業料減免事業費助成	△ 24,400	1,197,400	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校等授業料減免事業費助成	△ 34,050	58,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立専門学校修学支援事業費助成	△ 131,354	374,002	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 520,911	6,932,002	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(オ) 私立学校家計急変緊急支援費助成	△ 82,200	2,800	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) 私立高等学校等奨学給付金助成	△ 101,400	443,850	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(キ) 私立学校外国語教育支援事業費助成	△ 1,900	6,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 私立学校スクールカウンセラー配置等事業費助成	△ 3,810	15,990	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 私立幼稚園障害児教育費助成	△ 80,752	227,360	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(コ) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 931	86,569	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 私立幼稚園等教育支援体制整備事業費助成	△ 80,951	174,899	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(シ) 私立幼稚園教員人材確保支援事業費助成	△ 48,140	13,860	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ス) 私立学校安全教育推進事業費助成	△ 6,810	17,190	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(セ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 1,964	234,036	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ソ) 私立学校教職員研修等事業費助成	△ 5,800	8,400	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 私立学校耐震化促進等事業費助成	△ 167,657	42,343	補助対象事業費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 災害対策費	△ 7,674,126	8,772,961	
第 1 項 観光施設災害復旧費	△ 30,000	11,000	
第 2 目 現年災害観光施設復旧費	△ 30,000	0	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 30,000		(15) 工事請負費 △ 30,000
( 1 ) 現年単独災害観光施設復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 2 項 社会福祉施設災害復旧費	0	200,000	
第 3 項 農林水産施設災害復旧費	△ 2,157,442	1,155,558	
第 1 目 過年災害農林水産施設復旧費	△ 646,199	746,801	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 531,505		( 2 ) 給料 2,124
県債	△ 128,000		( 3 ) 職員手当等 1,714
一般歳入	13,306		( 4 ) 共済費 704
			( 9 ) 旅費 630
			(11) 需用費 △ 8,814
			(15) 工事請負費 △ 333,067
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 309,490
( 1 ) 過年災害農地等復旧費	△ 251,408	555,592	
ア 県営過年災害農地等復旧費	△ 60,526	9,474	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 過年災害農地等復旧費助成	△ 190,882	546,118	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 過年災害治山施設復旧費	△ 289,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 団体営過年災害林道復旧費	△ 105,607	16,393	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4 ) 過年災害漁港施設復旧費	△ 184	174,816	
ア 過年災害漁港施設復旧費	△ 2	110,998	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	過年単独災害漁港施設 復旧費	△ 182	63,818	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	現年災害農林水産施設 復旧費	△ 1,511,243	408,757	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,095,236		(2) 給料 △ 7,113
	分担金及び負担金	△ 5,198		(3) 職員手当等 △ 4,270
	県債	△ 340,000		(4) 共済費 △ 2,019
	一般歳入	△ 70,809		(9) 旅費 △ 8,799
				(11) 需用費 △ 62,035
				(12) 役務費 △ 1,270
				(14) 使用料及び賃借料 △ 850
				(15) 工事請負費 △ 990,871
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 430,382
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,634
( 1 )	現年災害農地等復旧費	△ 307,570	65,430	
ア	県営現年災害農地等復 旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補 正である。
イ	現年災害農地等復旧費 助成	△ 270,570	65,430	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 )	現年災害治山施設復旧 費	△ 817,673	70,327	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 )	現年単独災害農林水産 復旧費	0	50,000	財源更正に伴う補正である。
( 4 )	現年災害林道復旧費	△ 194,000	223,000	
ア	現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補 正である。
イ	団体営現年災害林道復 旧費	△ 192,000	223,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 5 )	現年災害漁港施設復旧 費	△ 192,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補 正である。
第 4 項	土木施設災害復旧費	△ 4,862,323	7,207,677	
第 1 目	過年災害土木復旧費	△ 232,599	5,578,401	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 173,254		(2) 給料 5,101

科	目	補正額	現計額	説明
	県債 一般歳入	△ 31,000 △ 28,345		(3) 職員手当等 3,552 (4) 共済費 1,793 (9) 旅費 1,437 (11) 需用費 8,134 (12) 役務費 5,056 (13) 委託料 △ 2,035 (14) 使用料及び賃借料 △ 951 (15) 工事請負費 △ 252,702 (17) 公有財産購入費 △ 1,964 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 20
(1)	過年補助災害土木復旧費	△ 231,599	5,578,401	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第2目	現年災害土木復旧費	△ 4,271,724	1,338,276	
	(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 2,660,869 △ 1,612,000 1,145		(節内訳) (2) 給料 262 (3) 職員手当等 56 (4) 共済費 50 (9) 旅費 △ 14,465 (11) 需用費 △ 170,754 (12) 役務費 △ 83,254 (13) 委託料 △ 17,458 (14) 使用料及び賃借料 △ 15,285 (15) 工事請負費 △ 3,953,750 (17) 公有財産購入費 △ 14,272 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,854
(1)	現年補助災害土木復旧費	△ 4,219,091	1,289,909	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	市町村指導監督事務費	△ 20,400	600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	現年単独災害土木復旧費	△ 32,233	47,767	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	国直轄事業費負担金	△ 358,000	291,000	
	(財源内訳) 県債	△ 358,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 358,000
(1)	国直轄過年災害事業費負担金	△ 207,000	183,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2)	国直轄現年災害事業費負担金	△ 151,000	108,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 項 教育施設災害復旧費	△ 430,000	0	
第 1 目 現年災害教育施設復旧費	△ 430,000	0	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 266,666		(13) 委託料 △ 11,983
県債	△ 163,000		(15) 工事請負費 △ 418,017
一般歳入	△ 334		
( 1 ) 補助現年災県立学校等災害復旧費	△ 400,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
( 2 ) 単独現年災県立学校等災害復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 項 災害対策諸費	△ 194,361	184,326	
第 1 目 災害対策本部費	△ 106,893	89,290	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 104,000		( 1 ) 報酬 △ 48
諸収入	255		( 3 ) 職員手当等 △ 77
一般歳入	△ 3,148		( 4 ) 共済費 523
			( 9 ) 旅費 △ 2,386
			(11) 需用費 △ 90,664
			(12) 役務費 △ 1,814
			(13) 委託料 △ 11,700
			(14) 使用料及び賃借料 △ 727
( 1 ) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 106,893	89,290	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	△ 87,468	94,536	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 44,244		( 9 ) 旅費 △ 127
分担金及び負担金	12,356		(11) 需用費 △ 53
財産収入	664		(12) 役務費 △ 30
繰入金	△ 44,244		(13) 委託料 210
一般歳入	△ 12,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 88,132
			(25) 積立金 664
( 1 ) 災害救助対策費	△ 87,468	94,536	
ア 災害救助基金積立金	664	795	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 被災者自立生活再建支援事業費	△ 12,000	33,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 地域で支える災害弱者 支援体制促進事業費	0	2,700	事業費の確定に伴う補正である。
エ 災害救助費負担金等事 業費	△ 76,132	57,868	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 空港施設災害復旧費	0	14,400	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	△ 1,109,375	184,437,625	
第 1 項 公債費	△ 1,109,375	184,437,625	
第 1 目 元金	△ 197,660	160,859,340	(節内訳) (28) 繰出金 △ 197,660
(財源内訳) 諸収入 繰入金 一般歳入	334,634 △ 4,967,000 4,434,706		
( 1 ) 公債費 (元金)	△ 197,660	160,859,340	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 890,786	22,279,214	(節内訳) (28) 繰出金 △ 890,786
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	758 △ 891,544		
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 890,786	22,279,214	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 20,929	1,299,071	(節内訳) ( 8 ) 報償費 △ 17 ( 9 ) 旅費 △ 1,547 (12) 役務費 81,395 (28) 繰出金 △ 100,760
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	4,051 △ 24,980		
( 1 ) 公債諸費	△ 20,929	1,299,071	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	△ 13,257,000	208,064,000	
第 1 項 地方消費税清算金	△ 8,602,000	94,244,000	
第 1 目 地方消費税清算金 (財源内訳) 一般歳入	△ 8,602,000	94,244,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 8,602,000
( 1 ) 地方消費税清算金	△ 8,602,000	94,244,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算する経費の補正である。
第 2 項 所得割交付金	△ 42,000	258,000	
第 1 目 所得割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 42,000	258,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 42,000
( 1 ) 所得割交付金	△ 42,000	258,000	県民税所得割収入額(退職所得分)の税率2%相当分を指定都市に交付する経費の補正である。
第 3 項 利子割交付金	6,000	514,000	
第 1 目 利子割交付金 (財源内訳) 一般歳入	6,000	514,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 6,000
( 1 ) 利子割交付金	6,000	514,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費1%等を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	△ 128,000	2,365,000	
第 1 目 配当割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 128,000	2,365,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 128,000
( 1 ) 配当割交付金	△ 128,000	2,365,000	県民税配当割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	1,471,000	3,138,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	1,471,000	3,138,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	1,471,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1,471,000
( 1 ) 株式等譲渡所得割交付金	1,471,000	3,138,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 法人事業税交付金	△ 210,000	5,594,000	
第 1 目 法人事業税交付金	△ 210,000	5,594,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 210,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 210,000		
( 1 ) 法人事業税交付金	△ 210,000	5,594,000	法人事業税収入額から、超過課税分を控除した額の3.4%を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 地方消費税交付金	△ 4,889,000	83,094,000	
第 1 目 地方消費税交付金	△ 4,889,000	83,094,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,889,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,889,000		
( 1 ) 地方消費税交付金	△ 4,889,000	83,094,000	都道府県間で清算した地方消費税の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	△ 37,000	1,463,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	△ 37,000	1,463,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 37,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 37,000		
( 1 ) ゴルフ場利用税交付金	△ 37,000	1,463,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 9 項 軽油引取税交付金	△ 430,000	11,007,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	△ 430,000	11,006,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 430,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 430,000		
( 1 ) 軽油引取税交付金	△ 430,000	11,006,000	軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する経費の補正である。
第 10 項 自動車税環境性能割交付金	△ 298,000	1,683,000	



科	目	補正額	現計額	説明
第1目	自動車税環境性能割交付金	△ 298,000	1,683,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 298,000  自動車税環境性能割収入額の44.65%を市町に交付し、33.25%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	△ 298,000		
(1)	自動車税環境性能割交付金	△ 298,000	1,683,000	
第11項	利子割精算金	0	1,000	
第12項	旧法による自動車取得税交付金	2,000	3,000	
第1目	旧法による自動車取得税交付金	2,000	3,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 2,000  旧法自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付し、28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	2,000		
(1)	旧法自動車取得税交付金	2,000	3,000	
第13項	県税還付金	△ 100,000	4,700,000	
第1目	県税還付金	△ 100,000	4,700,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 100,000  県税の過誤納に係る還付金の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	△ 100,000		
(1)	県税還付金	△ 100,000	4,700,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	0	2,300,000	
第 1 項 予備費	0	2,300,000	

## 2 繰越明許費

### 1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
危機管理部	3 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	837,000	923,000	地震・津波対策等減災交付金等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	6 スポーツ・文化観光費 4 観光交流費	観光費	610,000	754,000	観光施設整備事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 スポーツ・文化観光費 5 空港振興費	空港振興費	7,000	70,000	空港施設整備事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、関係機関との調整及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	7 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	57,000	794,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
健康福祉部	7 健康福祉費 3 こども未来費	こども未来費	3,484,000	3,951,000	児童養護施設等整備費助成等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 5 医療費	医務福祉費	122,000	174,000	医療施設設備等整備事業費助成等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び資材の入手難により、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	8 経済産業費 2 産業革新費	産業革新費	425,000	537,000	県産品輸出促進事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 4 商工業費	商工業費	700,000	705,000	工業技術研究所庁舎等維持補修費において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 5 農業費	農業費	2,333,000	3,175,000	強い農業・担い手づくり総合支援交付金等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
経済産業部	8 経済産業費 6 農地費	農地費	6,058,000	8,502,000	農地・農村防災対策事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 7 森林・林業費	森林・林業費	2,523,000	5,504,000	治山事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地補償交渉、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 8 水産・海洋費	水産・海洋費	238,000	639,000	調査船「駿河丸」代船建造事業等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	9 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	21,780,000	40,285,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	14,833,000	21,957,000	河川関係国庫補助事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	2,962,000	4,013,000	社会資本整備総合交付金事業（海岸）等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	6,038,000	9,130,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり対策費	389,000	491,000	農地地すべり対策事業等において、用地交渉、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	2,798,000	4,239,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	1,650,000	2,388,000	県営漁港整備事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	1,007,000	2,435,000	県単独街路整備事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	1,069,000	1,528,000	小笠山総合運動公園静岡アリーナ特定天井対策事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
教育委員会事務局	11 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	538,000	587,000	県立学校等長寿命化事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	12 災害対策費 3 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	76,000	392,000	団体営現年災害林道復旧事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

## 2 追加

所属部局	款 項	事業名	金 額	説 明
くらし・環境部	5 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	104,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	72,000	水道施設耐震化等事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	6 スポーツ・文化 観光費 3 文化費	文化財費	95,000	地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。



所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
交通基盤部	9 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 維持管理費	723,000	道路等維持修繕費において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理 費	23,000	河川維持管理費において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 都市費	地域交通費	89,000	鉄道交通対策事業費助成において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	12 災害対策費 3 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林 水産施設復旧 費	265,000	過年災害農地等復旧費助成において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 3 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林 水産施設復旧 費	51,000	過年災害漁港施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 4 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	1,949,000	過年災害土木復旧事業において、用地補償交渉、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 4 土木施設災害 復旧費	現年災害土木 復旧費	1,184,000	現年災害土木復旧事業等において、用地交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

### 3 債務負担行為

#### 1 追加

所管部局	事項	期間	摘要
経営管理部	122 県有地地盤強化工事契約	令和2年度から令和3年度まで	債務負担行為限度額 20,000 千円 工事予定額 20,000 千円 令和2年度計上予算額 0 千円
経済産業局 森林・林業局	123 治山事業工事契約 (滝沢尾緊急総合治山工事ほか2件)	令和2年度から令和3年度まで	債務負担行為限度額 156,000 千円 工事予定額 156,000 千円 令和2年度計上予算額 0 千円
	滝沢尾緊急総合治山工事	令和2年度から令和3年度まで	債務負担行為限度額 30,000 千円 工事予定額 30,000 千円 令和2年度計上予算額 0 千円
	高石緊急総合治山工事	令和2年度から令和3年度まで	債務負担行為限度額 30,000 千円 工事予定額 30,000 千円 令和2年度計上予算額 0 千円
	中平松防災林造成工事	令和2年度から令和3年度まで	債務負担行為限度額 96,000 千円 工事予定額 96,000 千円 令和2年度計上予算額 0 千円

## 4 県 債

公共事業等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
公 共 事 業 等 債 計	65,015,000	62,859,000	2,156,000	
土 地 改 良 事 業 費	2,795,000	2,604,000	191,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	1,350,000	1,241,000	109,000	"
林 道 事 業 費	425,000	458,000	△ 33,000	"
治 山 事 業 費	2,012,000	2,193,000	△ 181,000	"
道 路 事 業 費	6,827,000	5,217,000	1,610,000	"
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	14,243,000	15,232,000	△ 989,000	"
河 川 事 業 費	9,130,000	10,226,000	△ 1,096,000	"
海 岸 保 全 事 業 費	1,700,000	1,660,000	40,000	"
砂 防 事 業 費	2,733,000	3,357,000	△ 624,000	"
港 湾 事 業 費	1,694,000	1,875,000	△ 181,000	"
漁 港 整 備 費	760,000	537,000	223,000	"
漁 港 海 岸 保 全 費	188,000	230,000	△ 42,000	"
都 市 公 園 整 備 費	690,000	804,000	△ 114,000	"
警 察 施 設 整 備 費	603,000	566,000	37,000	"
国 直 轄 土 地 改 良 事 業 費	460,000	718,000	△ 258,000	"
国 直 轄 治 山 事 業 費	944,000	951,000	△ 7,000	"
国 直 轄 道 路 事 業 費	8,404,000	5,685,000	2,719,000	"
国 直 轄 河 川 事 業 費	3,012,000	2,423,000	589,000	"

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄海岸保全事業費	1,405,000	1,387,000	18,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄砂防事業費	2,655,000	2,544,000	111,000	〃
国直轄港湾事業費	1,567,000	1,533,000	34,000	〃
その他計上事業費	1,418,000	1,418,000	0	
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業費債計	8,093,000	6,304,000	1,789,000	
公有林整備事業費	1,000	2,000	△1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
老人福祉施設整備事業費	16,000	0	16,000	〃
土地改良事業費	100,000	145,000	△45,000	〃
耕地災害防止施設費	626,000	737,000	△111,000	〃
治山事業費	225,000	196,000	29,000	〃
臨時県道整備事業費	1,596,000	1,874,000	△278,000	〃
河川事業費	1,552,000	2,194,000	△642,000	〃
海岸保全事業費	536,000	436,000	100,000	〃
砂防事業費	692,000	421,000	271,000	〃
港湾事業費	99,000	88,000	11,000	〃
漁港整備費	130,000	162,000	△32,000	〃
警察施設整備費	12,000	49,000	△37,000	〃
国直轄道路事業費	45,000	0	45,000	〃
国直轄河川事業費	643,000	0	643,000	〃
国直轄海岸保全事業費	470,000	0	470,000	〃
国直轄砂防事業費	812,000	0	812,000	〃
国直轄港湾事業費	538,000	0	538,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
災害復旧事業債計	2,795,000	5,495,000	△ 2,700,000	
過年災害復旧費（補助）	1,869,000	2,035,000	△ 166,000	
過年災害農林水産施設復旧費	39,000	152,000	△ 113,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害土木復旧費	1,830,000	1,883,000	△ 53,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害復旧費（補助）	519,000	2,606,000	△ 2,087,000	
現年災害農林水産施設復旧費	23,000	398,000	△ 375,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害土木復旧費	430,000	2,009,000	△ 1,579,000	〃
現年災害教育施設復旧費	0	133,000	△ 133,000	〃
その他經常事業費	66,000	66,000	0	
過年災害復旧費（単独）	74,000	75,000	△ 1,000	
過年災害農林水産施設復旧費	63,000	64,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他經常事業費	11,000	11,000	0	
現年災害復旧費（単独）	61,000	169,000	△ 108,000	
現年災害観光施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害農林水産施設復旧費	0	15,000	△ 15,000	〃
現年災害土木復旧費	47,000	80,000	△ 33,000	〃
現年災害教育施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	〃
その他經常事業費	14,000	14,000	0	
国直轄災害復旧費	272,000	610,000	△ 338,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
教育・福祉施設等整備事業債計	5,904,000	6,164,000	△ 260,000	
地震対策事業費	15,000	18,000	△ 3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	0	28,000	△ 28,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
文化学術施設整備事業費	9,000	11,000	△ 2,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
観光施設整備事業費	12,000	0	12,000	〃
児童福祉施設整備事業費	182,000	302,000	△ 120,000	〃
児童相談所整備事業費	59,000	69,000	△ 10,000	〃
障害者施設整備事業費	1,339,000	1,359,000	△ 20,000	〃
特別支援学校施設整備費	3,118,000	3,207,000	△ 89,000	〃
その他計上事業費	1,170,000	1,170,000	0	
一般単独事業債計	34,619,000	35,564,000	△ 945,000	
地震対策事業費	222,000	230,000	△ 8,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	830,000	838,000	△ 8,000	〃
地震防災事業費	1,465,000	1,467,000	△ 2,000	〃
スポーツ施設整備事業費	172,000	173,000	△ 1,000	〃
文化学術施設整備事業費	737,000	754,000	△ 17,000	〃
観光施設整備事業費	539,000	602,000	△ 63,000	〃
空港整備事業費	136,000	152,000	△ 16,000	〃
社会福社会館整備事業費	40,000	43,000	△ 3,000	〃
児童相談所整備事業費	68,000	58,000	10,000	〃
市町立診療所整備事業費	0	9,000	△ 9,000	〃
労政会館施設整備費	11,000	12,000	△ 1,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	1,843,000	1,905,000	△ 62,000	〃
農林大学校専門職大学移行事業費	1,171,000	1,179,000	△ 8,000	〃
土地改良事業費	98,000	111,000	△ 13,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
自然災害防止事業費	816,000	919,000	△ 103,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
治山事業費	52,000	64,000	△ 12,000	〃
緊急自然災害防止対策事業費	6,216,000	6,222,000	△ 6,000	〃
臨時県道整備事業費	9,298,000	8,884,000	414,000	〃
河川事業費	517,000	552,000	△ 35,000	〃
臨時河川整備事業費	1,946,000	2,086,000	△ 140,000	〃
砂防事業費	392,000	414,000	△ 22,000	〃
港湾事業費	291,000	295,000	△ 4,000	〃
漁港整備費	142,000	145,000	△ 3,000	〃
地域鉄道対策事業費	109,000	127,000	△ 18,000	〃
都市公園整備費	210,000	247,000	△ 37,000	〃
警察施設整備費	1,409,000	1,515,000	△ 106,000	〃
臨時高等学校施設整備費	2,123,000	2,660,000	△ 537,000	〃
県有施設改善事業費	264,000	399,000	△ 135,000	〃
その他計上事業費	3,502,000	3,502,000	0	
行政改革等推進債計	10,459,000	9,522,000	937,000	
地震対策事業費	62,000	64,000	△ 2,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	213,000	224,000	△ 11,000	〃
地震防災事業費	79,000	80,000	△ 1,000	〃
スポーツ施設整備事業費	24,000	57,000	△ 33,000	〃
文化学術施設整備事業費	181,000	229,000	△ 48,000	〃
観光施設整備事業費	183,000	203,000	△ 20,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
空港整備事業費	53,000	59,000	△ 6,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
社会福社会館整備事業費	13,000	15,000	△ 2,000	〃
児童福祉施設整備事業費	46,000	77,000	△ 31,000	〃
児童相談所整備事業費	11,000	20,000	△ 9,000	〃
障害者施設整備事業費	336,000	337,000	△ 1,000	〃
市町立診療所整備事業費	0	3,000	△ 3,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	614,000	637,000	△ 23,000	〃
農林大学校専門職大学移行事業費	390,000	393,000	△ 3,000	〃
土地改良事業費	296,000	255,000	41,000	〃
耕地災害防止施設費	75,000	53,000	22,000	〃
林道事業費	148,000	153,000	△ 5,000	〃
治山事業費	154,000	160,000	△ 6,000	〃
道路事業費	528,000	349,000	179,000	〃
臨時県道整備事業費	1,809,000	1,358,000	451,000	〃
河川事業費	431,000	555,000	△ 124,000	〃
臨時河川整備事業費	217,000	0	217,000	〃
海岸保全事業費	109,000	103,000	6,000	〃
砂防事業費	242,000	290,000	△ 48,000	〃
港湾事業費	311,000	216,000	95,000	〃
漁港整備費	101,000	74,000	27,000	〃
漁港海岸保全費	10,000	16,000	△ 6,000	〃
都市公園整備費	110,000	134,000	△ 24,000	〃



区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
警察施設整備費	477,000	503,000	△ 26,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時高等学校施設整備費	283,000	303,000	△ 20,000	〃
特別支援学校施設整備費	746,000	716,000	30,000	〃
県有施設改善事業費	29,000	45,000	△ 16,000	〃
国直轄土地改良事業費	36,000	64,000	△ 28,000	〃
国直轄治山事業費	68,000	69,000	△ 1,000	〃
国直轄道路事業費	859,000	558,000	301,000	〃
国直轄河川事業費	190,000	127,000	63,000	〃
国直轄海岸保全事業費	89,000	88,000	1,000	〃
国直轄砂防事業費	172,000	162,000	10,000	〃
国直轄港湾事業費	119,000	116,000	3,000	〃
過年災害農林水産施設復旧費	4,000	18,000	△ 14,000	〃
過年災害土木復旧費	203,000	181,000	22,000	〃
国直轄災害復旧費	19,000	39,000	△ 20,000	〃
その他計上事業費	419,000	419,000	0	
公営企業債	4,159,000	7,164,000	△ 3,005,000	
地方独立行政法人 静岡県立病院機構事業費	4,159,000	7,164,000	△ 3,005,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業債	78,000	92,000	△ 14,000	
公有林整備費	78,000	92,000	△ 14,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
退職手当債	1,369,000	0	1,369,000	
退職手当	1,369,000	0	1,369,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
減収補填債（特例分）	34,987,000	13,085,000	21,902,000	

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
減収補填（特例分）	34,987,000	13,085,000	21,902,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
猶予特例債	4,000,000	2,070,000	1,930,000	
猶予特例債	4,000,000	2,070,000	1,930,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
調整債	4,677,000	0	4,677,000	
調整債	4,677,000	0	4,677,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時財政対策債	61,076,000	62,000,000	△ 924,000	
臨時財政対策債	61,076,000	62,000,000	△ 924,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一般会計合計	237,231,000	210,319,000	26,912,000	

特別会計	193,694,044	195,492,963	△ 1,798,919	
企業会計	4,265,000	4,490,000	△ 225,000	
再計	435,190,044	410,301,963	24,888,081	

### 第3 特別会計2月補正予算

#### 第44号議案

##### 1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	△ 1,264,293	467,202,707	
第 1 項 公債費	△ 1,264,293	467,202,707	
第 1 目 元金	△ 198,501	440,693,499	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 198,501		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 17,478
			(25) 積立金 △ 181,023
( 1 ) 公債費 (元金)	△ 198,501	440,693,499	
ア 公債費 (元金) 特別会計	△ 17,478	315,420,836	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	△ 181,023	125,272,663	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 965,032	25,851,968	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 37,123		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 927,909
繰入金	△ 927,909		(25) 積立金 △ 37,123
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 965,032	25,851,968	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 927,909	24,063,091	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	△ 37,123	1,788,877	県債利子相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 100,760	657,240	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 100,760		(12) 役務費 △ 100,760
( 1 ) 公債諸費 (特別会計)	△ 100,760	657,240	県債の支払手数料等の補正である。

第45号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	△ 733,000	2,511,000	
第 1 項 一般会計繰出金	△ 733,000	2,511,000	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 733,000	2,511,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	△ 733,000		(28) 繰出金 △ 733,000
( 1 ) 自動車税等証紙徴収事業費	△ 733,000	2,511,000	自動車税環境性能割及び自動車税種別割のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第46号議案

3 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 3,092,598	7,154,055	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 134,407	3,406,677	
第 1 目 管理総務費	△ 4,392	169,744	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 4,392		(節内訳) (2) 給料 △ 1,336 (3) 職員手当等 △ 1,978 (4) 共済費 △ 1,078
(1) 職員給与費	△ 4,392	169,744	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,336 一般職給 △ 1,336 ・職員手当等 △ 1,978 扶養手当 △ 329 地域手当 △ 61 住居手当 40 通勤手当 197 管理職手当 2 期末手当 △ 998 勤勉手当 △ 654 児童手当 △ 175 ・共済費 △ 1,078 地方職員共済組合等負担金△ 1,078
第 2 目 県営住宅管理費	△ 130,015	3,236,933	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 財産収入 繰入金 諸収入	663,450 △ 12,741 573 △ 780,970 △ 327		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,865 (12) 役務費 △ 1,623 (13) 委託料 △ 117,324 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 5,800 (27) 公課費 △ 3,403
(1) 県営住宅管理費	△ 18,015	1,682,933	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	△ 112,000	1,554,000	県営住宅の計画的な修繕に要する経費の補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 3,114,000	3,386,000	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 3,114,000	3,386,000	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 523,335		(節内訳) (2) 給料 △ 990

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
国庫支出金 県債	△ 1,176,665 △ 1,414,000		(3) 職員手当等 △ 521 (4) 共済費 △ 267 (8) 報償費 △ 167 (9) 旅費 △ 183 (12) 役務費 △ 28 (13) 委託料 △ 135,618 (15) 工事請負費 △ 2,928,376 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 39,000 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 8,850
(1) 県営住宅総合再生整備 事業費	△ 3,114,000	3,386,000	一部事業の延期及び事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 積立金	155,809	361,378	
第 1 目 積立金  (財源内訳) 財産収入 繰越金	155,809  △ 77,734 233,543	361,378	(節内訳) (25) 積立金 155,809
(1) 県営住宅管理基金積立 金	155,809	361,378	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 公債費	△ 71,402	2,773,945	
第 1 項 公債費	△ 71,402	2,773,945	
第 2 目 利子  (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	△ 71,000  △ 66,359 △ 4,641	121,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 71,000
(1) 公債費 (利子)	△ 71,000	121,000	県債の利率の確定等に伴う利子に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費  (財源内訳) 使用料及び手数料	△ 402  △ 402	13,945	(節内訳) (12) 役務費 △ 402
(1) 公債費 (諸費)	△ 402	13,945	県債の発行額の確定等に伴う発行手数料等に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	70,000	
第 1 項 予備費	0	70,000	

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	395,000	県営住宅総合再生整備事業において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和2年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	1,587,000	3,001,000	△1,414,000

第47号議案

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子父子寡婦福祉資金 費	△ 44,000	482,000	
第 1 項 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	△ 44,000	477,000	
第 1 目 貸付金  (財源内訳) 繰越金 諸収入	△ 44,000  52,226 △ 96,226	477,000	(節内訳) (21) 貸付金 △ 44,000
( 1 ) 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	△ 44,000	477,000	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	5,000	



第48号議案

5 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 4,790	651,060	
第 1 項 扶養年金費	△ 4,790	647,006	
第 1 目 扶養年金費	△ 4,790	647,006	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,790  加入者数の変動に伴う補正である。  受給者数の変動に伴う補正である。
(財源内訳) 繰入金	334		
諸収入	△ 5,124		
( 1 ) 心身障害者扶養年金費	△ 4,790	647,006	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 3,361	288,156	
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	△ 1,429	358,850	
第 2 項 諸費	0	4,054	
第 1 目 諸費	0	4,054	財源更正に伴う補正である。
(財源内訳) 国庫支出金	△ 1		
繰入金	1		
( 1 ) 心身障害者扶養共済取扱事務費	0	4,054	
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第49号議案

6 国民健康保険事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 総務費	0	5,519	
第 1 項 総務管理費	0	4,829	
第 1 目 一般管理費	0	4,599	(節内訳) (13) 委託料 77 (18) 備品購入費 △ 77
( 1 ) 事務費	0	4,599	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 運営協議会費	0	690	
第 2 款 保険給付費等交付金	9,679,891	271,213,054	
第 1 項 保険給付費等交付金	9,679,891	271,213,054	
第 1 目 普通交付金	8,977,001	262,860,295	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 8,977,001
(財源内訳) 分担金及び負担金 △ 152,027 国庫支出金 597,092 前期高齢者交付金 71,413 繰入金 361,703 繰越金 7,017,445 諸収入 1,081,375			
( 1 ) 保険給付費等交付金(普通交付金)	8,977,001	262,860,295	保険給付費等の変動に伴う補正である。
第 2 目 特別交付金	702,890	8,352,759	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 702,890
(財源内訳) 国庫支出金 744,239 繰入金 △ 72,971 諸収入 31,622			
( 1 ) 保険給付費等交付金(特別交付金)	702,890	8,352,759	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 3 款 後期高齢者支援金等	△ 86,873	45,872,254	
第 1 項 後期高齢者支援金等	△ 86,873	45,872,254	
第 1 目 後期高齢者支援金	△ 86,873	45,869,039	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 分担金及び負担金 国庫支出金 繰入金  ( 1 ) 後期高齢者支援金	△ 294 87,172 △ 173,751 △ 86,873	45,869,039	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 86,873  後期高齢者支援金の決定に伴う補正である。
第 4 款 前期高齢者納付金等	△ 747	81,639	
第 1 項 前期高齢者納付金等	△ 747	81,639	
第 1 目 前期高齢者納付金  (財源内訳) 繰越金  ( 1 ) 前期高齢者納付金	△ 747 △ 747 △ 747	78,754 78,754	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 747  前期高齢者納付金の決定に伴う補正である。
第 5 款 介護納付金	137,709	16,857,326	
第 1 項 介護納付金	137,709	16,857,326	
第 1 目 介護納付金  (財源内訳) 分担金及び負担金 国庫支出金 繰入金 繰越金  ( 1 ) 介護納付金	△ 362 348,314 △ 196,482 △ 13,761 137,709	16,857,326	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 137,709  介護納付金の決定に伴う補正である。
第 6 款 病床転換支援金等	△ 28	272	
第 1 項 病床転換支援金等	△ 28	272	
第 1 目 病床転換助成関係事務 費拠出金  (財源内訳) 繰越金  ( 1 ) 病床転換助成関係事務 費拠出金	△ 28 △ 28 △ 28	272 272	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 28  病床転換助成関係事務費拠出金の決定に伴う補正である。
第 7 款 共同事業拠出金	151,341	503,730	
第 1 項 共同事業拠出金	151,341	503,730	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	特別高額医療費共同事業事業費拠出金	151,341	503,389	
	(財源内訳) 分担金及び負担金	151,341		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 151,341
(1)	特別高額医療費共同事業事業費拠出金	151,341	503,389	特別高額医療費の変動に伴う補正である。
第8款	保健事業費	△ 13,748	151,752	
第1項	保健事業費	△ 13,748	151,752	
第1目	保健事業費	△ 13,748	151,752	
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 13,748		(節内訳) (8) 報償費 △ 4,012 (9) 旅費 △ 422 (11) 需用費 △ 644 (12) 役務費 △ 200 (13) 委託料 △ 8,254 (14) 使用料及び賃借料 △ 216
(1)	国保ヘルスアップ支援事業費	△ 13,748	151,752	事業費の確定に伴う補正である。
第9款	基金積立金	1,287	1,513	
第1項	基金積立金	1,287	1,513	
第1目	国民健康保険財政安定化基金積立金	1,287	1,513	
	(財源内訳) 財産収入	1,287		(節内訳) (25) 積立金 1,287
(1)	国民健康保険財政安定化基金積立金	1,287	1,513	基金運用益の確定に伴う補正である。
第10款	諸支出金	2,971,301	3,497,832	
第1項	償還金及び還付加算金	2,971,301	3,497,832	
第1目	療養給付費等交付金償還金	△ 290,469	163,614	
	(財源内訳) 療養給付費等交付金	△ 287,789		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 290,469
	繰越金	△ 2,680		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 療養給付費等交付金償還金	△ 290,469	163,614	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 国民健康保険事業費納付金償還金	18,132	90,580	
(財源内訳) 分担金及び負担金繰越金	△ 5,764 23,896		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 18,132
( 1 ) 国民健康保険事業費納付金償還金	18,132	90,580	償還金の確定に伴う補正である。
第 3 目 国庫支出金等償還金	3,243,638	3,243,638	
(財源内訳) 繰越金 諸収入	3,223,762 19,876		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 3,243,638
( 1 ) 国庫支出金等償還金	3,243,638	3,243,638	償還金の確定に伴う補正である。
第 1 1 款 予備費	△ 39,586	68,656	
第 1 項 予備費	△ 39,586	68,656	
第 1 目 予備費	△ 39,586	68,656	
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 39,586		(節内訳) (30) 予備費 △ 39,586
( 1 ) 予備費	△ 39,586	68,656	
第 1 2 款 繰出金	20,000	20,000	
第 1 項 繰出金	20,000	20,000	
第 1 目 一般会計繰出金	20,000	20,000	
(財源内訳) 国庫支出金	20,000		(節内訳) (28) 繰出金 20,000
( 1 ) 一般会計繰出金 (保険事業分)	20,000	20,000	事業費の確定に伴う補正である。

第50号議案

7 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 411,464	463,171	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 302,400	206,585	
第 1 目 貸付金	△ 302,400	206,585	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 58,726		(21) 貸付金 △ 302,400
繰越金	2,594		
諸収入	△ 4,349		
県債	△ 241,919		
( 1 ) 高度化資金費貸付金	△ 302,400	206,585	
ア 共同施設資金費貸付金	0	205,056	財源更正に伴う補正である。
イ 集団化資金費貸付金	△ 302,400	0	貸付金の確定に伴う補正である。
ウ 特別広域高度化資金費貸付金	0	1,529	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 1,112	54,568	
第 1 目 諸費	△ 1,112	54,568	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 1,062		( 9 ) 旅費 △ 50
繰越金	△ 50		(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,062
( 1 ) 高度化資金等事務費	△ 1,112	54,568	
ア 高度化資金貸付事務費	△ 50	14,538	事業費の確定に伴う補正である。
イ 設備貸与事業損失補償費	△ 612	14,999	損失補償額の確定に伴う補正である。
ウ 設備資金貸付事業損失補償費	△ 450	20,179	損失補償額の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 107,952	202,018	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 107,952	202,018	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 1,192		(28) 繰出金 △ 107,952

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 106,760		
( 1 ) 一般会計繰出金	△ 106,735	89,735	償還金の確定に伴う補正である。
( 2 ) 一般会計繰出金 (設備近代化財源返還等)	△ 1,217	112,283	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 309,888	475,477	
第 1 項 公債費	△ 309,888	475,477	
第 1 目 元金	△ 302,726	441,504	
(財源内訳) 繰越金	△ 1,143		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 302,726
諸収入	△ 301,583		
( 1 ) 公債費 (元金)	△ 301,508	329,505	償還金の確定に伴う補正である。
( 2 ) 公債費 (設備近代化財源返還)	△ 1,218	111,999	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 7,162	33,973	
(財源内訳) 諸収入	△ 7,162		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 7,162
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 7,162	33,973	償還金の確定に伴う補正である。

令和2年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	164,044	405,963	△241,919



第51号議案

8 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 150,076	58,912	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	8,000		
諸収入	△ 8,000		
( 1 ) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 100,000	0	
(財源内訳)			
繰越金	△ 50,000		(節内訳)
諸収入	△ 50,000		(21) 貸付金 △ 100,000
( 1 ) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 66	12,912	
第 1 目 諸費	△ 66	12,912	
(財源内訳)			
繰越金	△ 66		(節内訳)
( 1 ) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 66	846	( 9 ) 旅費 △ 22 (13) 委託料 △ 44 制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 50,010	0	
第 1 目 元金	△ 50,000	0	
(財源内訳)			
諸収入	△ 50,000		(節内訳)
( 1 ) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 50,000	0	(23) 償還金、利子及び割引料 △ 50,000 貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 10	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 10		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 10
( 1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 10	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 5 項 一般会計繰出金	0	6,000	
第 2 款 予備費	32,084	177,096	
第 1 項 予備費	32,084	177,096	
第 1 目 予備費	32,084	177,096	
(財源内訳) 繰越金	82,900		(節内訳) (30) 予備費 32,084
諸収入	△ 50,816		
( 1) 林業・木材産業改善資 金予備費	32,067	126,870	繰越金等の確定に伴う補正である。
( 2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	17	50,226	諸収入の確定に伴う補正である。

第52号議案

9 沿岸漁業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 沿岸漁業改善資金費	△ 29,178	36,708	
第 1 項 沿岸漁業改善資金貸付金	△ 28,850	35,950	
第 1 目 貸付金	△ 28,850	35,950	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 26,855		(21) 貸付金 △ 28,850
諸収入	△ 1,995		
( 1 ) 沿岸漁業改善資金貸付金	△ 28,850	35,950	貸付に要する経費の補正である。
第 2 項 諸費	△ 328	758	
第 1 目 諸費	△ 328	758	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 328		(12) 役務費 △ 328
( 1 ) 沿岸漁業改善資金制度運営費	△ 328	758	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	17,996	129,110	
第 1 項 予備費	17,996	129,110	
第 1 目 予備費	17,996	129,110	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	18,170		(30) 予備費 17,996
諸収入	△ 174		
( 1 ) 沿岸漁業改善資金予備費	17,996	129,110	繰越金等の確定に伴う補正である。

第54号議案

1.1 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 223,074	2,786,299	
第 1 項 港湾管理費	△ 78,074	2,029,739	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 52,336	1,574,997	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 22,912		(1) 報酬 97
諸収入	△ 29,424		(2) 給料 △ 7,358
			(3) 職員手当等 △ 4,339
			(4) 共済費 △ 612
			(9) 旅費 △ 725
			(11) 需用費 △ 37,858
			(12) 役務費 △ 3,907
			(13) 委託料 19,864
			(14) 使用料及び賃借料 △ 665
			(15) 工事請負費 △ 10,800
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,033
( 1 ) 職員給与費	△ 12,242	257,570	清水港管理局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 7,358 一般職給 △ 7,358 ・職員手当等 △ 4,361 扶養手当 118 住居手当 114 通勤手当 98 管理職手当 2 特殊勤務手当 2 時間外勤務手当 △ 254 期末手当 △ 2,449 勤勉手当 △ 1,578 地域手当 △ 294 児童手当 △ 120 ・共済費 △ 523 地方職員共済組合等負担金△ 523
( 2 ) 事務所費	△ 168	139,363	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 企画振興費	△ 6,630	28,527	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 清水港港湾管理費	△ 28,613	801,570	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 港湾物流情報化事業費	△ 33	1,040	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 261	24,539	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 7 ) 清水港保安対策事業費	△ 4,389	322,388	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港港湾管理費	△ 18,760	235,319	(節内訳)
(財源内訳)			
使用料及び手数料	△ 18,765		( 2 ) 給料 △ 29
諸収入	5		( 3 ) 職員手当等 △ 146
			( 4 ) 共済費 134
			( 9 ) 旅費 △ 10
			(11) 需用費 △ 141
			(12) 役務費 △ 16
			(13) 委託料 △ 1,833
			(15) 工事請負費 △ 16,719
( 1 ) 職員給与費	△ 41	56,838	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 29
			一般職給 △ 29
			・職員手当等 △ 146
			扶養手当 △ 204
			通勤手当 454
			時間外勤務手当 △ 3
			期末手当 △ 207
			勤勉手当 △ 180
			地域手当 △ 6
			・共済費 134
			地方職員共済組合等負担金 134
( 2 ) 田子の浦港港湾管理費	△ 16,719	134,610	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 田子の浦港保安対策事業費	△ 2,000	43,871	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 御前崎港港湾管理費	△ 6,978	209,690	(節内訳)
(財源内訳)			
使用料及び手数料	△ 21,978		( 9 ) 旅費 △ 10
諸収入	15,000		(11) 需用費 △ 1,152
			(12) 役務費 △ 77
			(13) 委託料 △ 5,739
( 1 ) 御前崎港港湾管理費	△ 978	129,008	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 御前崎港保安対策事業費	△ 6,000	80,682	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 施設整備費	△ 347,000	543,000	
第 1 目 清水港施設整備費	△ 340,000	460,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 分担金及び負担金 使用料及び手数料 国庫支出金 県債  ( 1 ) 清水港施設整備費	△ 69,000 △ 67,000 △ 69,000 △ 135,000  △ 340,000	     460,000	(節内訳) ( 9 ) 旅費 △ 219 (11) 需用費 △ 100 (13) 委託料 △ 20,000 (15) 工事請負費 △ 319,681  事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費  (財源内訳) 使用料及び手数料 県債  ( 1 ) 田子の浦港施設整備費	△ 7,000  1,000 △ 8,000  △ 7,000	83,000    83,000	(節内訳) (15) 工事請負費 △ 7,000  事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 4 項 積立金	202,000	202,000	
第 1 目 積立金  (財源内訳) 使用料及び手数料  ( 1 ) 積立金	202,000  202,000  202,000	202,000   202,000	(節内訳) (25) 積立金 202,000  事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 57,926	2,189,701	
第 1 項 公債費	△ 57,926	2,189,701	
第 1 目 元金  (財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 繰入金 諸収入 繰越金  ( 1 ) 公債費 (元金)	0  △ 207,329 93,828 △ 29,000 128,282 14,219  0	2,018,612      2,018,612	       財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子  (財源内訳) 財産収入  ( 1 ) 公債費 (利子)	△ 57,367  △ 57,367  △ 57,367	167,218   167,218	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 57,367  県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料 ( 1 ) 公債費 (公債諸費)	△ 559 △ 559 △ 559	3,871 3,871	(節内訳) (12) 役務費 △ 559 県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	20,000	
第 1 項 予備費	0	20,000	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	333,000	355,000	新興津都市再開発等用地整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	49,000	機能施設修繕事業等において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	10,000	機能施設管理事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	45,000	中央荷役機械整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。



令和2年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額	
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	771,000	868,000	△97,000	
	富士見荷役機械整備費	23,000	120,000	△97,000	
	江尻上屋整備費	90,000	90,000	0	
	清水港資本費平準化費	658,000	658,000	0	
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	12,000	50,000	△38,000	
	新興津都市再開発等用地整備費	12,000	50,000	△38,000	
	田子の浦港施設整備費	109,000	117,000	△8,000	
	中央埠頭荷役機械整備費	82,000	90,000	△8,000	
	田子の浦港資本費平準化費	27,000	27,000	0	
	御前崎港施設整備費	151,000	151,000	0	
	御前崎港資本費平準化費	151,000	151,000	0	
	合 計		1,043,000	1,186,000	△143,000

第55号議案

12 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 792,360	2,060,640	
第 1 項 集中管理費	△ 792,360	2,060,640	
第 1 目 物品調達費	△ 780,960	1,959,040	
(財源内訳) 諸収入	△ 780,960		(節内訳)
			(1) 報酬 △ 270
			(3) 職員手当等 170
			(4) 共済費 △ 170
			(8) 報償費 △ 16,600
			(9) 旅費 △ 440
			(11) 需用費 △ 76,250
			(12) 役務費 △ 2,420
			(14) 使用料及び賃借料 △ 29,000
			(18) 備品購入費 △ 654,630
			(27) 公課費 △ 1,350
(1) 物品調達費	△ 780,960	1,959,040	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 7,600	51,400	
(財源内訳) 諸収入	△ 7,600		(節内訳)
			(11) 需用費 △ 900
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,700
(1) 自動車管理費	△ 7,600	51,400	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 3,800	50,200	
(財源内訳) 諸収入	△ 3,800		(節内訳)
			(12) 役務費 △ 3,800
(1) 電話管理費	△ 3,800	50,200	本庁における電話料に要する経費の補正である。

## 第4 企業会計2月補正予算

### 第56号議案

#### 1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	17,986	4,584,284	
第 1 項 営業収益	△ 28,436	4,369,493	
第 1 目 給水収益	△ 10,090	4,272,515	給水量の変動に伴う補正である。
(節内訳)			
柿田川工業用水道料金	△ 804		
富士川工業用水道料金	△ 7,476		
東駿河湾工業用水道料 金	32,176		
静清工業用水道料金	△ 8,706		
中遠工業用水道料金	△ 7,447		
西遠工業用水道料金	△ 17,453		
湖西工業用水道料金	△ 380		
第 2 目 その他営業収益	△ 18,346	96,978	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
管理受託収益	△ 18,346		
第 2 項 営業外収益	13,517	181,886	
第 1 目 受取利息及び配当金	6,620	24,510	有価証券利息等の補正である。
(節内訳)			
預金利息	1,018		
有価証券利息	5,602		
第 2 目 長期前受金戻入	3,038	149,958	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
長期前受金戻入	3,038		
第 3 目 雑収益	3,834	7,393	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	3,834		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	25 25	25	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 3 項 特別利益	32,905	32,905	
第 1 目 固定資産売却益 (節内訳) 固定資産売却益	32,905 32,905	32,905	職員公舎用地の売却に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	10,957	4,570,964	
第 1 項 営業費用	△ 6,050	4,410,895	
第 1 目 原水及び浄水費	984	1,798,228	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 △ 4,135</li> <li>(1) 報酬 △ 153</li> <li>(3) 職員手当等 △ 2,371</li> <li style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 2,371</li> <li>(5) 法定福利費 △ 881</li> <li style="padding-left: 20px;">法定福利費 △ 881</li> <li>(6) 旅費 △ 730</li> <li>・維持管理費 5,119</li> <li>(9) 需用費 △ 2,613</li> <li>(10) 役務費 517</li> <li>(11) 委託料 75,041</li> <li>(13) 修繕料 △ 791</li> <li>(16) 動力費 △ 79,300</li> <li>(17) 薬品費 14,218</li> <li>(20) 負担金 △ 1,953</li> </ul>
第 2 目 配水及び給水費	△ 35,318	683,276	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 △ 6,126</li> <li>(1) 報酬 1,025</li> <li>(2) 給料 159</li> <li>(3) 職員手当等 △ 8,651</li> <li style="padding-left: 20px;">扶養手当 275</li> <li style="padding-left: 20px;">地域手当 20</li> <li style="padding-left: 20px;">通勤手当 857</li> <li style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △ 5,938</li> <li style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 1,870</li> <li style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 1,160</li> <li style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額 2</li> <li style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 △ 37</li> <li style="padding-left: 20px;">管理職手当 2</li> <li style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 2</li> <li style="padding-left: 20px;">住居手当 △ 714</li> <li style="padding-left: 20px;">児童手当 △ 90</li> <li>(5) 法定福利費 1,326</li> <li style="padding-left: 20px;">法定福利費 1,303</li> <li style="padding-left: 20px;">法定福利費引当金繰入額 23</li> <li>(6) 旅費 15</li> <li>・維持管理費 △ 29,192</li> </ul>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(10) 役務費 100 (11) 委託料 △ 24 (13) 修繕料 712 (16) 動力費 △ 29,980
第 3 目 総係費	6,199	268,738	企業局職員の人件費の補正である。  (節内訳) ・人件費 6,199 (1) 報酬 26 (2) 給料 896 (3) 職員手当等 5,203 扶養手当 △ 519 地域手当 12 通勤手当 148 時間外勤務手当 △ 3,902 期末手当 △ 635 勤勉手当 △ 1,519 賞与引当金繰入額 6 管理職手当 △ 67 休日勤務手当 23 住居手当 △ 652 退職給付費 12,388 児童手当 △ 80 (5) 法定福利費 98 法定福利費 94 法定福利費引当金繰入額 4 (6) 旅費 △ 24
第 4 目 共用施設管理費	610	126,259	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。  (節内訳) ・人件費 610 (1) 報酬 247 (2) 給料 989 (3) 職員手当等 △ 962 扶養手当 △ 22 地域手当 40 通勤手当 △ 384 時間外勤務手当 107 期末手当 △ 443 勤勉手当 △ 27 賞与引当金繰入額 148 休日勤務手当 21 住居手当 △ 240 児童手当 △ 162 (5) 法定福利費 478 法定福利費 444 法定福利費引当金繰入額 34

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(6) 旅費 △ 142 ・維持管理費 0 (11) 委託料 5,200 (13) 修繕料 △ 5,200
第 5 目 減価償却費	△ 14,327	1,465,691	固定資産額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 14,327
第 6 目 資産減耗費	35,802	68,703	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。  (節内訳) (37) 固定資産除却費 35,802
第 2 項 営業外費用	16,457	156,519	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 20,540	115,022	企業債利息の確定に伴う補正である。  (節内訳) (40) 企業債利息 △ 20,540
第 2 目 雑損失	15,997	18,497	保有有価証券の当期償却額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (48) その他雑損失 15,997
第 3 目 消費税及び地方消費税	21,000	23,000	納税予定額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 21,000
第 3 項 特別損失	550	550	
第 1 目 固定資産売却損	550	550	職員公舎建物の売却に伴う補正である。  (節内訳) (50) 固定資産売却損 550
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 229,645	2,221,057	
第 1 項 企業債	△ 277,000	1,948,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 277,000	1,948,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・柿田川 14,000 → 5,000 千円 ・東駿河湾 570,000 → 489,000 千円 ・中遠 458,000 → 354,000 千円 ・西遠 490,000 → 407,000 千円
柿田川工業用水道建設費債	△ 9,000		
東駿河湾工業用水道建設費債	△ 81,000		
中遠工業用水道建設費債	△ 104,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 83,000		
第 2 項 国庫補助金	△ 9,300	138,900	
第 1 目 工業用水道建設費補助金 (節内訳)	△ 9,300	138,900	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 東駿河湾: 132,000 → 137,077 千円 静清 : 214,545 → 196,363 千円 中遠 : 109,090 → 81,720 千円 ・補助率 東駿河湾: 22.5/100 静清 : 22.5/100 中遠 : 22.5/100
東駿河湾工業用水道建設費補助金	1,000		
静清工業用水道建設費補助金	△ 4,100		
中遠工業用水道建設費補助金	△ 6,200		
第 3 項 負担金	54,988	132,490	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	54,988	132,490	建設改良事業の確定に伴う補正である。
富士川工業用水道工事費負担金	△ 15,012		
西遠工業用水道工事費負担金	70,000		
第 4 項 固定資産売却代金	1,667	1,667	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	1,667	1,667	職員公舎用地及び建物の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	1,667		



<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 528,120	4,733,873	
第 1 項 建設改良費	△ 407,400	2,769,600	
第 1 目 柿田川工業用水道建設改良費	△ 9,000	5,528	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 9,000 (11) 委託料 △ 9,000
第 2 目 富士川工業用水道建設改良費	△ 27,900	120,473	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 27,900 (62) 工事請負費 △ 27,900
第 3 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 448,136	646,310	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 448,136 (11) 委託料 △ 50,000 (56) 土地購入費 870 (62) 工事請負費 △ 399,006
第 4 目 静清工業用水道建設改良費	213,200	846,544	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 213,200 (19) 補償費 △ 10,000 (56) 土地購入費 300 (62) 工事請負費 222,900
第 5 目 中遠工業用水道建設改良費	△ 110,000	374,173	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 110,000 (11) 委託料 △ 9,000 (62) 工事請負費 △ 101,000
第 6 目 西遠工業用水道建設改良費	44,436	643,688	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 44,436 (11) 委託料 △ 5,000 (20) 負担金 28,436 (62) 工事請負費 21,000
第 7 目 湖西工業用水道建設改良費	△ 70,000	132,884	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 70,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(62) 工事請負費 △ 70,000
第 2 項 固定資産取得費	0	6,641	
第 3 項 投資	0	1,000,000	
第 4 項 企業債償還金	△ 120,720	957,632	
第 1 目 企業債償還金	△ 120,720	957,632	<p>企業債償還金の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(76) 元金償還金 △ 120,720</p>

備考 資本的収入額 2,221,057 千円が資本的支出額 4,733,873 千円に対し不足する額 2,512,816 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 240,341 千円、減債積立金 6,303 千円、建設改良積立金 167,701 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,098,471 千円で補填するものとする。

令和2年度 企業債の補正について（第5条）

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	柿田川工業用水道建設費	5,000	14,000	△ 9,000
	東駿河湾工業用水道建設費	489,000	570,000	△ 81,000
	静清工業用水道建設費	573,000	573,000	0
	中遠工業用水道建設費	354,000	458,000	△ 104,000
	西遠工業用水道建設費	407,000	490,000	△ 83,000
	湖西工業用水道建設費	120,000	120,000	0
合 計		1,948,000	2,225,000	△ 277,000

第57号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	49,543	7,140,543	
第 1 項 営業収益	△ 6,327	6,563,666	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 514	6,469,736	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	△ 19,276		
榛南水道料金	△ 1,204		
遠州水道料金	19,966		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 5,813	93,930	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 5,813		
第 2 項 営業外収益	28,828	549,835	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	19,900	41,338	有価証券利息等の補正である。
預金利息	1,721		
有価証券利息	18,179		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	6,891	505,764	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	6,891		
第 3 目 雑収益 (節内訳)	2,037	2,733	太田川ダム小水力発電の売電収入の確定に伴う補正である。
その他雑収益	2,037		
第 3 項 特別利益	27,042	27,042	
第 1 目 その他特別利益 (節内訳)	27,042	27,042	退職給付引当金戻入額の確定に伴う補正である。
退職給付引当金戻入額	27,042		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 141,617	6,333,455	
第 1 項 営業費用	△ 243,535	5,777,320	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 51,770	1,655,878	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 △ 5,156</li> <li>(1) 報酬 △ 726</li> <li>(3) 職員手当等 △ 3,207</li> <li style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 3,207</li> <li>(5) 法定福利費 △ 1,100</li> <li style="padding-left: 20px;">法定福利費 △ 1,100</li> <li>(6) 旅費 △ 123</li> <li>・維持管理費 △ 46,614</li> <li>(10) 役務費 500</li> <li>(11) 委託料 44,536</li> <li>(13) 修繕料 1,350</li> <li>(16) 動力費 △ 97,000</li> <li>(17) 薬品費 4,000</li> </ul>
第 2 目 配水及び給水費	△ 111,055	1,113,088	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 4,396</li> <li>(1) 報酬 96</li> <li>(2) 給料 △ 878</li> <li>(3) 職員手当等 3,772</li> <li style="padding-left: 20px;">扶養手当 △ 1,140</li> <li style="padding-left: 20px;">地域手当 △ 74</li> <li style="padding-left: 20px;">通勤手当 776</li> <li style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 4,959</li> <li style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 1,333</li> <li style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 124</li> <li style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額 6</li> <li style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 2</li> <li style="padding-left: 20px;">管理職手当 2</li> <li style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 △ 4</li> <li style="padding-left: 20px;">住居手当 722</li> <li style="padding-left: 20px;">児童手当 △ 20</li> <li>(5) 法定福利費 1,414</li> <li style="padding-left: 20px;">法定福利費 1,410</li> <li style="padding-left: 20px;">法定福利費引当金繰入額 4</li> <li>(6) 旅費 △ 8</li> <li>・維持管理費 △ 115,451</li> <li>(10) 役務費 20</li> <li>(11) 委託料 4,051</li> </ul>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 修繕料 458 (16) 動力費 △ 120,000 (17) 薬品費 20
第 3 目 総係費	△ 9,940	317,566	企業局職員の人件費の補正である。  (節内訳) ・人件費 △ 9,940 (1) 報酬 31 (2) 給料 963 (3) 職員手当等 △ 12,803 扶養手当 756 地域手当 67 通勤手当 906 時間外勤務手当 2,120 期末手当 △ 477 勤勉手当 1,546 賞与引当金繰入額 120 特殊勤務手当 1 管理職手当 1 休日勤務手当 6 住居手当 △ 69 退職給付費 △ 18,108 児童手当 328 (5) 法定福利費 1,866 法定福利費 1,823 法定福利費引当金繰入額 43 (6) 旅費 3
第 4 目 共用施設管理費	△ 746	141,759	企業局職員の人件費の補正である。  (節内訳) ・人件費 △ 746 (1) 報酬 △ 87 (2) 給料 △ 269 (3) 職員手当等 △ 410 扶養手当 564 地域手当 3 通勤手当 △ 697 時間外勤務手当 497 期末手当 △ 692 勤勉手当 △ 108 賞与引当金繰入額 17 特殊勤務手当 1 休日勤務手当 △ 1 住居手当 2 児童手当 4 (5) 法定福利費 △ 93 法定福利費 △ 102 法定福利費引当金繰入額 9

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			( 6) 旅費 113
第 5 目 減価償却費	△ 56,714	2,467,818	固定資産額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 56,714
第 6 目 資産減耗費	△ 13,310	81,211	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。  (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 13,310
第 2 項 営業外費用	101,918	553,135	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 2,325	250,433	企業債利息の確定に伴う補正である。  (節内訳) (40) 企業債利息 △ 2,325
第 2 目 雑損失	23,702	27,702	保有有価証券の当期償却額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (48) その他雑損失 23,702
第 3 目 消費税及び地方消費税	80,541	275,000	納税予定額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 80,541
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	16,234	1,203,234	
第 1 項 企業債	0	487,000	
第 2 項 補助金	2,688	192,688	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 榛南水道建設費補助金 遠州水道建設費補助金	2,688 △ 6,667 9,355	192,688	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 榛南: 300,000 → 279,999 千円 遠州: 270,000 → 298,065 千円 ・補助率 榛南: 1/3 遠州: 1/3
第 3 項 補償金	0	10,000	
第 4 項 投資有価証券償還金	0	500,000	
第 5 項 国庫補助金	13,546	13,546	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 駿豆水道建設費補助金	13,546 13,546	13,546	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 駿豆: 0 → 27,093 千円 ・補助率 駿豆: 1/2



<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 167,032	5,323,896	
第 1 項 建設改良費	△ 132,752	2,400,248	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	0	89,530	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 0 (18) 材料費 15,000 (62) 工事請負費 △ 15,000
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 20,001	537,299	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 20,001 (19) 補償費 2,000 (56) 土地購入費 200 (62) 工事請負費 △ 22,201
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 112,751	1,773,419	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 112,751 (11) 委託料 △ 22,000 (62) 工事請負費 △ 90,751
第 2 項 固定資産取得費	△ 16,000	25,478	
第 1 目 固定資産取得費	△ 16,000	25,478	固定資産購入額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (61) 工具器具及び備品購入費 △ 16,000
第 3 項 投資	0	1,900,000	
第 4 項 企業債償還金	△ 18,280	986,170	
第 1 目 企業債償還金	△ 18,280	986,170	企業債償還金の確定に伴う補正である。  (節内訳) (76) 元金償還金 △ 18,280
第 5 項 補助金返還金	0	12,000	

備考 資本的収入額 1,203,234 千円が資本的支出額 5,323,896 千円に対し不足する額 4,120,662 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 219,289 千円、減債積立金 893,842 千円、建設改良積立金 129,283 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,878,248 千円で補填するものとする。

第58号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	△ 79,685	1,111,396	
第 1 項 営業収益	△ 81,881	1,089,202	
第 1 目 土地売却収益	△ 81,881	1,089,202	売却土地の減に伴う補正である。
(節内訳)			
土地売却収益	△ 81,881		
第 2 項 営業外収益	2,196	3,194	
第 1 目 受取利息及び配当金	2,715	3,032	預金利息の補正である。
(節内訳)			
預金利息	2,715		
第 2 目 雑収益	△ 579	102	開発整備資産の貸付け等に伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	△ 579		
第 3 目 他会計負担金	60	60	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
(節内訳)			
一般会計負担金	60		
第 3 項 特別利益	0	19,000	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 137,262	1,026,796	
第 1 項 営業費用	△ 111,600	941,796	
第 1 目 土地売却原価	△ 81,807	823,517	売却土地の減に伴う補正である。  (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 81,807
第 2 目 一般管理費	△ 29,793	118,279	広告宣伝費及び調査費等の補正である。  (節内訳) ・人件費 △ 3,293 (1) 報酬 25 (2) 給料 △ 2,040 (3) 職員手当等 △ 678 扶養手当 △ 628 地域手当 △ 98 通勤手当 △ 433 時間外勤務手当 191 期末手当 △ 661 勤勉手当 84 賞与引当金繰入額 5 管理職手当 1 休日勤務手当 108 住居手当 △ 360 退職給付費 809 児童手当 304 (5) 法定福利費 △ 480 法定福利費 △ 484 法定福利費引当金繰入額 4 (6) 旅費 △ 120 ・広告宣伝費 △ 9,000 (32) 広告宣伝費 △ 9,000 ・調査費 △ 17,500 (26) 調査費 △ 10,000 (33) 補助金 △ 7,500
第 2 項 営業外費用	△ 25,662	82,000	
第 1 目 雑損失	△ 25,662	82,000	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。  (節内訳) (48) その他雑損失 △ 25,662
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 1,720,511	932,408	
第 1 項 負担金	△ 16,509	16,908	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 工事費負担金	△ 16,509 △ 16,509	16,908	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 2 項 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000	0	
第 1 目 浜松坪井地区事業収入 (節内訳) 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000 △ 8,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 3 項 藤枝高田地区事業収入	△ 50,000	500,000	
第 1 目 藤枝高田地区事業収入 (節内訳) 藤枝高田地区事業収入	△ 50,000 △ 50,000	500,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 4 項 富士大淵地区事業収入	0	415,500	
第 5 項 袋井土橋地区事業収入	△ 1,146,002	0	
第 1 目 袋井土橋地区事業収入 (節内訳) 袋井土橋地区事業収入	△ 1,146,002 △ 1,146,002	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 6 項 新規用地事業収入	△ 500,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳) 新規用地事業収入	△ 500,000 △ 500,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 4,376,513	944,429	
第 1 項 建設改良費	△ 1,876,513	943,889	
第 1 目 開発整備費	△ 1,851,513	893,889	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・人件費 △ 2,174 (2) 給料 119 (3) 職員手当等 △ 2,316 扶養手当 △ 370 地域手当 △ 9 通勤手当 380 時間外勤務手当 △ 1,500 期末手当 △ 481 勤勉手当 △ 110 賞与引当金繰入額 △ 68 特殊勤務手当 40 休日勤務手当 16 住居手当 △ 97 児童手当 △ 117 (5) 法定福利費 23 法定福利費 31 法定福利費引当金繰入額 △ 8 ・事務費 △ 79,091 (6) 旅費 △ 4,900 (7) 報償費 △ 200 (9) 需用費 △ 71,121 (10) 役務費 △ 850 (12) 賃借料 △ 2,000 (23) 保険料 △ 20 ・工事費 △ 1,770,248 (11) 委託料 △ 135,246 (19) 補償費 △ 2,000 (56) 土地購入費 △ 1,550,002 (62) 工事請負費 △ 83,000
第 2 目 補助金	△ 25,000	50,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) (33) 補助金 △ 25,000
第 2 項 固定資産取得費	0	540	
第 3 項 投資	△ 2,500,000	0	
第 1 目 投資有価証券	△ 2,500,000	0	有価証券による資金管理計画の変更に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (71) 有価証券購入費 <span style="float: right;">△ 2,500,000</span>

備考 資本的収入額 932,408 千円が資本的支出額 944,429 千円に対し不足する額 12,021 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額 6 千円及び繰越工事資金 12,015 千円で補填するものとする。

第59号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	918,966	38,493,949	
第 1 項 医業収益	322,142	30,522,663	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	339,019	29,804,571	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 688,904		
外来収益	1,027,923		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	△ 16,877	718,092	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	△ 15,682		
医業雑収益	△ 1,195		
第 2 項 医業外収益	151,824	7,521,286	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	3,521	12,587	預金利息等の補正である。
預金利息	1,758		
有価証券利息	1,763		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	153,871	491,910	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金等の補正である。
一般会計補助金	153,871		
第 3 目 補助金 (節内訳)	48,062	65,062	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業等に係る国庫補助金の補正である。
国庫補助金	48,062		
第 4 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 152,734	5,537,087	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 152,734		
第 5 目 長期前受金戻入 (節内訳)	888	124,267	国庫補助金等を財源にした固定資産の減価償却に伴う収益の補正である。
長期前受金戻入	888		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 目 その他医業外収益 (節内訳) その他医業外収益	98,216 98,216	1,290,373	研究受託金、医療基金取崩収入等の補正である。
第 3 項 特別利益	445,000	450,000	
第 2 目 その他特別利益 (節内訳) その他特別利益	445,000 445,000	450,000	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金等の交付に伴う補正である。
第 2 款 研究所事業収益	△ 44,669	690,505	
第 1 項 研究所収益	△ 44,669	690,505	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 10,062 △ 10,062	671,721	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目 その他研究所収益 (節内訳) 受託等研究収益 長期前受金戻入	△ 34,607 △ 35,000 393	18,784	外部研究資金等の確定に伴う補正である。



<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	1,737,193	39,293,990	
第 1 項 医業費用	1,118,241	37,317,108	
第 1 目 給与費	340,558	13,407,408	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 △ 30,394</p> <p>(2) 職員手当等 182,556</p> <p>扶養手当 △ 7,699</p> <p>地域手当 △ 23,345</p> <p>住居手当 △ 632</p> <p>通勤手当 △ 3,281</p> <p>管理職手当 3,341</p> <p>初任給調整手当 △ 61,692</p> <p>特殊勤務手当 72,752</p> <p>時間外勤務手当 97,951</p> <p>休日勤務手当 22,417</p> <p>夜間勤務手当 △ 4,682</p> <p>宿日直手当 △ 4,125</p> <p>期末手当 43,033</p> <p>勤勉手当 33,207</p> <p>児童手当 12,913</p> <p>単身赴任手当 △ 646</p> <p>管理職員特別勤務手当 3,044</p> <p>(3) 報酬 405,963</p> <p>(5) 法定福利費 △ 57,736</p> <p>(6) 退職給付費 △ 127,520</p> <p>(7) 負担金 △ 8,861</p> <p>(8) 奨学費 △ 23,450</p>
第 2 目 材料費	933,101	14,615,437	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(9) 薬品費 871,743</p> <p>(10) 診療材料費 77,870</p> <p>(12) 医療消耗備品費 △ 16,512</p>
第 3 目 経費	94,931	6,480,184	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(14) 報償費 1,200</p> <p>(15) 旅費 △ 5,973</p> <p>(17) 消耗品費 102,403</p> <p>(18) 光熱水費 △ 50,000</p> <p>(19) 燃料費 △ 264</p> <p>(21) 印刷製本費 739</p> <p>(22) 修繕費 △ 148,925</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(23) 保険料 $\Delta$ 970 (24) 賃借料 $\Delta$ 14,320 (25) 通信運搬費 742 (26) 委託料 101,763 (27) 手数料 107,467 (29) 貸倒引当金繰入 1,069
第 4 目 減価償却費	11,639	2,111,583	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (31) 有形固定資産減価償却費 17,370 (32) 無形固定資産減価償却費 $\Delta$ 5,731
第 5 目 資産減耗費	18,500	19,500	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (34) 棚卸資産減耗費 18,500
第 6 目 研究研修費	$\Delta$ 282,031	476,649	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (27) 手数料 $\Delta$ 100,000 (36) 研究材料費 $\Delta$ 98,446 (37) 謝金 $\Delta$ 50 (38) 研究旅費 $\Delta$ 55,913 (41) 研究雑費 $\Delta$ 27,622
第 7 目 長期前払消費税償却	1,543	206,347	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (74) 長期前払消費税償却 1,543
第 2 項 医業外費用	118,447	1,471,377	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	$\Delta$ 2,834	488,101	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (42) 企業債利息 $\Delta$ 2,834
第 4 目 雑損失	92,681	461,856	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。 (節内訳) (15) 旅費 18,875 (17) 消耗品費 31,125 (20) 食糧費 2,000 (21) 印刷製本費 300 (24) 賃借料 3,500 (25) 通信運搬費 500

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(26) 委託費 94,421 (27) 手数料 1,200 (28) 諸会費 3,000 (37) 謝金 300 (39) 図書費 1,200 (49) その他雑損失 △ 63,740
第 5 目 消費税等	28,600	70,000	納税予定額の増に伴う補正である。  (節内訳) (73) 消費税等 28,600
第 3 項 特別損失	500,505	505,505	
第 2 目 固定資産除却損	55,505	55,505	医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (68) 固定資産除却損 55,505
第 3 目 その他特別損失	445,000	445,000	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の 給付等に伴う補正である。  (節内訳) (72) その他特別損失 445,000
第 2 款 研究所事業費用	18,965	956,772	
第 1 項 研究所費用	△ 44,811	892,996	
第 1 目 給与費	14,683	284,356	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。  (節内訳) (1) 給料 13,328 (2) 職員手当等 10,889 扶養手当 1,212 地域手当 305 住居手当 △ 876 通勤手当 2,374 管理職手当 516 初任給調整手当 △ 3,114 特殊勤務手当 △ 529 時間外勤務手当 5,791 休日勤務手当 △ 6,463 期末手当 8,971 勤勉手当 3,365 児童手当 △ 663 (3) 報酬 △ 12,442 (5) 法定福利費 △ 2,531 (6) 退職給付費 5,439

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	研究費	△ 35,000	63,500	がんセンター研究所の研究費の補正である。  (節内訳) (36) 研究材料費 △ 35,000
第 3 目	運営経費	△ 24,753	284,865	がんセンター研究所の運営経費の補正である。  (節内訳) (18) 光熱水費 △ 10,250 (26) 委託料 △ 14,503
第 4 目	減価償却費	1,525	197,054	固定資産額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (31) 有形固定資産減価償却費 1,772 (32) 無形固定資産減価償却費 △ 247
第 5 目	支払利息及び企業債取扱諸費	8	47,615	企業債利息の確定に伴う補正である。  (節内訳) (42) 企業債利息 8
第 6 目	長期前払消費税償却	△ 1,711	12,606	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (74) 長期前払消費税償却 △ 1,711
第 7 目	消費税等	437	3,000	納税予定額の増に伴う補正である。  (節内訳) (73) 消費税等 437
第 2 項	特別損失	63,776	63,776	
第 1 目	過年度損益修正損	63,159	63,159	一般会計負担金の返還に係る補正である。  (節内訳) (69) 過年度損益修正損 63,159
第 2 目	固定資産除却損	617	617	機器等の除却額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (68) 固定資産除却損 617

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	295,335	1,391,364	
第 1 項 企業債	163,000	1,205,000	
第 1 目 企業債	163,000	1,205,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
(節内訳)			
静岡がんセンター医療機器整備費債	348,000	1,170,000	
静岡がんセンター整備費債	△ 185,000	35,000	
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	0	53,029	
第 4 項 補助金	62,330	62,330	
第 1 目 他会計補助金	330	330	認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策事業に係る一般会計補助金の補正である。
(節内訳)			
一般会計補助金	330		
第 2 目 補助金	62,000	62,000	帰国者・接触者外来等設備整備に伴う機器整備等に係る国庫補助金の補正である。
(節内訳)			
国庫補助金	62,000		
第 5 項 投資有価証券償還金	44,000	44,000	
第 1 目 投資有価証券償還金	44,000	44,000	投資有価証券償還金の収入に伴う補正である。
(節内訳)			
投資有価証券償還金	44,000		
第 6 項 寄附金	10,000	10,000	
第 1 目 寄附金	10,000	10,000	寄附金の収入に伴う補正である。
(節内訳)			
寄附金	10,000		
第 7 項 貸付金返還金	15,300	15,300	
第 1 目 貸付金返還金	15,300	15,300	貸付金返還金の収入に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 貸付金返還金	15,300		
第 8 項 敷金・保証金返還金	705	705	
第 1 目 敷金・保証金返還金 (節内訳) 敷金返還金	705 705	705	敷金返還金の収入に伴う補正である。
第 2 款 研究所資本的収入	△ 33,000	450,627	
第 1 項 企業債	0	256,000	
第 2 項 他会計負担金	0	916	
第 3 項 受託金	△ 33,000	0	
第 1 目 受託金 (節内訳) 受託金	△ 33,000 △ 33,000	0	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
第 4 項 出資金	0	193,711	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	79,050	5,141,818	
第 1 項 建設改良費	126,850	1,325,676	
第 1 目 資産購入費	44,370	841,152	医療機器等の取得に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 37,053 (53) 器械備品購入費 7,317
第 2 目 建設改良費	82,480	484,524	施設整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 △ 27,786 (60) 工事費 110,266
第 2 項 企業債償還金	0	3,796,868	
第 3 項 長期貸付金	△ 57,800	7,000	
第 1 目 長期貸付金	△ 57,800	7,000	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (75) 貸付金 △ 57,800
第 4 項 敷金・保証金	0	2,274	
第 5 項 積立金	10,000	10,000	
第 1 目 積立金	10,000	10,000	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 積立金 10,000
第 2 款 研究所資本的支出	△ 33,000	450,628	
第 1 項 建設改良費	△ 33,000	256,916	
第 1 目 資産購入費	△ 33,000	256,916	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (53) 器械備品購入費 △ 33,000
第 2 項 企業債償還金	0	193,712	

備考 資本的収入額 1,841,991 千円が資本的支出額 5,592,446 千円に対し不足する額 3,750,455 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,750,455 千円で補填するものとする。

令和2年度 債務負担行為の補正について（第5条）

1 変更

(1) 令和2年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所 属 部 局	事 項	区 分	工事予定額	令和2年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期 間
がんセンター局	静岡がんセンター陽 子線治療装置中期更新 事業工事契約	変更前	489,000	47,000	442,000	2～4年度
		変更後	476,000	18,000	458,000	2～4年度

令和2年度 企業債の補正について（第6条）

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
病院事業債	静岡がんセンター 医療機器整備費	1,170,000	822,000	348,000
	静岡がんセンター 整備費	35,000	220,000	△ 185,000
	静岡がんセンター 研究所整備費	256,000	256,000	0
合 計		1,461,000	1,298,000	163,000



第61号議案

6 流域下水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業収益	△ 20,650	5,378,250	
第 1 項 営業収益	136,630	3,002,679	
第 1 目 維持管理費負担金 (節内訳)	136,630	3,002,679	維持管理に対する負担金の確定に伴う補正である。
狩野川東部流域下水道 維持管理費負担金	22,226		
狩野川西部流域下水道 維持管理費負担金	114,404		
第 2 項 営業外収益	△ 157,280	2,375,571	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 66,888	508,863	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 66,888		
第 3 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 90,392	1,837,133	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 90,392		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費用	△ 123,577	4,677,423	
第 1 項 営業費用	△ 162,600	4,388,318	
第 1 目 管渠・ポンプ場・処理場費	△ 44,141	1,950,309	<p>管渠・ポンプ場・処理場の維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 137</li> <li>(3) 職員手当等 137 <ul style="list-style-type: none"> <li>賞与引当金繰入額 137</li> </ul> </li> <li>・維持管理費 △ 44,278</li> <li>(9) 需用費 △ 2,278</li> <li>(11) 委託料 9,532</li> <li>(13) 修繕料 △ 51,532</li> </ul>
第 2 目 総係費	△ 9,257	126,849	<p>維持管理費負担金収納関係事務等に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 △ 9,148</li> <li>(2) 給料 △ 3,049</li> <li>(3) 職員手当等 △ 4,822 <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養手当 682</li> <li>地域手当 △ 93</li> <li>通勤手当 △ 1,162</li> <li>時間外勤務手当 △ 185</li> <li>期末手当 △ 1,028</li> <li>勤勉手当 △ 1,175</li> <li>賞与引当金繰入額 △ 68</li> <li>住居手当 379</li> <li>退職給付費 △ 2,249</li> <li>児童手当 77</li> </ul> </li> <li>(5) 法定福利費 △ 1,277 <ul style="list-style-type: none"> <li>法定福利費 △ 1,275</li> <li>法定福利費引当金繰入額 △ 2</li> </ul> </li> <li>・事務費 △ 109</li> <li>(10) 役務費 △ 109</li> </ul>
第 3 目 減価償却費	△ 109,202	2,294,745	<p>固定資産額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(29) 有形固定資産減価償却費 △ 109,670</li> <li>(30) 無形固定資産減価償却費 468</li> </ul>
第 2 項 営業外費用	39,023	286,105	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 2,855	127,358	企業債利息の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (35) 企業債利息 <span style="float: right;">△ 2,855</span>
第 2 目 消費税及び地方消費税	41,878	158,747	納税予定額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (42) 消費税及び地方消費税 <span style="float: right;">41,878</span>
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 490,359	2,429,092	
第 1 項 企業債	△ 111,000	369,000	
第 1 目 流域下水道建設費債 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費債 狩野川西部流域下水道建設費債	△ 111,000 △ 50,000 △ 61,000	369,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・狩野川東部 190,000 → 140,000 千円 ・狩野川西部 290,000 → 229,000 千円
第 2 項 借入金	△ 9,816	19,934	
第 1 目 借入金 (節内訳) 他会計借入金	△ 9,816 △ 9,816	19,934	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 出資金	65,061	154,512	
第 1 目 出資金 (節内訳) 出資金	65,061 65,061	154,512	流域下水道施設の建設事業に係る一般会計からの出資金の補正である。
第 4 項 国庫補助金	△ 325,195	1,187,305	
第 1 目 流域下水道建設費補助金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費補助金 狩野川西部流域下水道建設費補助金	△ 325,195 △ 163,150 △ 162,045	1,187,305	流域下水道施設の建設事業に係る国庫補助金の補正である。 ・補助対象事業費 狩野川東部: 984,200 → 707,600 千円 狩野川西部: 1,453,800 → 1,178,600 千円 ・補助率 狩野川東部: 1/2 又は 1/3 狩野川西部: 1/2 又は 1/3
第 5 項 負担金	△ 109,409	504,341	
第 1 目 建設費負担金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費負担金 狩野川西部流域下水道建設費負担金	△ 109,409 △ 55,400 △ 54,009	310,341	建設改良事業の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 項 雑収入	0	194,000	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 564,231	3,259,769	
第 1 項 建設改良費	△ 555,420	1,886,580	
第 1 目 建設改良費	△ 555,420	1,886,580	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・人件費 4,257 (2) 給料 2,201 (3) 職員手当等 1,290 扶養手当 73 地域手当 84 通勤手当 284 時間外勤務手当 160 期末手当 289 勤勉手当 203 住居手当 221 児童手当 △ 27 特殊勤務手当 3 (5) 法定福利費 766 法定福利費 766 ・事務費 △ 15,664 (1) 報酬 418 (5) 法定福利費 △ 120 (6) 旅費 △ 405 (9) 需用費 △ 7,884 (10) 役務費 △ 4,465 (11) 委託料 △ 1,000 (12) 賃借料 △ 2,208 ・工事費 △ 544,013 (11) 委託料 △ 169,609 (54) 工事請負費 △ 374,404
第 2 項 固定資産取得費	△ 8,811	25,270	
第 1 目 固定資産取得費	△ 8,811	25,270	固定資産取得費の確定に伴う補正である。  (節内訳) (59) ソフトウェア取得費 △ 8,811
第 3 項 企業債償還金	0	1,346,484	
第 4 項 借入金償還金	0	1,435	

備考 資本的収入額 2,429,092 千円が資本的支出額 3,259,769 千円に対し不足する額 830,677 千円は、減債積立金 299,076 千円、当年度分損益勘定留保資金 474,027 千円及び当年度利益剰余金処分額 57,574 千円で補填するものとする。

令和2年度 企業債の補正について（第5条）

流域下水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
流域下水道建設費債	狩野川東部流域下水道建設費	140,000	190,000	△ 50,000
	狩野川西部流域下水道建設費	229,000	290,000	△ 61,000
合 計		369,000	480,000	△ 111,000